

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

1) 平成29年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況は、対象団体1,788団体について、「過去に一度も策定したことがなく、平成29年10月1日以降も策定する予定はない。」と回答した団体は1,195団体（66.8%）であった。また、「過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。」と回答した団体が97団体（5.4%）あり、平成29年10月1日現在で「過去に一度も策定したことがない」と回答した団体は、全都道府県及び市町村で1,292団体（72.3%）となった（表129、図154）。

一方で、「既に計画期間を経過しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない」と回答した団体が37団体（2.1%）あった。

また、「平成29年10月1日以降に策定する予定がある。」団体の策定・改定を予定している年度は平成30年度が116団体（27.8%）で最も多かった（表130）。

全体として494団体（27.6%）は、これまでに実行計画（区域施策編）一度以上策定しているが、平成29年10月1日以降に計画する予定はある団体（418団体（23.4%））はない団体（1,368団体（76.5%））の半数以下となっており、団体数に大きな差が見られなかった実行計画（事務事業編）とは異なった。

表129 平成29年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定

策定・改定状況	団体数	割合
過去に一度も策定したことがなく、平成29年10月1日以降も策定する予定はない。	1,195	66.8%
過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。	97	5.4%
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	136	7.6%
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	297	16.6%
既に計画期間を経過しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	37	2.1%
既に計画期間を経過しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	24	1.3%
無回答	2	0.1%
対象団体	1,788	100.0%

図 154 平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定

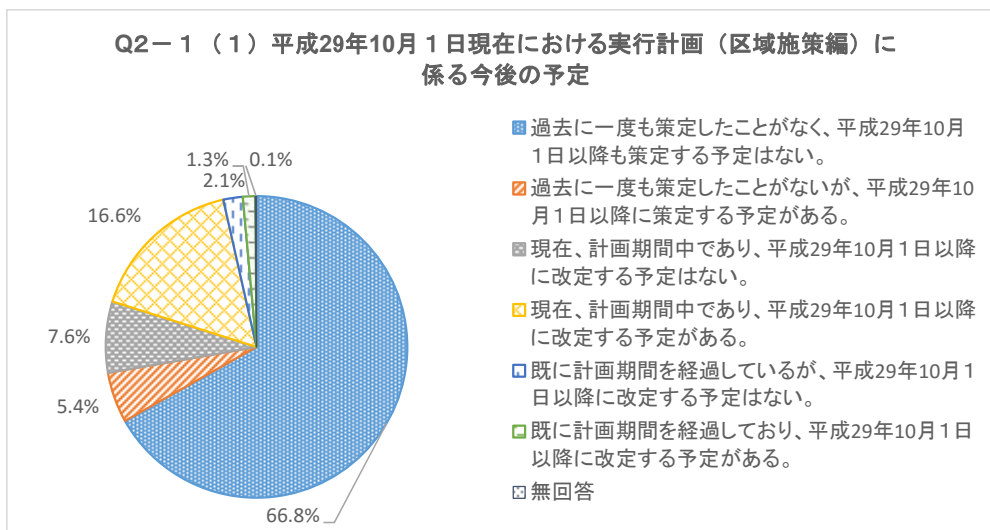
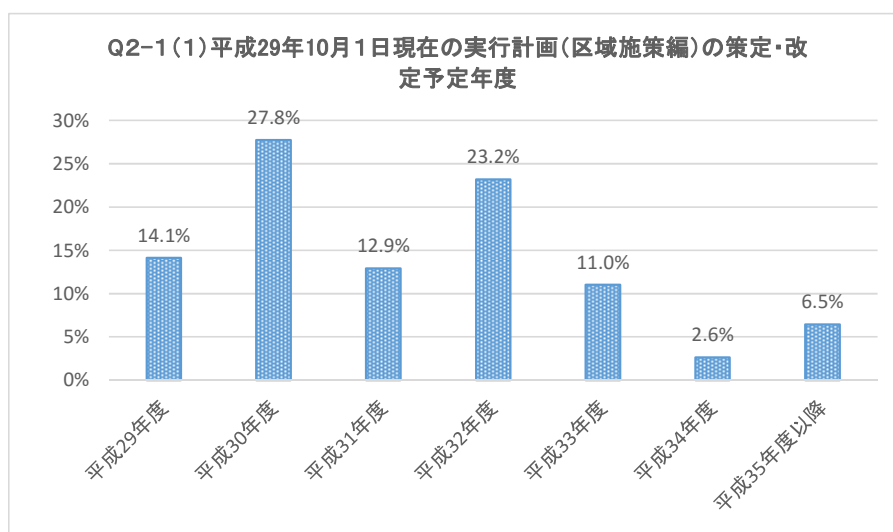


表 130 策定・改定を予定している年度

予定年度	団体数	割合
平成29年度	59	14.1%
平成30年度	116	27.8%
平成31年度	54	12.9%
平成32年度	97	23.2%
平成33年度	46	11.0%
平成34年度	11	2.6%
平成35年度以降	27	6.5%
無回答	8	1.9%
対象団体	418	100.0%

図 155 策定・改定を予定している年度



2) 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度及び計画期間

平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度について、当初策定年度は「平成 23 年度」が 87 団体（17.6%）と最も多かった。次いで「平成 22 年度」が 68 団体（13.8%）であった（表 131、図 156）。

最終改定年度は、「平成 28 年度」が 63 団体（12.8%）と最も多かった。次いで「平成 27 年度」が 34 団体（6.9%）であった（表 133、図 158）。

計画期間について、当初計画期間は「10 年間」が 157 団体（31.8%）と最も多かった。次いで「5 年間」が 132 団体（26.7%）であった（表 132、図 157）。

最終改定時の計画期間は「5 年間」が 58 団体（11.7%）と最も多かった。次いで「11 年間以上」が 42 団体（8.5%）であった（表 134、図 159）。

表 131 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の当初策定年度

当初策定年度	団体数	割合
平成10年度以前	5	1.0%
平成11年度	7	1.4%
平成12年度	4	0.8%
平成13年度	8	1.6%
平成14年度	2	0.4%
平成15年度	5	1.0%
平成16年度	6	1.2%
平成17年度	9	1.8%
平成18年度	15	3.0%
平成19年度	26	5.3%
平成20年度	43	8.7%
平成21年度	42	8.5%
平成22年度	68	13.8%
平成23年度	87	17.6%
平成24年度	42	8.5%
平成25年度	24	4.9%
平成26年度	29	5.9%
平成27年度	27	5.5%
平成28年度	33	6.7%
平成29年度	9	1.8%
無回答	3	0.6%
対象団体	494	100.0%

図 156 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の当初策定年度

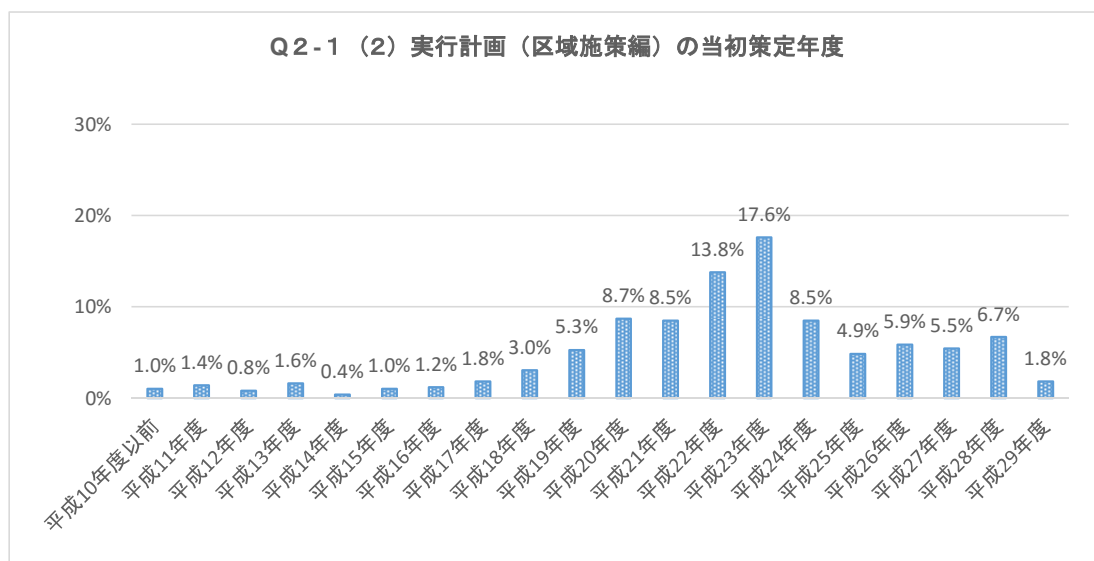


表 132 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の当初策定期間

当初策定時計画期間	団体数	割合
4年間以下	16	3.2%
5年間	132	26.7%
6年間	12	2.4%
7年間	17	3.4%
8年間	20	4.0%
9年間	27	5.5%
10年間	157	31.8%
11年間以上	101	20.4%
無回答	12	2.4%
対象団体	494	100.0%

図 157 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の当初策定期間

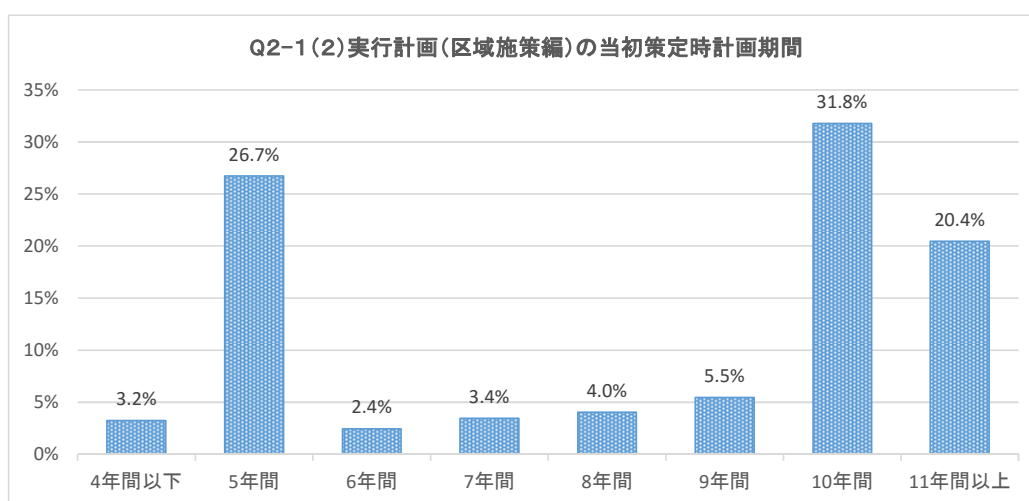


表 133 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の最終改定年度

最終改定年度	団体数	割合
平成20年度	2	0.4%
平成21年度	2	0.4%
平成22年度	6	1.2%
平成23年度	6	1.2%
平成24年度	12	2.4%
平成25年度	14	2.8%
平成26年度	28	5.7%
平成27年度	34	6.9%
平成28年度	63	12.8%
平成29年度	12	2.4%
無回答	315	63.8%
対象団体	494	100.0%

図 158 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の最終改定年度

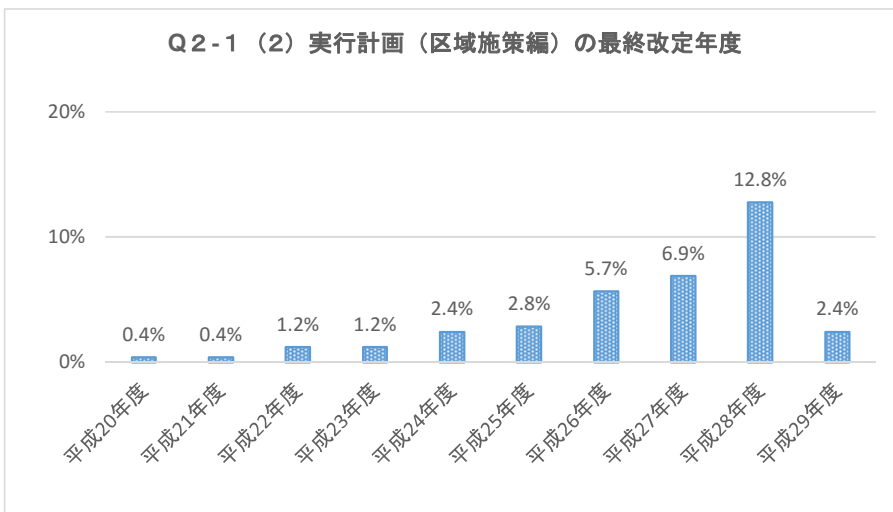
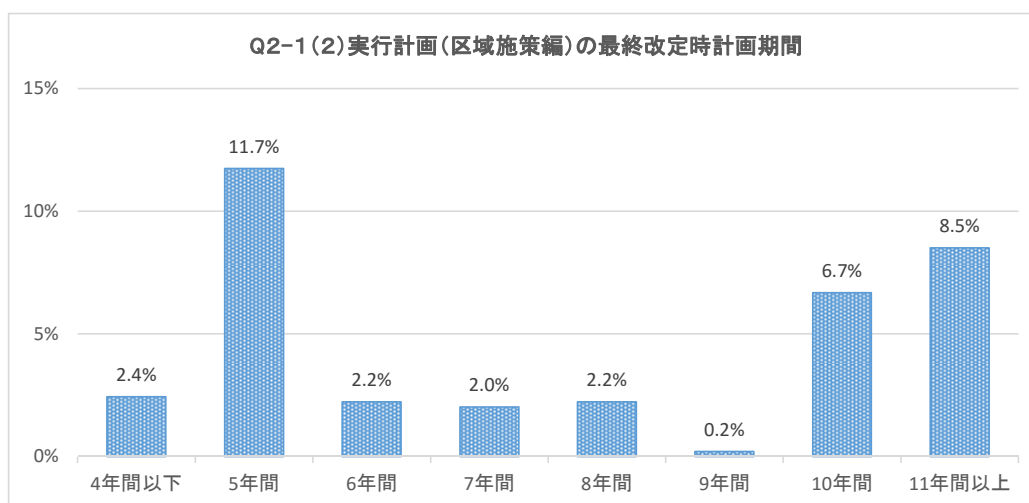


表 134 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の最終改定時の計画期間

最終改定時計画期間	団体数	割合
4年間以下	12	2.4%
5年間	58	11.7%
6年間	11	2.2%
7年間	10	2.0%
8年間	11	2.2%
9年間	1	0.2%
10年間	33	6.7%
11年間以上	42	8.5%
無回答	316	64.0%
対象団体	494	100.0%

図 159 平成 29 年 10 月 1 日現在の実行計画（区域施策編）の最終改定時の計画期間



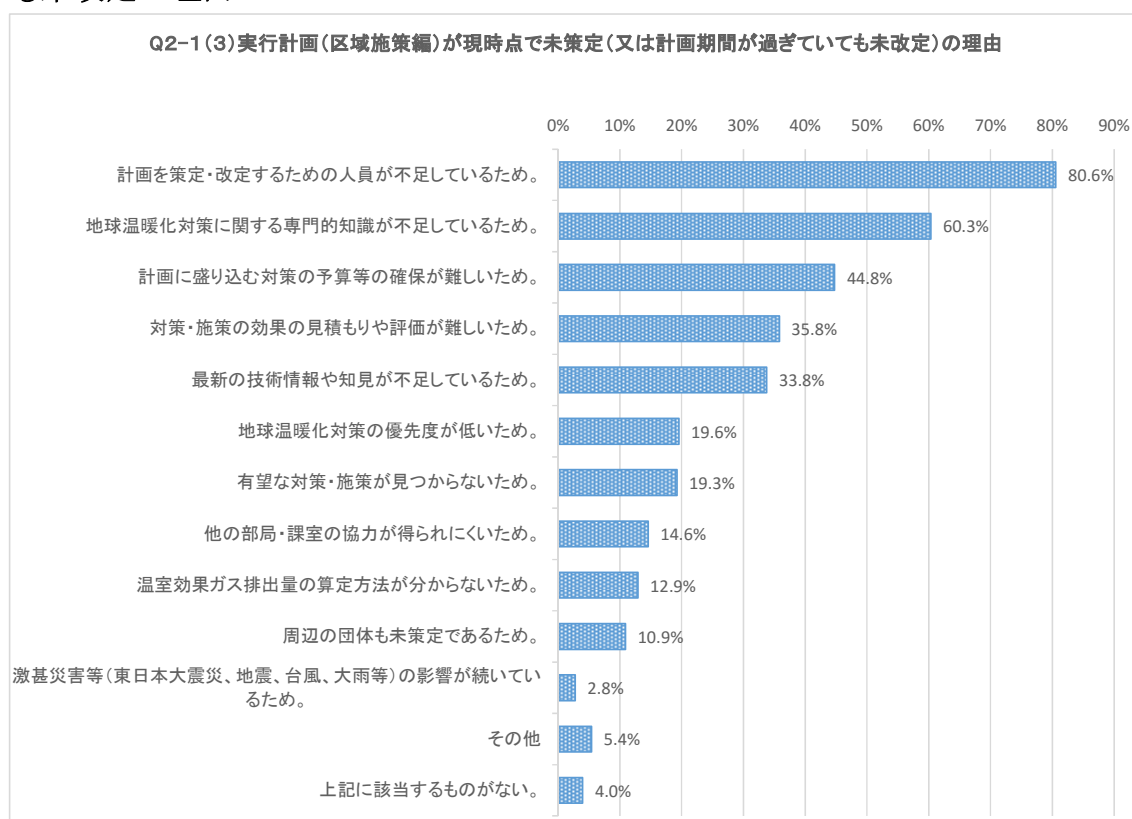
3) 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由

実行計画（区域施策編）が現時点で未策定の理由は、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が 1,071 団体（80.6%）と最も多かった。次いで「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」が 802 団体（60.3%）であった（表 135、図 160）。

表 135 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由

未改定の理由	団体数	割合
計画を策定・改定するための人員が不足しているため。	1,071	80.6%
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。	802	60.3%
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。	595	44.8%
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。	476	35.8%
最新の技術情報や知見が不足しているため。	449	33.8%
地球温暖化対策の優先度が低いため。	260	19.6%
有望な対策・施策が見つからないため。	256	19.3%
他の部局・課室の協力が得られにくいため。	194	14.6%
温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため。	172	12.9%
周辺の団体も未策定であるため。	145	10.9%
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため。	37	2.8%
その他	72	5.4%
上記に該当するものがない。	53	4.0%
対象団体	1,329	100.0%

図 160 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由



団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）について、「人員が不足しているため」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」の選択割合は、人口規模が小さくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られた（表 136、図 161、図 162）。

表 136 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由（団体区分別）

項目	区分	人口規模	計画を策定・改定するための人員が不足しているため。	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。	他の部局・課等の協力が得られていないため。	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。	最新の技術情報や知見が不足しているため。	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。	有望な対策・施策が見つからないため。
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	0	0
	中核市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市以上 計		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	58	49	14	33	21	37	17
		30,000人～99,999人	283	175	46	210	124	166	65
		10,000人～29,999人	328	183	57	246	137	129	83
		～9,999人	402	188	77	313	167	144	91
		計	1,071	595	194	802	449	476	256
	市町村（特別区含む。） 計	1,071	595	194	802	449	476	256	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計	1,071	595	194	802	449	476	256	
割合	都道府県		-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市		-	-	-	-	-	-	-
	中核市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市以上 計		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	72.5%	61.3%	17.5%	41.3%	26.3%	46.3%	21.3%
		30,000人～99,999人	76.9%	47.6%	12.5%	57.1%	33.7%	45.1%	17.7%
		10,000人～29,999人	81.6%	45.5%	14.2%	61.2%	34.1%	32.1%	20.6%
		～9,999人	83.9%	39.2%	16.1%	65.3%	34.9%	30.1%	19.0%
		計	80.6%	44.8%	14.6%	60.3%	33.8%	35.8%	19.3%
	市町村（特別区含む。） 計	80.6%	44.8%	14.6%	60.3%	33.8%	35.8%	19.3%	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計	80.6%	44.8%	14.6%	60.3%	33.8%	35.8%	19.3%	

項目	区分	人口規模	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため。	地球温暖化対策の優先度が低いいため。	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため。	周辺の団体も未策定であるため。	その他	上記に該当するものがない。	対象団体数
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	0	0
	中核市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市以上 計		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	2	16	11	9	10	3	80
		30,000人～99,999人	13	59	39	35	25	14	368
		10,000人～29,999人	10	79	50	55	19	17	402
		～9,999人	12	106	72	46	18	19	479
		計	37	260	172	145	72	53	1,329
	市町村（特別区含む。） 計	37	260	172	145	72	53	1,329	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計	37	260	172	145	72	53	1,329	
割合	都道府県		-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市		-	-	-	-	-	-	-
	中核市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市以上 計		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	2.5%	20.0%	13.8%	11.3%	12.5%	3.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.5%	16.0%	10.6%	9.5%	6.8%	3.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.5%	19.7%	12.4%	13.7%	4.7%	4.2%	100.0%
		～9,999人	2.5%	22.1%	15.0%	9.6%	3.8%	4.0%	100.0%
		計	2.8%	19.6%	12.9%	10.9%	5.4%	4.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計	2.8%	19.6%	12.9%	10.9%	5.4%	4.0%	100.0%	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計	2.8%	19.6%	12.9%	10.9%	5.4%	4.0%	100.0%	

図 161 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由（団体区分別）

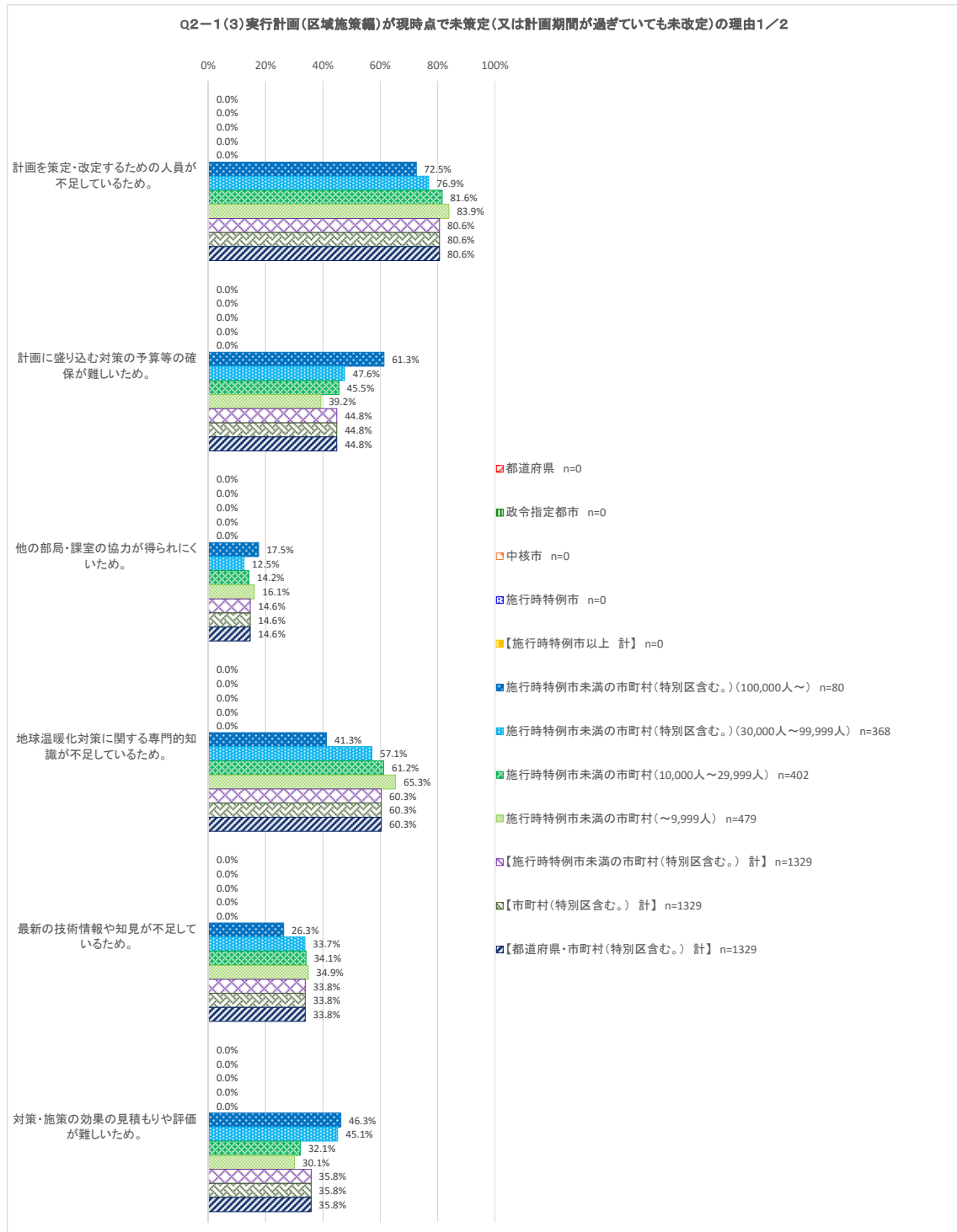
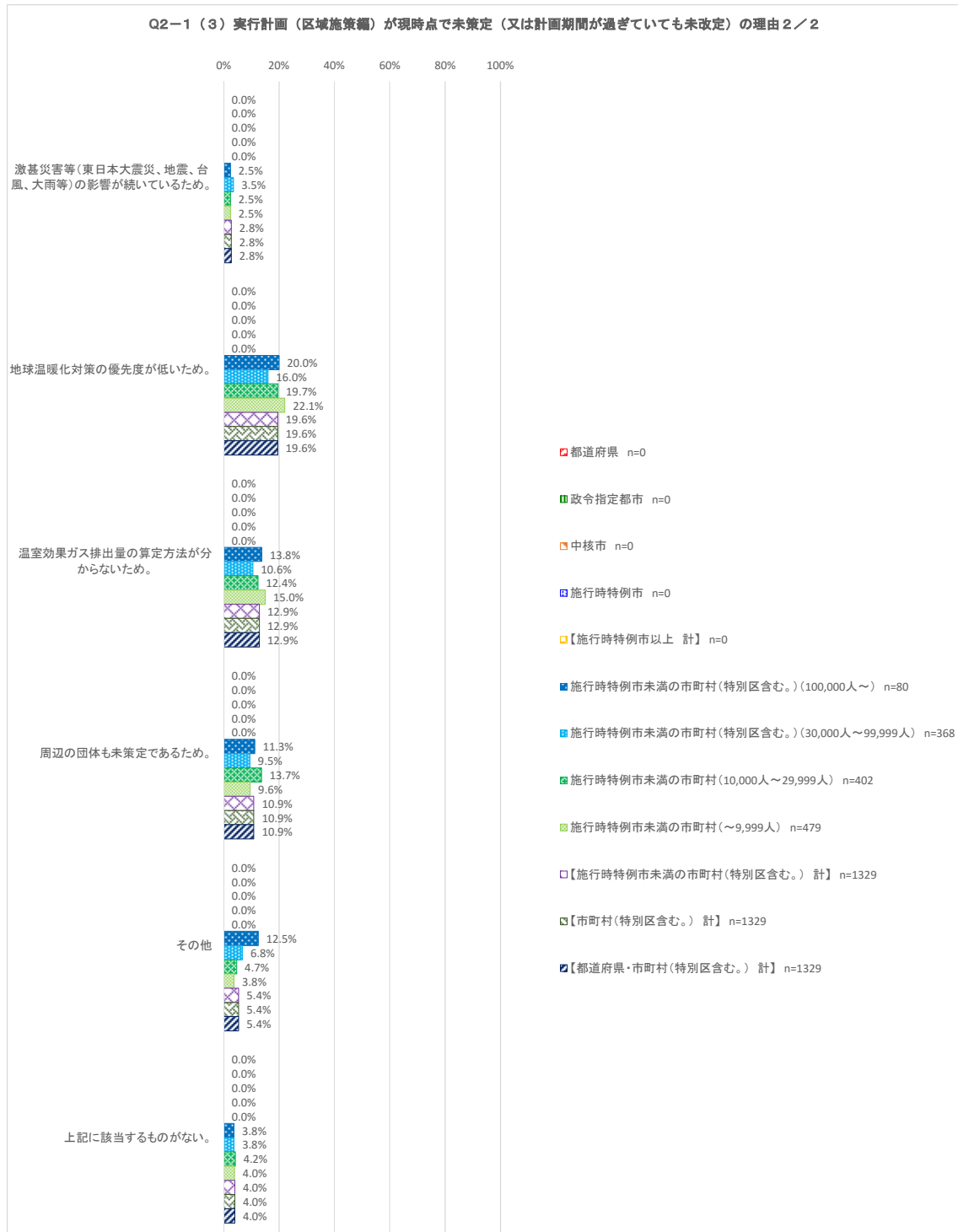


図 162 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由（団体区分別）



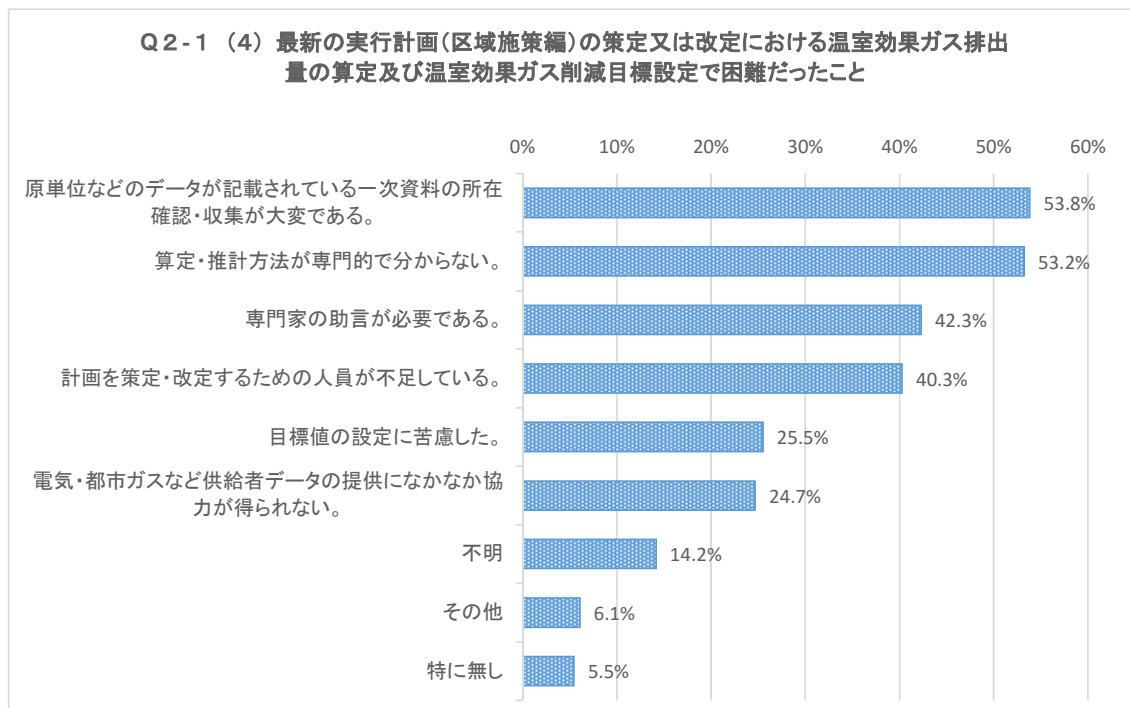
4) 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと

最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったことは、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」が 266 団体（53.8%）と最も多かった。次いで「算定・推計方法が専門的で分からない。」が 263 団体（53.2%）であった（表 137、図 163）。

表 137 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと

温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと	団体数	割合
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。	266	53.8%
算定・推計方法が専門的で分からない。	263	53.2%
専門家の助言が必要である。	209	42.3%
計画を策定・改定するための人員が不足している。	199	40.3%
目標値の設定に苦慮した。	126	25.5%
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。	122	24.7%
不明	70	14.2%
その他	30	6.1%
特に無し	27	5.5%
対象団体	494	100.0%

図 163 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと



団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）について、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」の選択割合は、人口規模が大きい団体（都道府県～施行時政令市）で割合が高くなる傾向が見られた。

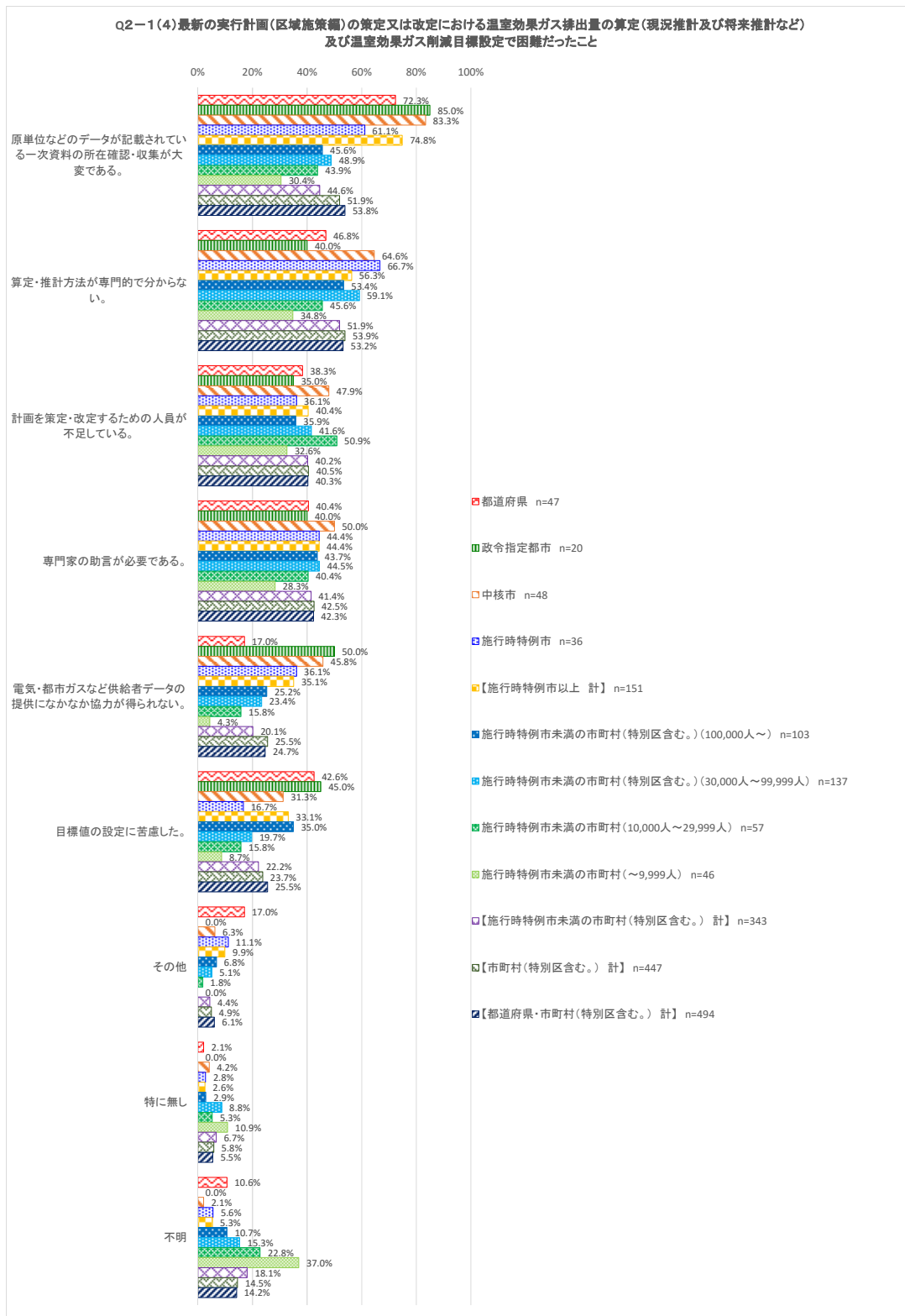
また、「算定・推計方法が専門的で分からない。」「計画を策定・改定するための人員が不足している。」「専門家の助言が必要である。」では、施行時特例市以上の団体と施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の平均値は同程度であったが、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」「目標値の設定に苦慮した。」では、施行時特例市以上の団体の方が平均選択割合が高かった（表 138、図 164）。

表 138 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと（団体区分別）

項目	区分	人口規模	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。	算定・推計方法が専門的で分からない。	計画を策定・改定するための人員が不足している。	専門家の助言が必要である。	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。
団体数	都道府県		34	22	18	19	8
	政令指定都市		17	8	7	8	10
	中核市		40	31	23	24	22
	施行時特例市		22	24	13	16	13
	施行時特例市以上 計		113	85	61	67	53
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	47	55	37	45	26
		30,000人～99,999人	67	81	57	61	32
		10,000人～29,999人	25	26	29	23	9
		～9,999人	14	16	15	13	2
		計	153	178	138	142	69
		市町村(特別区含む。) 計	232	241	181	190	114
		都道府県・市町村(特別区含む。) 計	266	263	199	209	122
	割合	都道府県		72.3%	46.8%	38.3%	40.4%
政令指定都市			85.0%	40.0%	35.0%	40.0%	50.0%
中核市			83.3%	64.6%	47.9%	50.0%	45.8%
施行時特例市			61.1%	66.7%	36.1%	44.4%	36.1%
施行時特例市以上 計			74.8%	56.3%	40.4%	44.4%	35.1%
施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)		100,000人～	45.6%	53.4%	35.9%	43.7%	25.2%
		30,000人～99,999人	48.9%	59.1%	41.6%	44.5%	23.4%
		10,000人～29,999人	43.9%	45.6%	50.9%	40.4%	15.8%
		～9,999人	30.4%	34.8%	32.6%	28.3%	4.3%
		計	44.6%	51.9%	40.2%	41.4%	20.1%
		市町村(特別区含む。) 計	51.9%	53.9%	40.5%	42.5%	25.5%
		都道府県・市町村(特別区含む。) 計	53.8%	53.2%	40.3%	42.3%	24.7%

項目	区分	人口規模	目標値の設定に苦慮した。	その他	特に無し	不明	対象団体数
団体数	都道府県		20	8	1	5	47
	政令指定都市		9	0	0	0	20
	中核市		15	3	2	1	48
	施行時特例市		6	4	1	2	36
	施行時特例市以上 計		50	15	4	8	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	36	7	3	11	103
		30,000人～99,999人	27	7	12	21	137
		10,000人～29,999人	9	1	3	13	57
		～9,999人	4	0	5	17	46
		計	76	15	23	62	343
		市町村(特別区含む。) 計	106	22	26	65	447
		都道府県・市町村(特別区含む。) 計	126	30	27	70	494
	割合	都道府県		42.6%	17.0%	2.1%	10.6%
政令指定都市			45.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市			31.3%	6.3%	4.2%	2.1%	100.0%
施行時特例市			16.7%	11.1%	2.8%	5.6%	100.0%
施行時特例市以上 計			33.1%	9.9%	2.6%	5.3%	100.0%
施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)		100,000人～	35.0%	6.8%	2.9%	10.7%	100.0%
		30,000人～99,999人	19.7%	5.1%	8.8%	15.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	15.8%	1.8%	5.3%	22.8%	100.0%
		～9,999人	8.7%	0.0%	10.9%	37.0%	100.0%
		計	22.2%	4.4%	6.7%	18.1%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	23.7%	4.9%	5.8%	14.5%	100.0%
		都道府県・市町村(特別区含む。) 計	25.5%	6.1%	5.5%	14.2%	100.0%

図 164 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと（団体区分別）



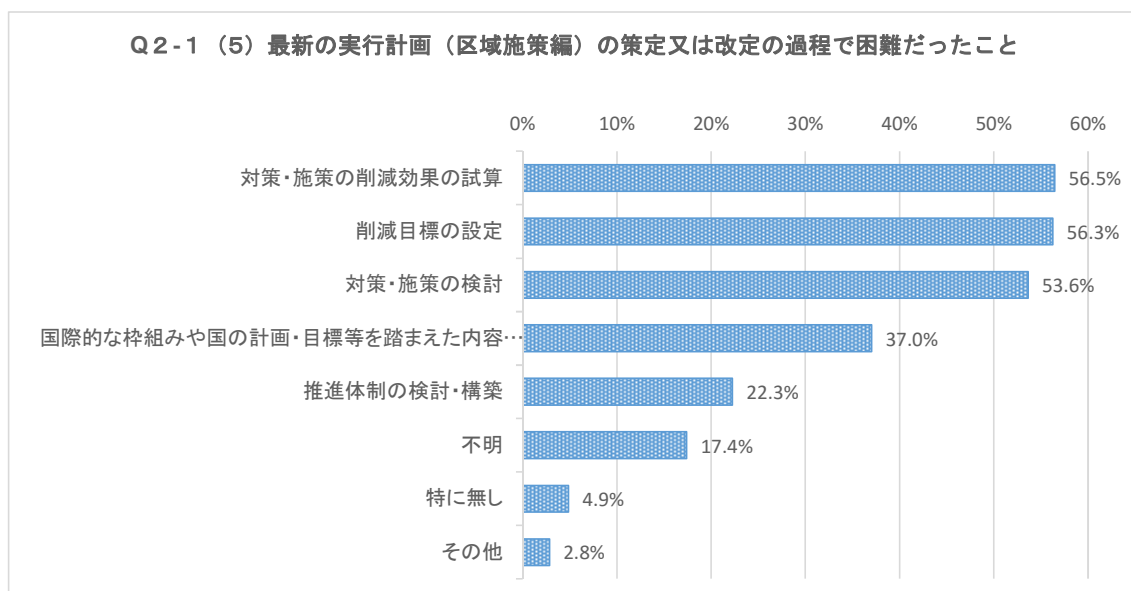
5) 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと

最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったことは、「対策・施策の削減効果の試算」が279団体（56.5%）と最も多かった。次いで「削減目標の設定」が278団体（56.3%）であった（表139、図165）

表 139 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと

策定又は改定の過程で困難だったこと	団体数	割合
対策・施策の削減効果の試算	279	56.5%
削減目標の設定	278	56.3%
対策・施策の検討	265	53.6%
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	183	37.0%
推進体制の検討・構築	110	22.3%
不明	86	17.4%
特に無し	24	4.9%
その他	14	2.8%
対象団体	494	100.0%

図 165 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと



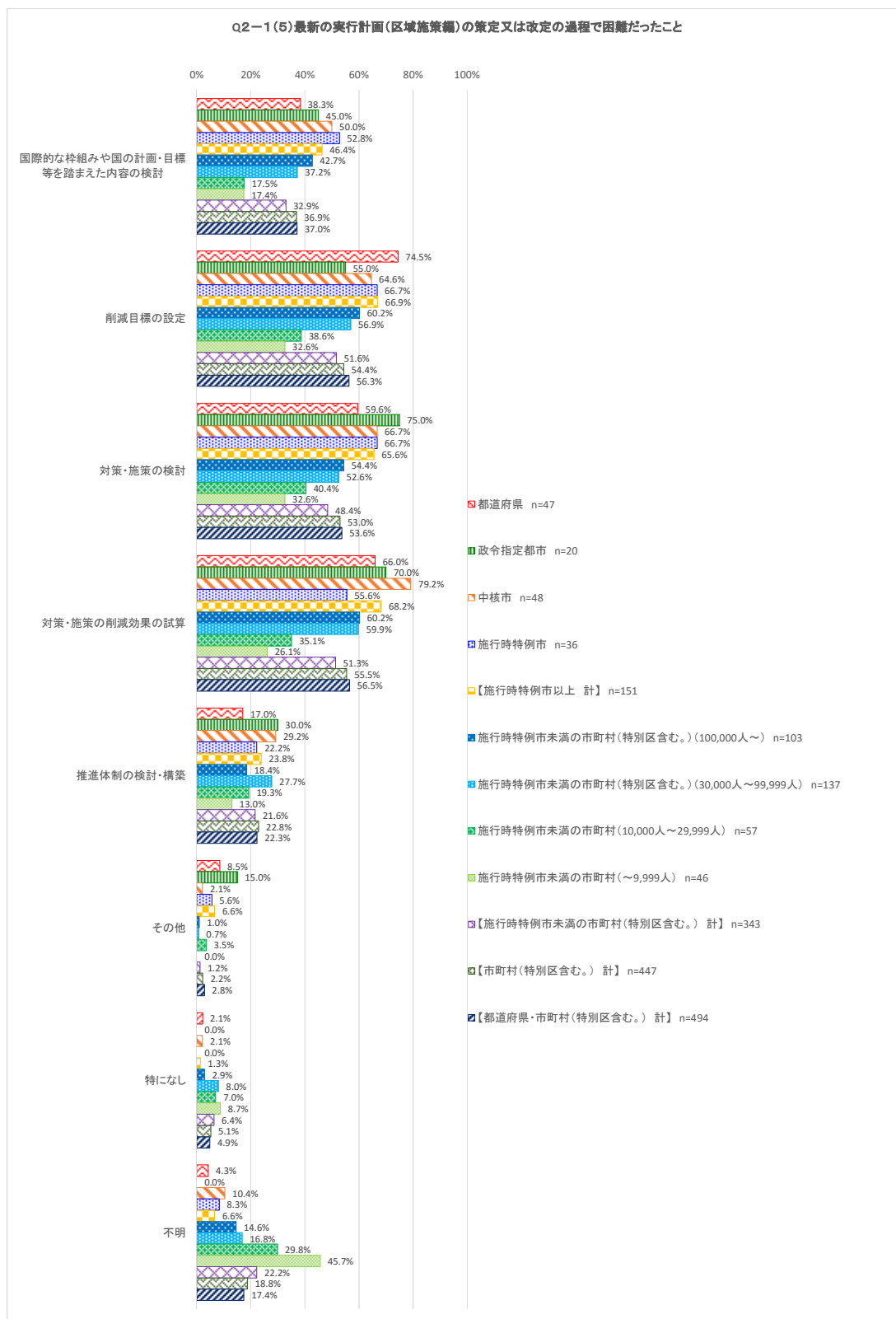
団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、「推進体制の検討」以外は、人口規模が大きくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られた（表 140、図 166）。

表 140 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと（団体区分別）

項目	区分	人口規模	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討
団体数	都道府県		18	35	28	31	8
	政令指定都市		9	11	15	14	6
	中核市		24	31	32	38	14
	施行時特例市		19	24	24	20	8
	施行時特例市以上 計		70	101	99	103	36
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	44	62	56	62	19
		30,000人～99,999人	51	78	72	82	38
		10,000人～29,999人	10	22	23	20	11
		～9,999人	8	15	15	12	6
		計	113	177	166	176	74
		市町村（特別区含む。）計	165	243	237	248	102
		都道府県・市町村（特別区含む。）計	183	278	265	279	110
	割合	都道府県		38.3%	74.5%	59.6%	66.0%
政令指定都市			45.0%	55.0%	75.0%	70.0%	30.0%
中核市			50.0%	64.6%	66.7%	79.2%	29.2%
施行時特例市			52.8%	66.7%	66.7%	55.6%	22.2%
施行時特例市以上 計			46.4%	66.9%	65.6%	68.2%	23.8%
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）		100,000人～	42.7%	60.2%	54.4%	60.2%	18.4%
		30,000人～99,999人	37.2%	56.9%	52.6%	59.9%	27.7%
		10,000人～29,999人	17.5%	38.6%	40.4%	35.1%	19.3%
		～9,999人	17.4%	32.6%	32.6%	26.1%	13.0%
		計	32.9%	51.6%	48.4%	51.3%	21.6%
		市町村（特別区含む。）計	36.9%	54.4%	53.0%	55.5%	22.8%
		都道府県・市町村（特別区含む。）計	37.0%	56.3%	53.6%	56.5%	22.3%

項目	区分	人口規模	その他	特になし	不明	対象団体数
団体数	都道府県		4	1	2	47
	政令指定都市		3	0	0	20
	中核市		1	1	5	48
	施行時特例市		2	0	3	36
	施行時特例市以上 計		10	2	10	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	1	3	15	103
		30,000人～99,999人	1	11	23	137
		10,000人～29,999人	2	4	17	57
		～9,999人	0	4	21	46
		計	4	22	76	343
		市町村（特別区含む。）計	10	23	84	447
		都道府県・市町村（特別区含む。）計	14	24	86	494
	割合	都道府県		8.5%	2.1%	4.3%
政令指定都市			15.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市			2.1%	2.1%	10.4%	100.0%
施行時特例市			5.6%	0.0%	8.3%	100.0%
施行時特例市以上 計			6.6%	1.3%	6.6%	100.0%
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）		100,000人～	1.0%	2.9%	14.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.7%	8.0%	16.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	7.0%	29.8%	100.0%
		～9,999人	0.0%	8.7%	45.7%	100.0%
		計	1.2%	6.4%	22.2%	100.0%
		市町村（特別区含む。）計	2.2%	5.1%	18.8%	100.0%
		都道府県・市町村（特別区含む。）計	2.8%	4.9%	17.4%	100.0%

図 166 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと（団体区分別）



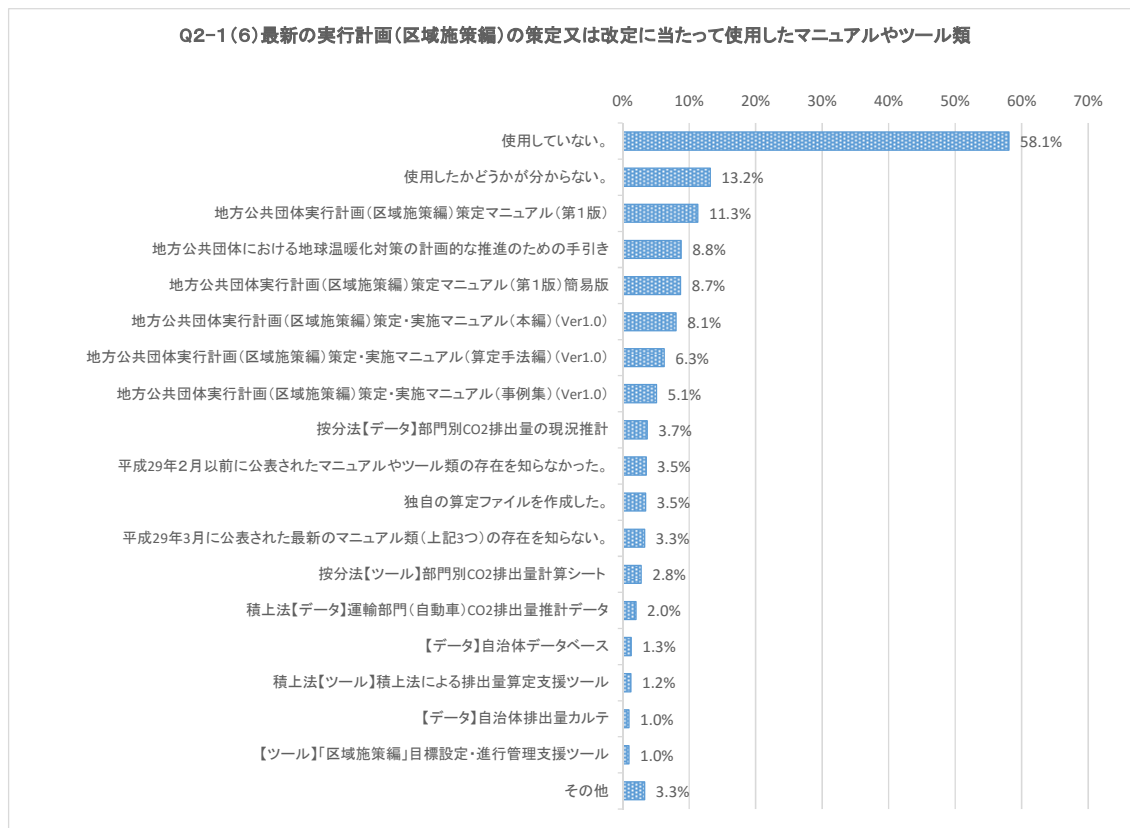
6) 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類の利用状況

最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用したマニュアルやツール類は、「使用していない。」が 1039 団体（58.1%）と最も多かった。次いで、「使用したかどうか分からない。」が 236 団体（13.2%）であった（表 141、図 167）。

表 141 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類

使用したマニュアルやツール類	団体数	割合
使用していない。	1,039	58.1%
使用したかどうか分からない。	236	13.2%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	202	11.3%
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	157	8.8%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	156	8.7%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）	144	8.1%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）	112	6.3%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	91	5.1%
按分法【データ】部門別CO2排出量の現況推計	66	3.7%
平成29年2月以前に公表されたマニュアルやツール類の存在を知らなかった。	63	3.5%
独自の算定ファイルを作成した。	62	3.5%
平成29年3月に公表された最新のマニュアル類（上記3つ）の存在を知らない。	59	3.3%
按分法【ツール】部門別CO2排出量計算シート	50	2.8%
積上法【データ】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	36	2.0%
【データ】自治体データベース	23	1.3%
積上法【ツール】積上法による排出量算定支援ツール	22	1.2%
【データ】自治体排出量カルテ	17	1.0%
【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	17	1.0%
その他	59	3.3%
対象団体	1,788	100.0%

図 167 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類



団体区分別回答状況を確認すると、最も多く使用されていた「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」は、都道府県及び施行時特例市以上の市では、平均で5割以上が使用していた。

「平成29年3月に公表された最新のマニュアル類（上記3つ）の存在を知らない。」という団体の割合は、最も多くて施行時特例市未満の市町村（10,000人～29,999人）で24団体（5.4%）であり、9割以上の団体に存在を認識されていた。しかし、平成29年3月に公表された最新のマニュアル類で最も使用されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」の利用割合は8.1%で、人口規模が小さくなるにつれて新しいマニュアル類の利用割合も小さくなった。また、「使用したかどうか分からない。」と回答した団体の割合も、人口規模が小さい区分ほど高くなった（表142、図168、図169）。

表 142 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類（団体区分別）

項目	区分	人口規模	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.0)	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(事例集)(Ver1.0)	平成29年3月に公表された最新のマニュアル類(上記3つ)の存在を知らない。	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
団体数	都道府県		11	9	7	0	28	13	20
	政令指定都市		12	11	8	0	12	4	13
	中核市		23	23	18	0	28	18	18
	施行時特別市		12	11	8	1	16	8	12
	施行時特別市以上 計		58	54	41	1	84	43	63
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		31	23	20	3	46	38	30
	10,000人～30,000人		30	21	18	10	46	51	41
	10,000人～29,999人		13	7	6	24	14	14	12
	～9,999人		12	7	6	21	12	10	11
	計		86	58	50	58	118	113	94
	市町村(特別区含む。) 計		133	103	84	59	174	143	137
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		144	112	91	59	202	156	157	
割合	都道府県		23.4%	19.1%	14.9%	0.0%	59.6%	27.7%	42.6%
	政令指定都市		60.0%	55.0%	40.0%	0.0%	60.0%	20.0%	65.0%
	中核市		47.9%	47.9%	37.5%	0.0%	58.3%	37.5%	37.5%
	施行時特別市		33.3%	30.6%	22.2%	2.8%	44.4%	22.2%	33.3%
	施行時特別市以上 計		38.4%	35.8%	27.2%	0.7%	55.6%	28.5%	41.7%
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		16.9%	12.6%	10.9%	1.6%	25.1%	20.8%	16.4%
	100,000人～30,000人		6.0%	4.2%	3.6%	2.0%	9.2%	10.2%	8.2%
	10,000人～29,999人		2.9%	1.6%	1.3%	5.4%	3.1%	3.1%	2.7%
	～9,999人		2.4%	1.4%	1.2%	4.2%	2.4%	2.0%	2.2%
	計		5.3%	3.5%	3.1%	3.5%	7.2%	6.9%	5.7%
	市町村(特別区含む。) 計		7.6%	5.9%	4.8%	3.4%	10.0%	8.2%	7.9%
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		8.1%	6.3%	5.1%	3.3%	11.3%	8.7%	8.8%	

項目	区分	人口規模	按分法【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計	按分法【ツール】部門別CO ₂ 排出量計算シート	積上法【データ】運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計データ	積上法【ツール】積上法による排出量算定支援ツール	【データ】自治体排出量カルテ	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	【データ】自治体データベース
団体数	都道府県		1	0	1	0	0	0	1
	政令指定都市		0	0	3	0	0	0	2
	中核市		9	6	10	7	3	3	4
	施行時特別市		3	2	3	1	0	1	0
	施行時特別市以上 計		13	8	17	8	3	4	7
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		15	10	5	3	6	3	4
	10,000人～30,000人		28	19	9	6	5	7	7
	10,000人～29,999人		8	9	3	3	3	2	4
	～9,999人		2	4	2	2	0	1	1
	計		53	42	19	14	14	13	16
	市町村(特別区含む。) 計		65	50	35	22	17	17	22
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		66	50	36	22	17	17	23	
割合	都道府県		2.1%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
	政令指定都市		0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
	中核市		18.8%	12.5%	20.8%	14.6%	6.3%	6.3%	8.3%
	施行時特別市		8.3%	5.6%	8.3%	2.8%	0.0%	2.8%	0.0%
	施行時特別市以上 計		8.6%	5.3%	11.3%	5.3%	2.0%	2.6%	4.6%
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		8.2%	5.5%	2.7%	1.6%	3.3%	1.6%	2.2%
	100,000人～30,000人		5.6%	3.8%	1.8%	1.2%	1.0%	1.4%	1.4%
	10,000人～29,999人		1.8%	2.0%	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%	0.9%
	～9,999人		0.4%	0.8%	0.4%	0.4%	0.0%	0.2%	0.2%
	計		3.2%	2.6%	1.2%	0.9%	0.9%	0.8%	1.0%
	市町村(特別区含む。) 計		3.7%	2.9%	2.0%	1.3%	1.0%	1.0%	1.3%
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		3.7%	2.8%	2.0%	1.2%	1.0%	1.0%	1.3%	

項目	区分	人口規模	使用していない。	平成29年2月以前に公表されたマニュアルやツール類の存在を知らなかった。	使用したかどうか分からない。	独自の算定ファイルを作成した。	その他	対象団体数
団体数	都道府県		4	0	2	18	1	47
	政令指定都市		1	0	0	6	0	20
	中核市		0	0	2	8	0	48
	施行時特別市		3	0	5	8	1	36
	施行時特別市以上 計		8	0	9	40	2	151
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		65	2	31	10	6	183
	10,000人～30,000人		299	12	62	5	19	500
	10,000人～29,999人		317	22	60	3	11	448
	～9,999人		350	27	74	4	21	506
	計		1,031	63	227	22	57	1,637
	市町村(特別区含む。) 計		1,035	63	234	44	58	1,741
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		1,039	63	236	62	59	1,788	
割合	都道府県		8.5%	0.0%	4.3%	38.3%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		5.0%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		0.0%	0.0%	4.2%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特別市		8.3%	0.0%	13.9%	22.2%	2.8%	100.0%
	施行時特別市以上 計		5.3%	0.0%	6.0%	26.5%	1.3%	100.0%
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)		35.5%	1.1%	16.9%	5.5%	3.3%	100.0%
	100,000人～30,000人		59.8%	2.4%	12.4%	1.0%	3.8%	100.0%
	10,000人～29,999人		70.8%	4.9%	13.4%	0.7%	2.5%	100.0%
	～9,999人		69.2%	5.3%	14.6%	0.8%	4.2%	100.0%
	計		63.0%	3.8%	13.9%	3.5%	3.5%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		59.4%	3.6%	13.4%	2.5%	3.3%	100.0%
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		58.1%	3.5%	13.2%	3.5%	3.3%	100.0%	

図 168 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類（団体区分別）

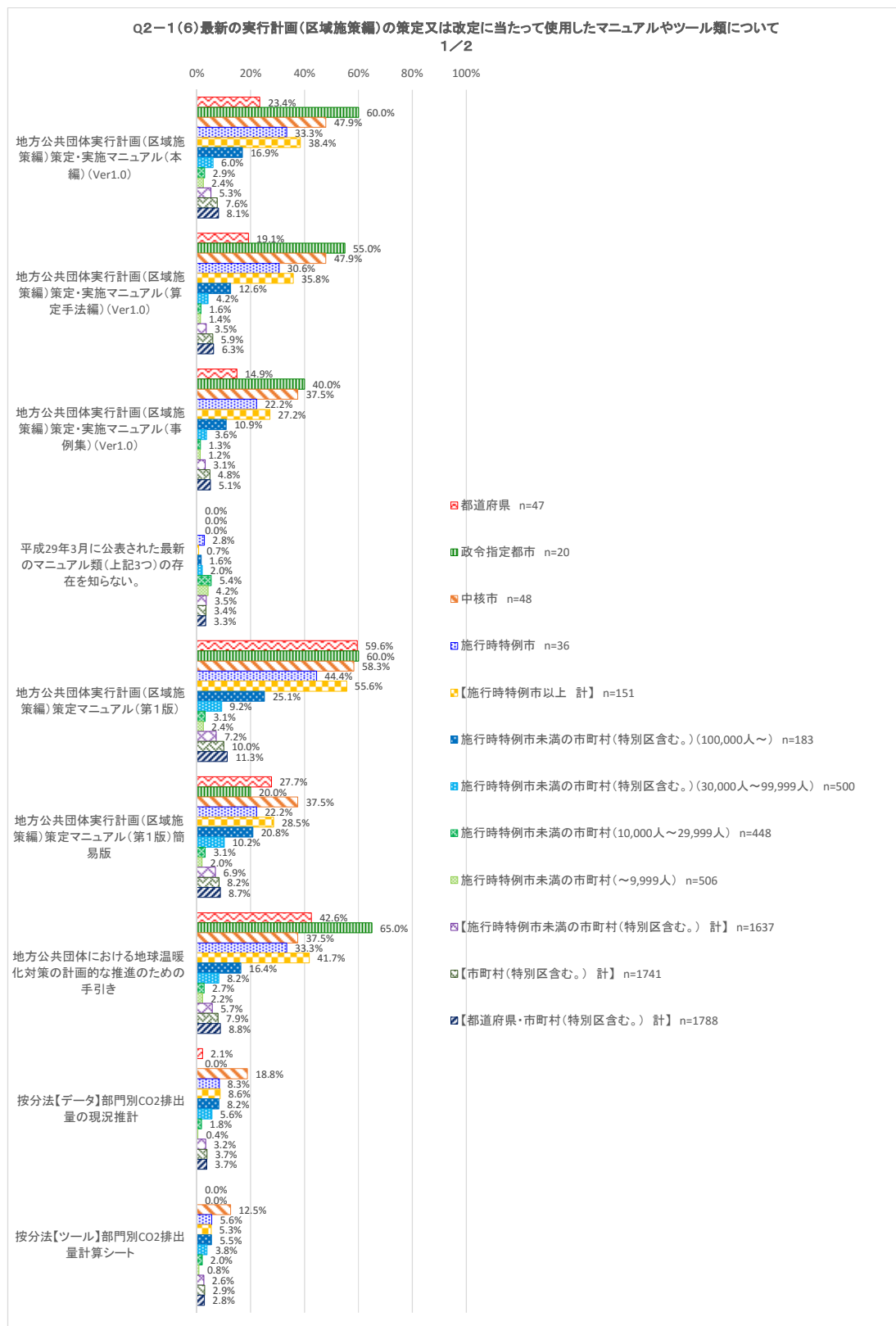
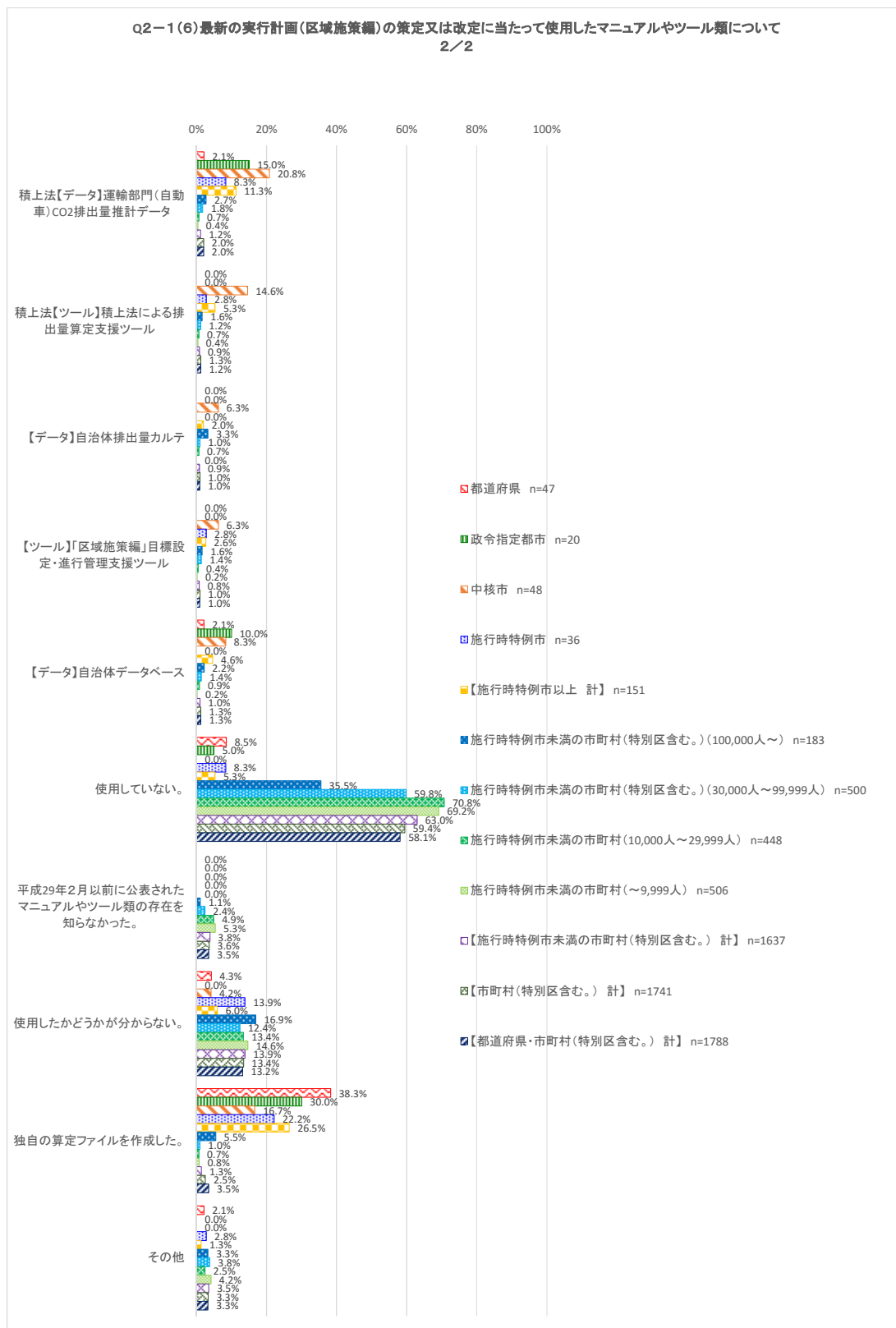


図 169 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類（団体区分別）



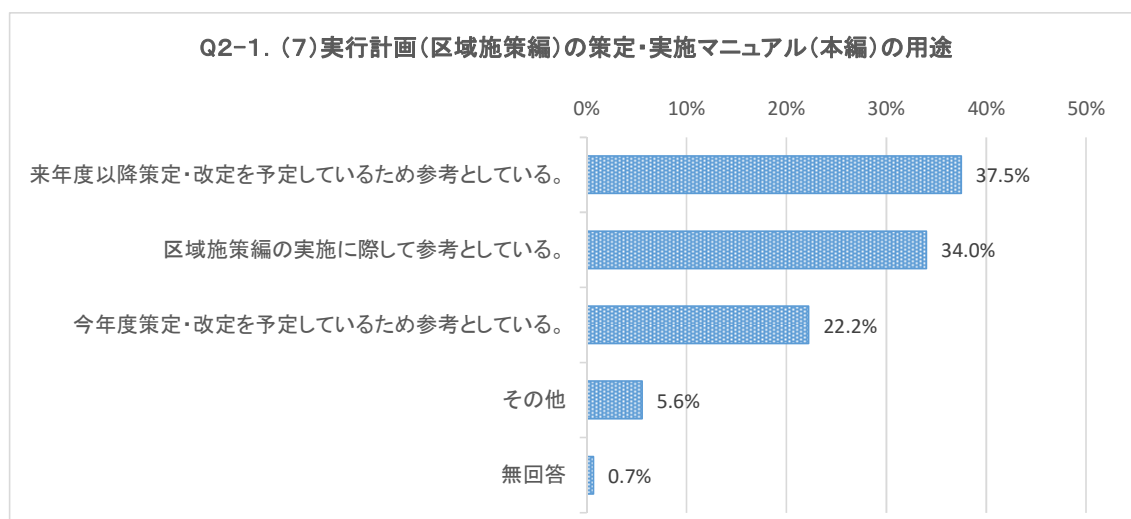
7) 実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」の用途は、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」が 54 団体（37.5%）と最も多かった。次いで、「区域施策編の実施に際して参考としている。」が 49 団体（34.0%）であった（表 143、図 170）。

表 143 実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途

策定・実施マニュアル(本編)の用途	団体数	割合
来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。	54	37.5%
区域施策編の実施に際して参考としている。	49	34.0%
今年度策定・改定を予定しているため参考としている。	32	22.2%
その他	8	5.6%
無回答	1	0.7%
対象団体	144	100.0%

図 170 実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途



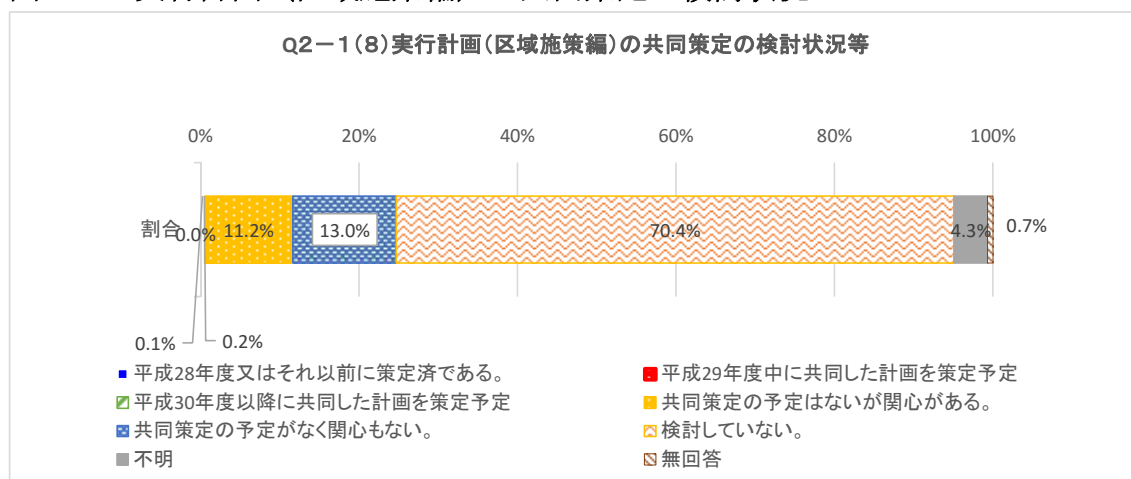
8) 実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況

実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況は、「検討していない」が1,258団体（70.4%）と最も多かった。次いで「共同策定の予定がなく関心もない。」が233団体（13.0%）であった（表144、図171）。

表 144 実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況

共同策定の検討状況等	団体数	割合
平成28年度又はそれ以前に策定済である。	9	0.5%
平成29年度中に共同した計画を策定予定	0	0.0%
平成30年度以降に共同した計画を策定予定	0	0.0%
共同策定の予定はないが関心がある。	200	11.2%
共同策定の予定がなく関心もない。	233	13.0%
検討していない。	1,258	70.4%
不明	76	4.3%
無回答	12	0.7%
対象団体	1,788	100.0%

図 171 実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況



共同策定に関心がある団体は、合計200団体であるが、これら団体が共同したいと回答した団体の組合せを以下に示す。

共同策定に関心がある団体は「施行時特例市未満の市区町村（特別区含む）」が大部分（180団体）であり、共同したい団体は「近隣の市町村（特別区含む）」がそのうち144団体であった（表145、図172）。

表 145 実行計画（区域施策編）を共同したい団体

回答団体	団体数	共同したい団体				
		管下の市町村(特別区含む。)	属する都道府県	近隣の市町村(特別区含む。)	一部事務組合及び広域連合	その他
都道府県	4	4	—	0	0	0
政令指定都市	3	—	2	3	0	0
中核市	7	—	4	6	1	0
施行時特例市	6	—	3	3	1	0
施行時特例市未満の市区町村(特別区含む。)	180	—	53	144	40	2

図 172 実行計画（区域施策編）を共同したい団体



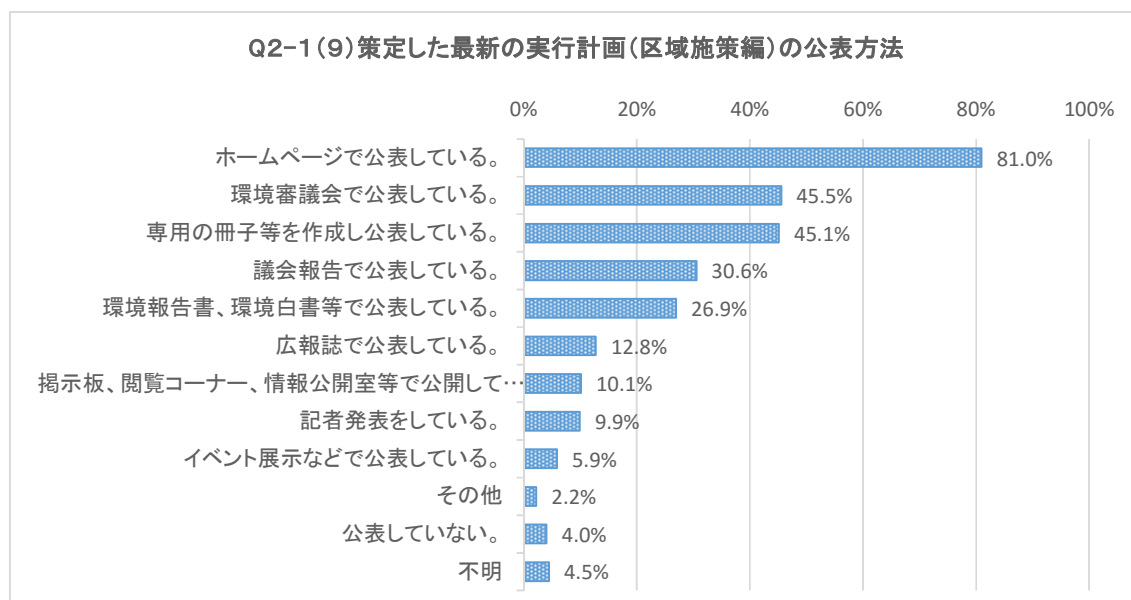
9) 策定した最新の実行計画（区域施策編）の公表方法

実行計画（区域施策編）の公表方法は、「ホームページで公表している」が 400 団体（81.0%）と最も多かった。次いで、「環境審議会で公表している」（225 団体（45.5%））と「専用の冊子等を作成し公表している。」（223 団体（45.1%））がほぼ同数であった。一方で、「公表していない」団体も 20 団体（4.0%）あった（表 146、図 173）。

表 146 策定した最新の実行計画（区域施策編）の公表方法

公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している。	400	81.0%
広報誌で公表している。	63	12.8%
環境報告書、環境白書等で公表している。	133	26.9%
専用の冊子等を作成し公表している。	223	45.1%
環境審議会で公表している。	225	45.5%
議会報告で公表している。	151	30.6%
記者発表をしている。	49	9.9%
イベント展示などで公表している。	29	5.9%
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	50	10.1%
その他	11	2.2%
公表していない。	20	4.0%
不明	22	4.5%
対象団体	494	100.0%

図 173 策定した最新の実行計画（区域施策編）の公表方法



(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

1) 実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定方式

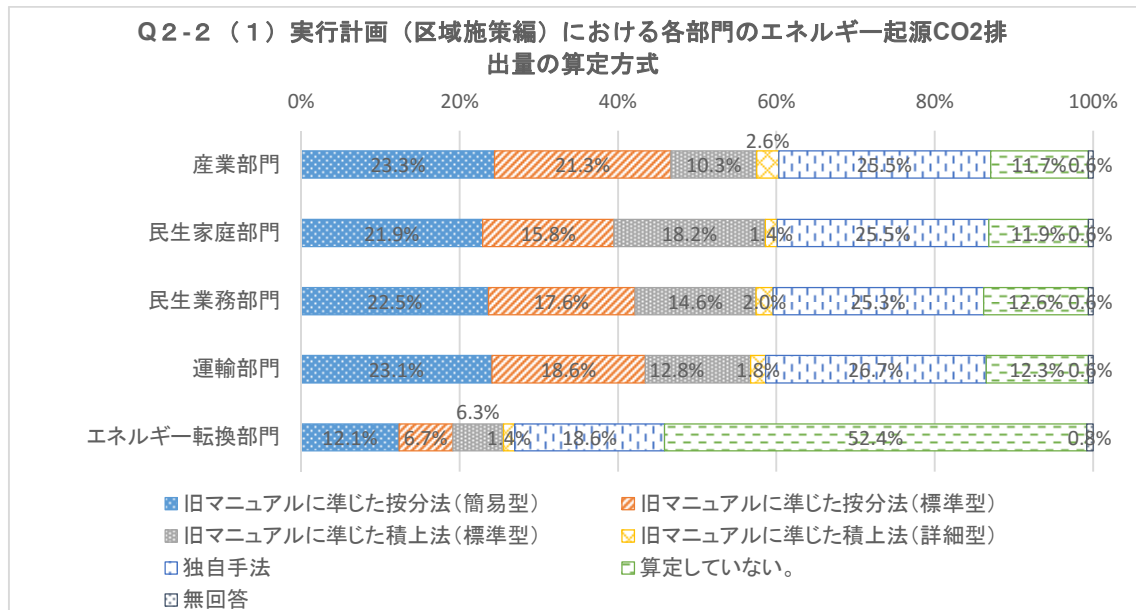
温室効果ガス排出量の算定方式は、全ての部門で「独自手法」が最も多く、次いで「旧マニュアルに準じた按分法（簡易型）」が多かった。

また、エネルギー転換部門は「旧マニュアルに準じた按分法（標準型）」「独自手法」が他部門よりも少なく、代わりに「算定していない。」団体が比較的多かった（表 147、図 174）。

表 147 実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定手法

	団体数					割合				
	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	エネルギー転換部門	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	エネルギー転換部門
旧マニュアルに準じた按分法（簡易型）	115	108	111	114	60	23.3%	21.9%	22.5%	23.1%	12.1%
旧マニュアルに準じた按分法（標準型）	105	78	87	92	33	21.3%	15.8%	17.6%	18.6%	6.7%
旧マニュアルに準じた積上法（標準型）	51	90	72	63	31	10.3%	18.2%	14.6%	12.8%	6.3%
旧マニュアルに準じた積上法（詳細型）	13	7	10	9	7	2.6%	1.4%	2.0%	1.8%	1.4%
新マニュアルに準じた算定手法	23	23	24	20	8	4.7%	4.7%	4.9%	4.0%	1.6%
独自手法	126	126	125	132	92	25.5%	25.5%	25.3%	26.7%	18.6%
算定していない。	58	59	62	61	259	11.7%	11.9%	12.6%	12.3%	52.4%
無回答	3	3	3	3	4	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%
対象団体	494	494	494	494	494	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 174 実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定手法



2) 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源 CO₂ 以外で算定対象となっている温室効果ガス排出量又は吸収源

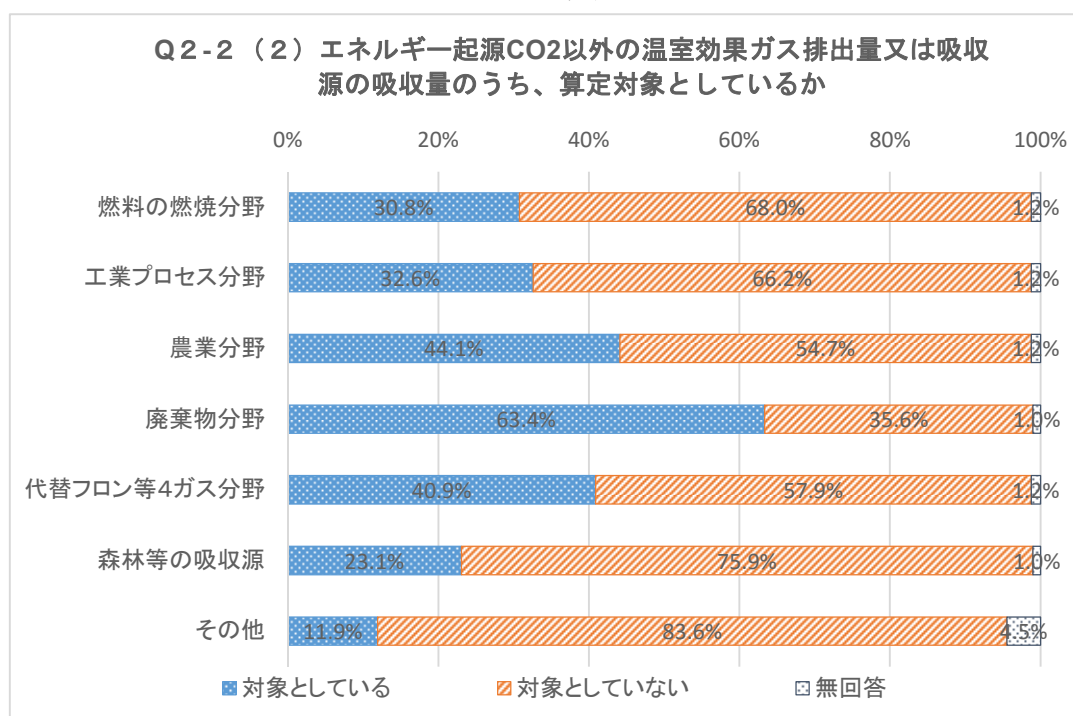
エネルギー起源 CO₂ 以外で算定対象となっている温室効果ガスとしては「廃棄物分野」が 313 団体（63.4%）と最も多かった。次いで、「農業分野」が 218 団体（44.1%）、「代替フロン等 4 ガス」が 202 団体（40.9%）であった。

全体的には、「廃棄物分野」以外の分野は算定対象としていない団体が対象としている団体よりも多かった（表 148、図 175）。

表 148 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているか

	団体数							割合						
	燃料の燃焼分野	工業プロセス分野	農業分野	廃棄物分野	代替フロン等4ガス分野	森林等の吸収源	その他	燃料の燃焼分野	工業プロセス分野	農業分野	廃棄物分野	代替フロン等4ガス分野	森林等の吸収源	その他
対象としている	152	161	218	313	202	114	59	30.8%	32.6%	44.1%	63.4%	40.9%	23.1%	11.9%
対象としていない	336	327	270	176	286	375	413	68.0%	66.2%	54.7%	35.6%	57.9%	75.9%	83.6%
無回答	6	6	6	5	6	5	22	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	4.5%
対象団体	494	494	494	494	494	494	494	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 175 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているか



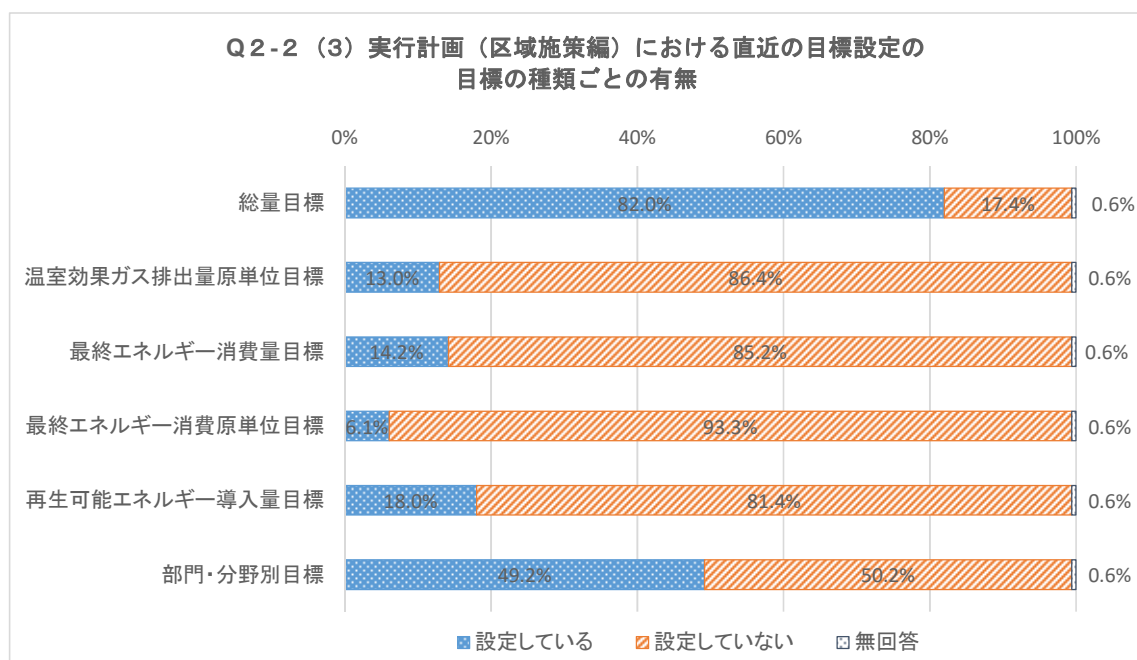
3) 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無

実行計画（区域施策編）における直近の目標設定では、「総量目標」を設定している団体が 405 団体（82.0%）と最も多かった。次いで、「部門・分野別目標」が 243 団体（49.2%）であった（表 149、図 176）。

表 149 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無

目標の種類	団体数			割合		
	設定している	設定していない	無回答	設定している	設定していない	無回答
総量目標	405	86	3	82.0%	17.4%	0.6%
温室効果ガス排出量原単位目標	64	427	3	13.0%	86.4%	0.6%
最終エネルギー消費量目標	70	421	3	14.2%	85.2%	0.6%
最終エネルギー消費原単位目標	30	461	3	6.1%	93.3%	0.6%
再生可能エネルギー導入量目標	89	402	3	18.0%	81.4%	0.6%
部門・分野別目標	243	248	3	49.2%	50.2%	0.6%

図 176 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無



4) 実行計画（区域施策編）における対策目標の部門・分野別の目標設定の有無及び具体的な内容

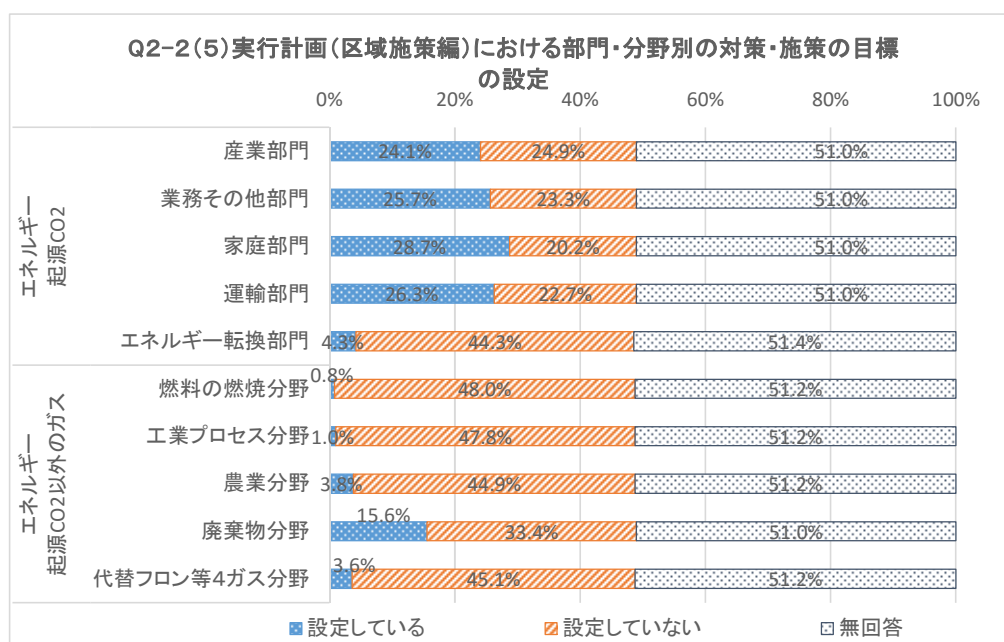
実行計画（区域施策編）における対策目標の部門・分野別の目標設定状況は、エネルギー起源 CO₂ について、「家庭部門」で 142 団体（28.7%）が設定しており、最も多かった。次いで、「運輸部門」130 団体（26.3%）及び「業務その他部門」127 団体（25.7%）も大差なく同様に目標設定されている。

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについて、「廃棄物分野」が 77 団体（15.6%）と最も多かった。次いで多い「農業分野」が 19 団体（3.8%）であり、その他の分野の目標設定割合は比較的低かった（表 150、図 177）。

表 150 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の対策・施策の目標の設定

対策目標		団体数			割合			
		設定している	設定していない	無回答	設定している	設定していない	無回答	
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門	119	123	252	24.1%	24.9%	51.0%
		業務その他部門	127	115	252	25.7%	23.3%	51.0%
		家庭部門	142	100	252	28.7%	20.2%	51.0%
		運輸部門	130	112	252	26.3%	22.7%	51.0%
		エネルギー転換部門	21	219	254	4.3%	44.3%	51.4%
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	4	237	253	0.8%	48.0%	51.2%
		工業プロセス分野	5	236	253	1.0%	47.8%	51.2%
		農業分野	19	222	253	3.8%	44.9%	51.2%
		廃棄物分野	77	165	252	15.6%	33.4%	51.0%
		代替フロン等4ガス分野	18	223	253	3.6%	45.1%	51.2%

図 177 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の対策・施策の目標の設定



5) 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出原単位目標の部門・分野別の目標設定の有無及び単位

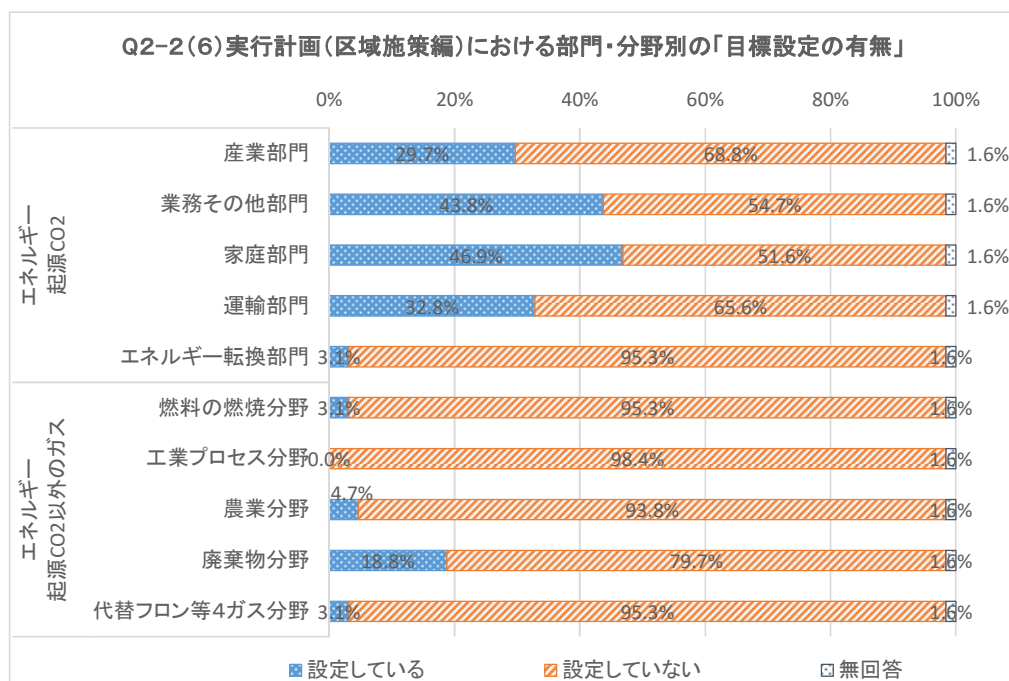
実行計画（区域施策編）における、温室効果ガス排出原単位目標の部門・分野別の目標設定は、エネルギー起源 CO₂ について、「家庭部門」で 30 団体(46.9%) が設定しており最も多かった。次いで、「業務その他部門」で 28 団体 (43.8%) であった。

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス等について、「廃棄物分野」が 12 団体 (18.8%) と最も多く、その他の分野の目標設定割合は比較的低かった(表 151、図 178)。

表 151 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の目標設定の有無

対策目標			団体数			割合		
			設定している	設定していない	無回答	設定している	設定していない	無回答
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門	19	44	1	29.7%	68.8%	1.6%
		業務その他部門	28	35	1	43.8%	54.7%	1.6%
		家庭部門	30	33	1	46.9%	51.6%	1.6%
		運輸部門	21	42	1	32.8%	65.6%	1.6%
		エネルギー転換部門	2	61	1	3.1%	95.3%	1.6%
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	2	61	1	3.1%	95.3%	1.6%
		工業プロセス分野	0	63	1	0.0%	98.4%	1.6%
		農業分野	3	60	1	4.7%	93.8%	1.6%
		廃棄物分野	12	51	1	18.8%	79.7%	1.6%
		代替フロン等4ガス分野	2	61	1	3.1%	95.3%	1.6%

図 178 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の目標設定の有無



6) 実行計画（区域施策編）の位置付けについて

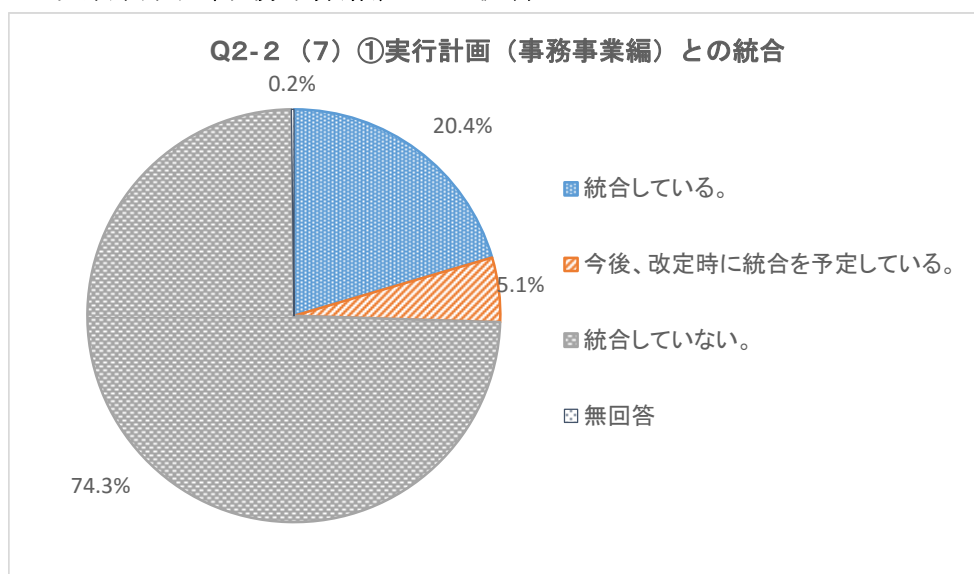
①実行計画（事務事業編）との統合

実行計画（区域施策編）の位置付けについて、実行計画（事務事業編）と「統合している。」と回答した団体は 101 団体（20.4%）であった。「今後、改定時に統合を予定している。」と回答した 25 団体（5.1%）と合計しても、最も多い「統合していない。」と回答した団体は 367 団体（74.3%）の 3 割程度、実行計画（区域施策編）を策定している団体全体の 25.5%にとどまった。（表 152、図 179）。

表 152 実行計画（事務事業編）との統合

実行計画(事務事業編)との統合	団体数	割合
統合している。	101	20.4%
今後、改定時に統合を予定している。	25	5.1%
統合していない。	367	74.3%
無回答	1	0.2%
対象団体	494	100.0%

図 179 実行計画（事務事業編）との統合

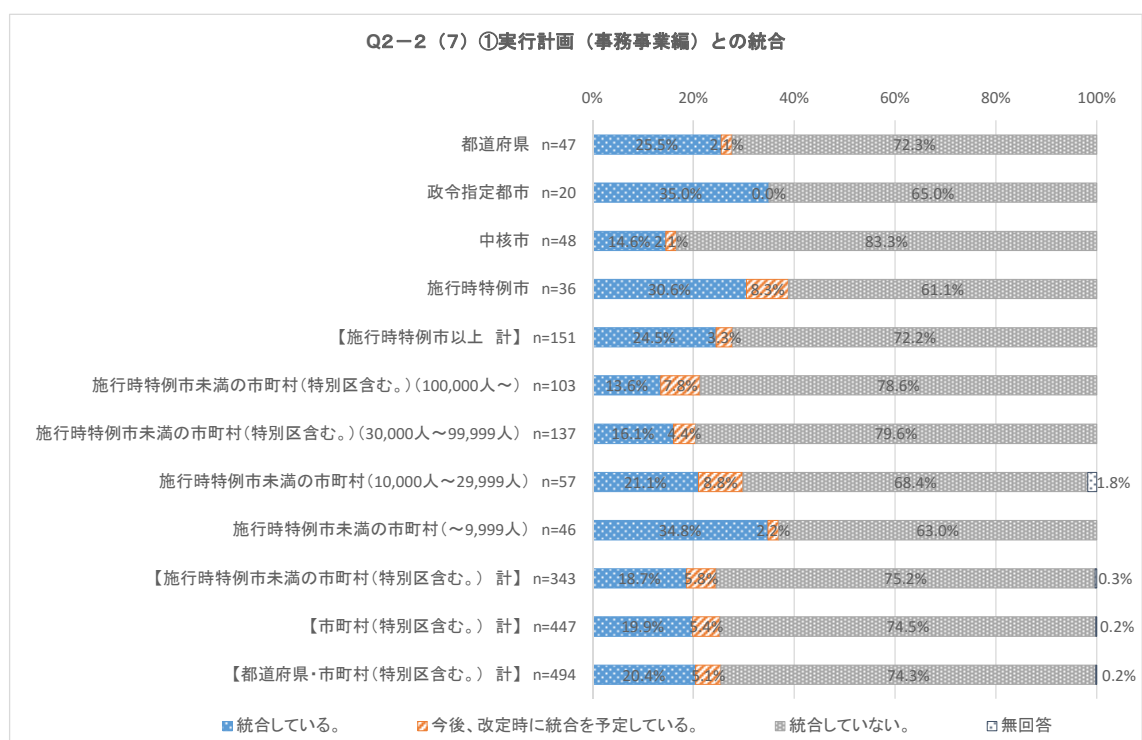


団体区分別回答状況を確認すると、「統合している。」は政令指定都市が 7 団体（35.0%）で最も多いが、「統合している。」「今後、改定時に統合を予定している。」を合計すると施行時特例市が 14 団体（38.9%）で最も多かった（表 153、図 180）。

表 153 実行計画（事務事業編）との統合（団体区分別）

項目	区分	人口規模	統合している。	今後、改定時に統合を予定している。	統合していない。	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		12	1	34	0	47	
	政令指定都市		7	0	13	0	20	
	中核市		7	1	40	0	48	
	施行時特例市		11	3	22	0	36	
	施行時特例市以上 計		37	5	109	0	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		14	8	81	0	103
		30,000人～99,999人		22	6	109	0	137
		10,000人～29,999人		12	5	39	1	57
		～9,999人		16	1	29	0	46
	計		64	20	258	1	343	
	市町村(特別区含む。) 計		89	24	333	1	447	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		101	25	367	1	494		
割合	都道府県		25.5%	2.1%	72.3%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		35.0%	0.0%	65.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		14.6%	2.1%	83.3%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市		30.6%	8.3%	61.1%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		24.5%	3.3%	72.2%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		13.6%	7.8%	78.6%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人		16.1%	4.4%	79.6%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人		21.1%	8.8%	68.4%	1.8%	100.0%
		～9,999人		34.8%	2.2%	63.0%	0.0%	100.0%
	計		18.7%	5.8%	75.2%	0.3%	100.0%	
	市町村(特別区含む。) 計		19.9%	5.4%	74.5%	0.2%	100.0%	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		20.4%	5.1%	74.3%	0.2%	100.0%		

図 180 実行計画（事務事業編）との統合（団体区分別）



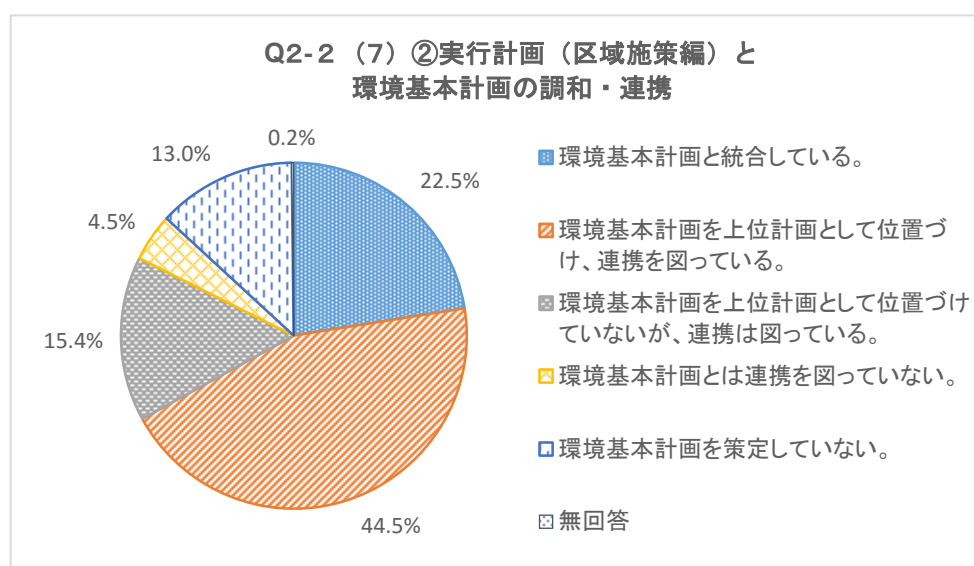
②実行計画（区域施策編）と環境基本計画との調和・連携

実行計画（区域施策編）と環境基本計画との調和・連携について、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」が 220 団体（44.5%）と最も多かった。次いで、「環境基本計画と統合している。」が 111 団体（22.5%）、
「環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている。」が 76 団体（15.4%）であった（表 154、図 181）。

表 154 実行計画（区域施策編）と「環境基本計画」との調和・連携

環境基本計画の調和・連携	団体数	割合
環境基本計画と統合している。	111	22.5%
環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。	220	44.5%
環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている。	76	15.4%
環境基本計画とは連携を図っていない。	22	4.5%
環境基本計画を策定していない。	64	13.0%
無回答	1	0.2%
対象団体	494	100.0%

図 181 実行計画（区域施策編）と「環境基本計画」との調和・連携



団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、「環境基本計画とは連携を図っていない。」と回答する団体は 0 団体で、ほぼ全団体で環境基本計画と統合又は連携していた（環境基本計画を策定していない 1 団体除く）。

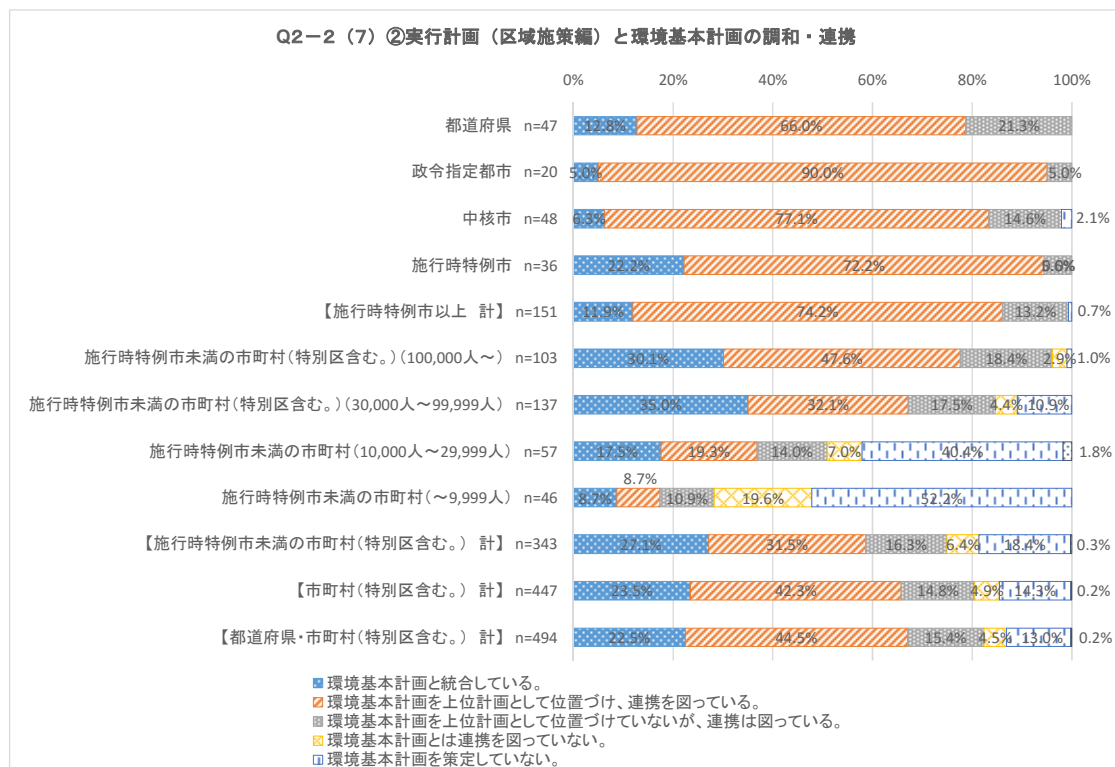
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においては「環境基本計画とは連携を図っていない。」と回答する団体が確認された。しかし、人口規模 100,000

人～の市町村を除けば、「環境基本計画を策定していない。」と回答する団体の方が多く、結果的に調和・連携又は統合が図られていない団体となっていた。また、調和・連携又は統合が図られていない団体の比率は、人口規模が小さくなるにつれて大きくなった（表 155、図 182）。

表 155 実行計画（区域施策編）と「環境基本計画」との調和・連携（団体区分別）

項目	区分	人口規模	環境基本計画と統合している。	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている。	環境基本計画とは連携を図っていない。	環境基本計画を策定していない。	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		6	31	10	0	0	0	47
	政令指定都市		1	18	1	0	0	0	20
	中核市		3	37	7	0	1	0	48
	施行時特例市		8	26	2	0	0	0	36
	施行時特例市以上計		18	112	20	0	1	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	31	49	19	3	1	0	103
		30,000人～99,999人	48	44	24	6	15	0	137
		10,000人～29,999人	10	11	8	4	23	1	57
		～9,999人	4	4	5	9	24	0	46
		計	93	109	56	22	63	1	343
		市町村(特別区含む。)	計	105	189	66	22	64	1
割合	都道府県		12.8%	66.0%	21.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		5.0%	90.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		6.3%	77.1%	14.6%	0.0%	2.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		22.2%	72.2%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上計		11.9%	74.2%	13.2%	0.0%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	30.1%	47.6%	18.4%	2.9%	1.0%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	35.0%	32.1%	17.5%	4.4%	10.9%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	17.5%	19.3%	14.0%	7.0%	40.4%	1.8%	100.0%
		～9,999人	8.7%	8.7%	10.9%	19.6%	52.2%	0.0%	100.0%
		計	27.1%	31.5%	16.3%	6.4%	18.4%	0.3%	100.0%
		市町村(特別区含む。)	計	23.5%	42.3%	14.8%	4.9%	14.3%	0.2%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	22.5%	44.5%	15.4%	4.5%	13.0%	0.2%	100.0%

図 182 実行計画（区域施策編）と「環境基本計画」との調和・連携（団体区分別）



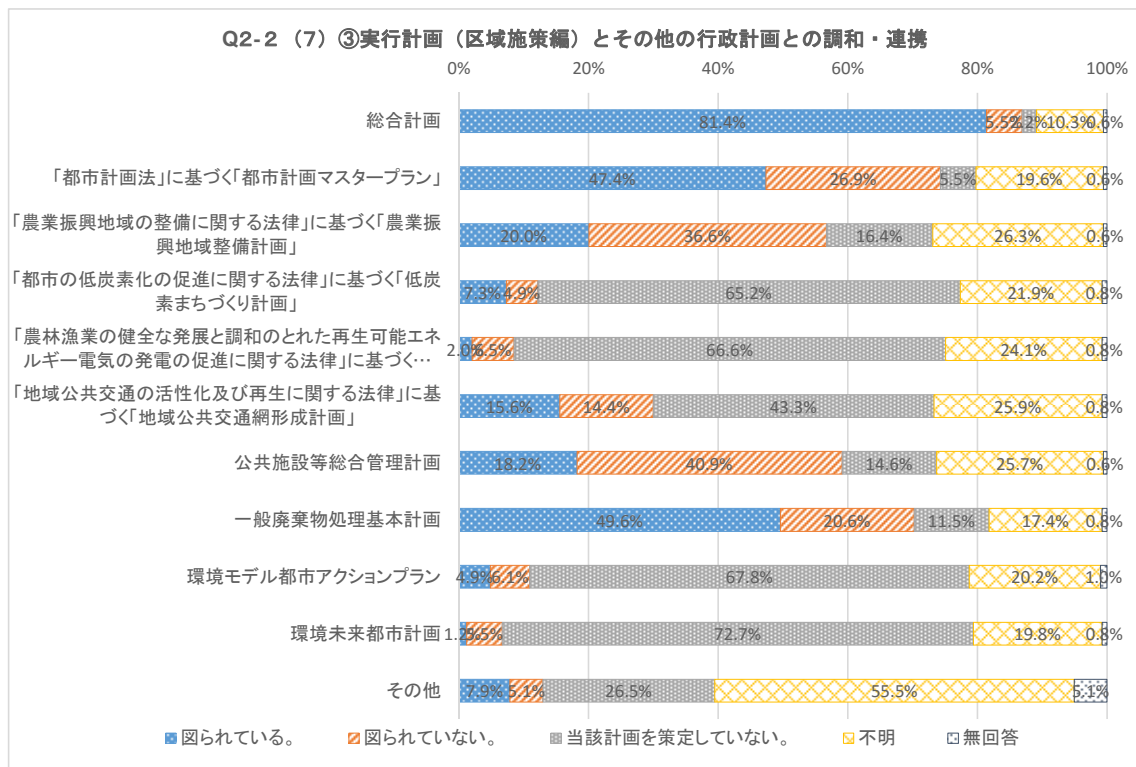
③実行計画（区域施策編）とその他の行政計画との調和・連携

実行計画（区域施策編）と調和・連携が図られている他の行政計画のうち、主なものは、「総合計画」が最も多く 402 団体（81.4%）、次いで「都市計画マスタープラン」が 234 団体（47.4%）であった（表 156、図 183）。

表 156 実行計画（区域施策編）とその他の行政計画との調和・連携

その他の行政計画との調和・連携	団体数					割合				
	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答
総合計画	402	27	11	51	3	81.4%	5.5%	2.2%	10.3%	0.6%
「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」	234	133	27	97	3	47.4%	26.9%	5.5%	19.6%	0.6%
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」	99	181	81	130	3	20.0%	36.6%	16.4%	26.3%	0.6%
「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」	36	24	322	108	4	7.3%	4.9%	65.2%	21.9%	0.8%
「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」	10	32	329	119	4	2.0%	6.5%	66.6%	24.1%	0.8%
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」	77	71	214	128	4	15.6%	14.4%	43.3%	25.9%	0.8%
公共施設等総合管理計画	90	202	72	127	3	18.2%	40.9%	14.6%	25.7%	0.6%
一般廃棄物処理基本計画	245	102	57	86	4	49.6%	20.6%	11.5%	17.4%	0.8%
環境モデル都市アクションプラン	24	30	335	100	5	4.9%	6.1%	67.8%	20.2%	1.0%
環境未来都市計画	6	27	359	98	4	1.2%	5.5%	72.7%	19.8%	0.8%
その他	39	25	131	274	25	7.9%	5.1%	26.5%	55.5%	5.1%

図 183 実行計画（区域施策編）とその他の行政計画との調和・連携

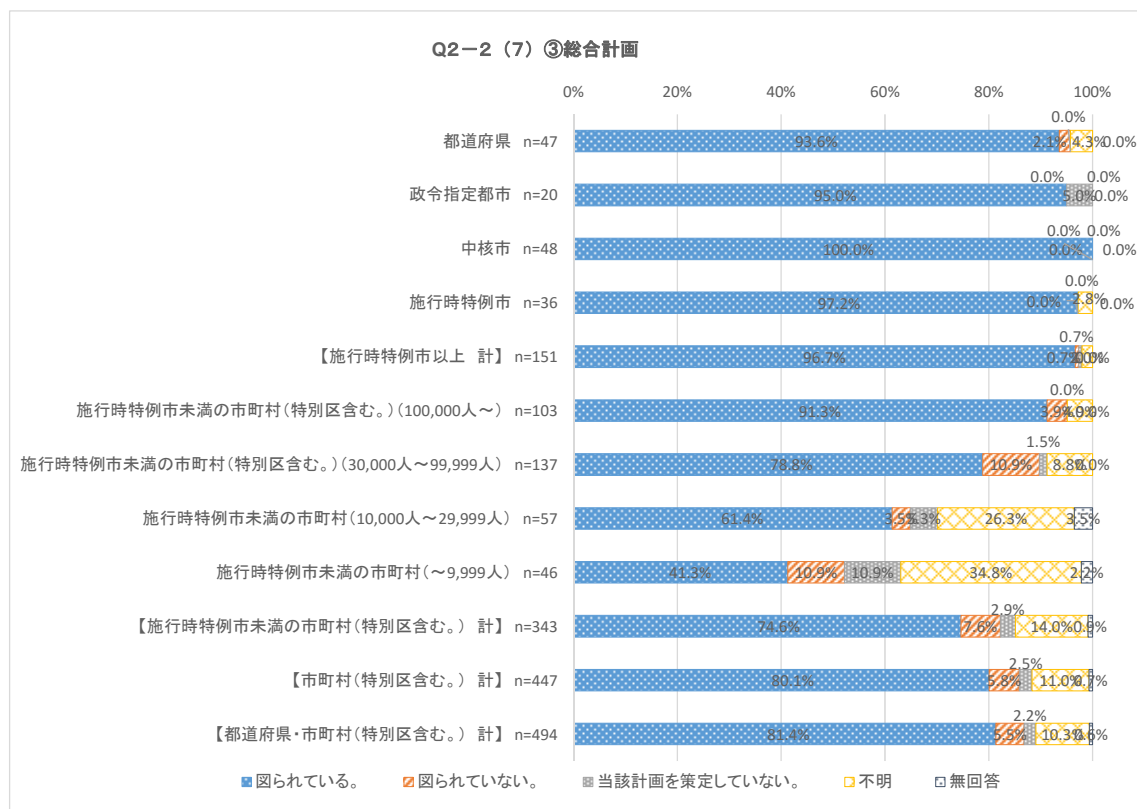


総合計画では、都道府県及び施行時特例市以上の市の9割以上が調和・連携が「図られている。」と回答しており、市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携の割合が低くなる傾向が見られた（表 157、図 184）。

表 157 「総合計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		44	1	0	2	0	47
	政令指定都市		19	0	1	0	0	20
	中核市		48	0	0	0	0	48
	施行時特例市		35	0	0	1	0	36
	施行時特例市以上 計		146	1	1	3	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	94	4	0	5	0	103
		30,000人～99,999人	108	15	2	12	0	137
		10,000人～29,999人	35	2	3	15	2	57
		～9,999人	19	5	5	16	1	46
		計	256	26	10	48	3	343
		市町村(特別区含む。) 計	358	26	11	49	3	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	402	27	11	51	3	494	
割合	都道府県		93.6%	2.1%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		95.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		97.2%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		96.7%	0.7%	0.7%	2.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	91.3%	3.9%	0.0%	4.9%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	78.8%	10.9%	1.5%	8.8%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	61.4%	3.5%	5.3%	26.3%	3.5%	100.0%
		～9,999人	41.3%	10.9%	10.9%	34.8%	2.2%	100.0%
		計	74.6%	7.6%	2.9%	14.0%	0.9%	100.0%
		【市町村(特別区含む。) 計】	80.1%	5.8%	2.5%	11.0%	0.7%	100.0%
	【都道府県・市町村(特別区含む。) 計】	81.4%	5.5%	2.2%	10.3%	0.6%	100.0%	

図 184 「総合計画」との調和・連携

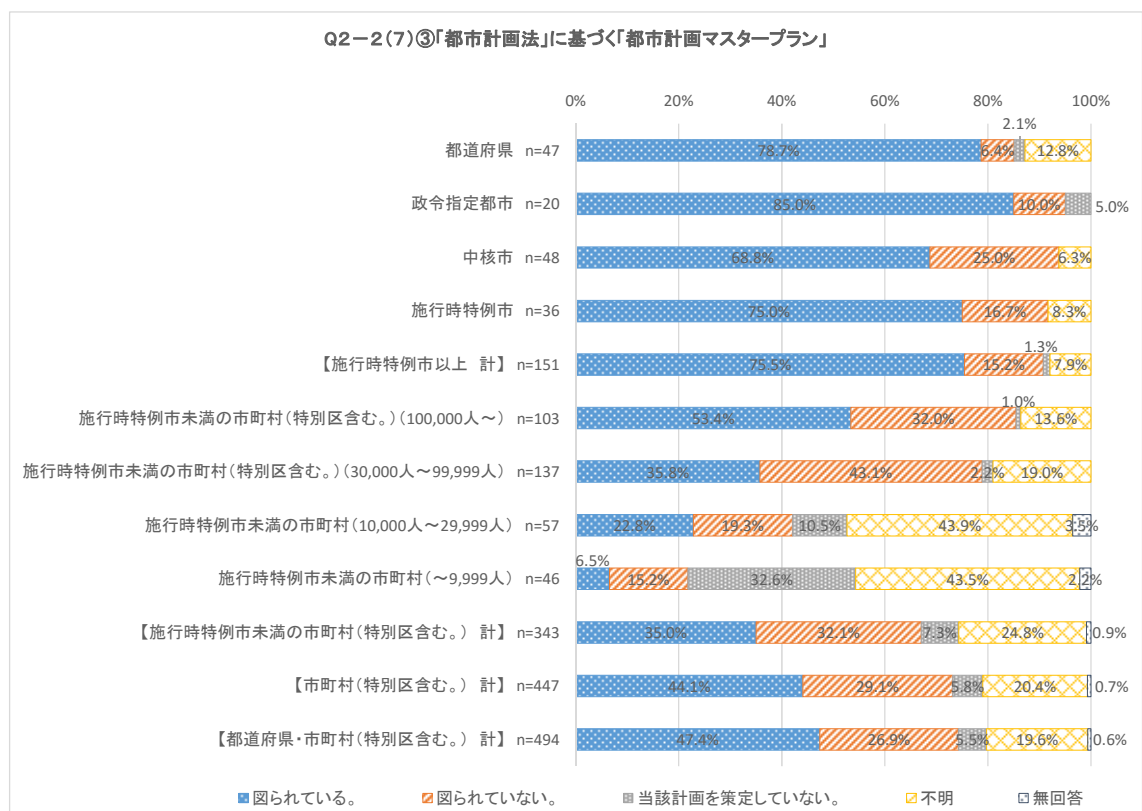


「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」では、都道府県及び市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が低くなる傾向が見られた（表 158、図 185）。

表 158 「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		37	3	1	6	0	47
	政令指定都市		17	2	1	0	0	20
	中核市		33	12	0	3	0	48
	施行時特例市		27	6	0	3	0	36
	施行時特例市以上 計		114	23	2	12	0	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	55	33	1	14	0	103
		30,000人～99,999人	49	59	3	26	0	137
		10,000人～29,999人	13	11	6	25	2	57
		～9,999人	3	7	15	20	1	46
		計	120	110	25	85	3	343
	市町村（特別区含む。）計	197	130	26	91	3	447	
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	234	133	27	97	3	494	
割合	都道府県		78.7%	6.4%	2.1%	12.8%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		85.0%	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		68.8%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		75.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		75.5%	15.2%	1.3%	7.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	53.4%	32.0%	1.0%	13.6%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	35.8%	43.1%	2.2%	19.0%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	22.8%	19.3%	10.5%	43.9%	3.5%	100.0%
		～9,999人	6.5%	15.2%	32.6%	43.5%	2.2%	100.0%
		計	35.0%	32.1%	7.3%	24.8%	0.9%	100.0%
	市町村（特別区含む。）計	44.1%	29.1%	5.8%	20.4%	0.7%	100.0%	
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	47.4%	26.9%	5.5%	19.6%	0.6%	100.0%	

図 185 「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携

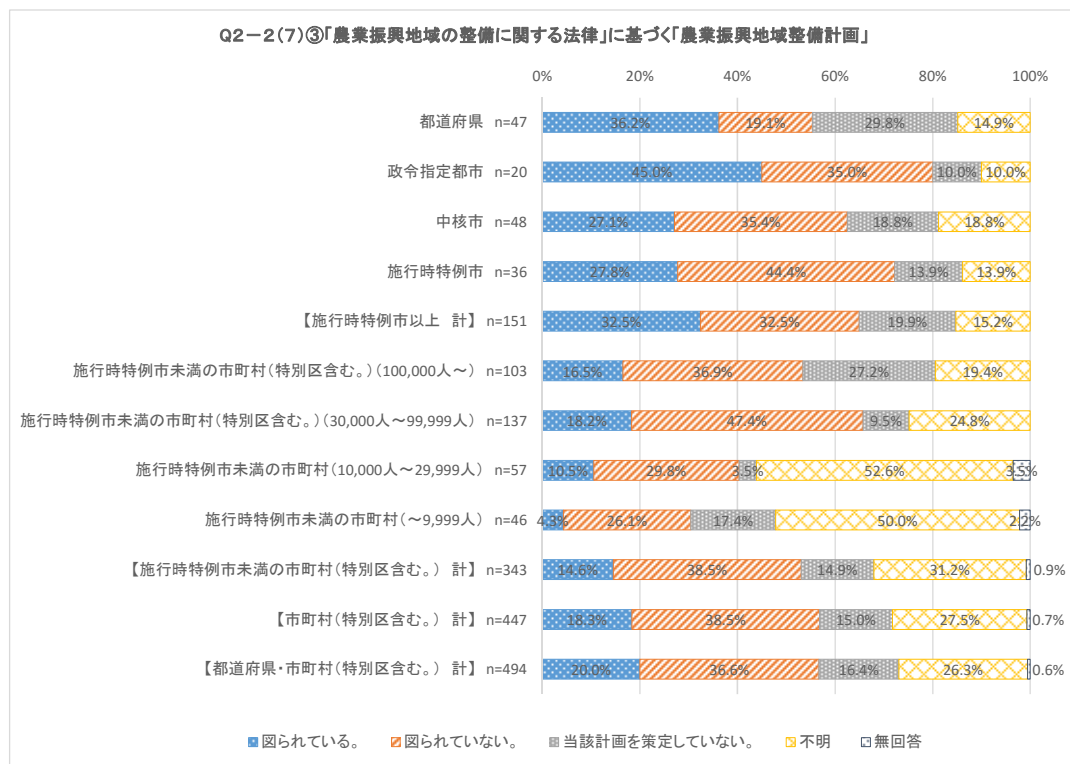


「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」では、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が政令指定都市で9団体（45.0%）と最も高く、次いで都道府県が17団体（36.2%）であった（表159、図186）。

表159 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		17	9	14	7	0	47
	政令指定都市		9	7	2	2	0	20
	中核市		13	17	9	9	0	48
	施行時特例市		10	16	5	5	0	36
	施行時特例市以上 計		49	49	30	23	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	17	38	28	20	0	103
		30,000人～99,999人	25	65	13	34	0	137
		10,000人～29,999人	6	17	2	30	2	57
		～9,999人	2	12	8	23	1	46
		計	50	132	51	107	3	343
		市町村(特別区含む。) 計	82	172	67	123	3	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	99	181	81	130	3	494	
割合	都道府県		36.2%	19.1%	29.8%	14.9%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		45.0%	35.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	中核市		27.1%	35.4%	18.8%	18.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		27.8%	44.4%	13.9%	13.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		32.5%	32.5%	19.9%	15.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	16.5%	36.9%	27.2%	19.4%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	18.2%	47.4%	9.5%	24.8%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	10.5%	29.8%	3.5%	52.6%	3.5%	100.0%
		～9,999人	4.3%	26.1%	17.4%	50.0%	2.2%	100.0%
		計	14.6%	38.5%	14.9%	31.2%	0.9%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	18.3%	38.5%	15.0%	27.5%	0.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	20.0%	36.6%	16.4%	26.3%	0.6%	100.0%	

図186 「農業振興地域整備計画」との調和・連携

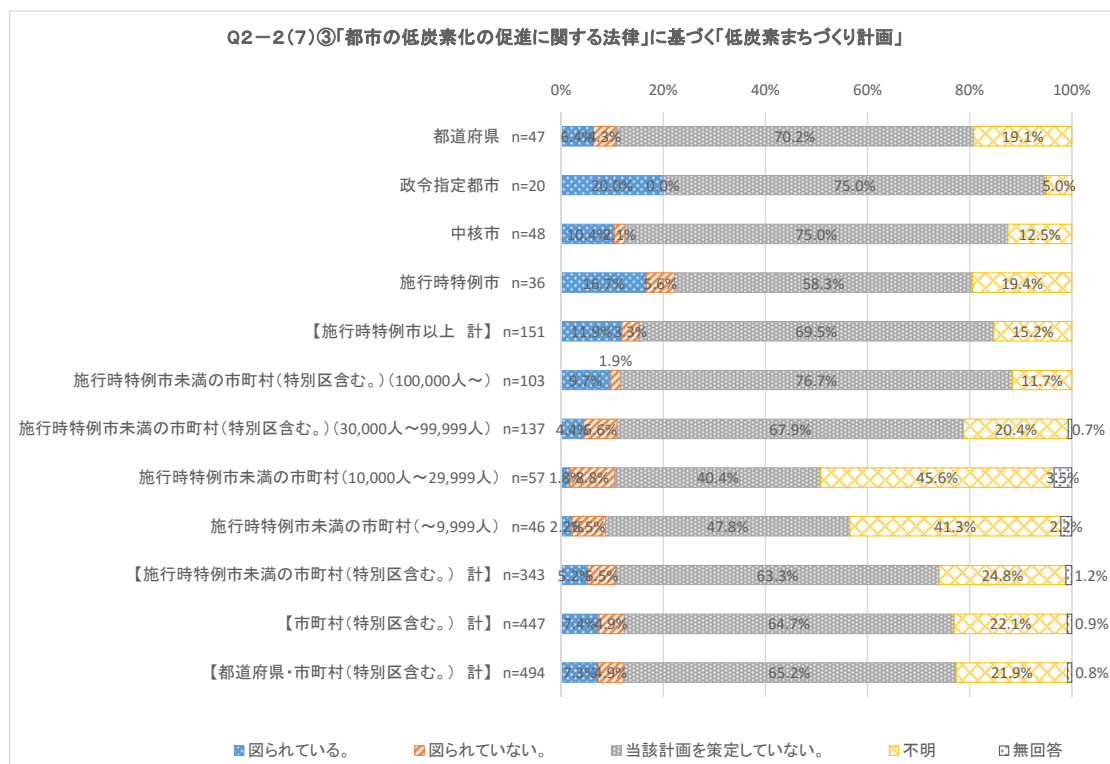


都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」では、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が政令指定都市で4団体（20.0%）と最も高かった（表 160、図 187）。

表 160 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		3	2	33	9	0	47
	政令指定都市		4	0	15	1	0	20
	中核市		5	1	36	6	0	48
	施行時特例市		6	2	21	7	0	36
	施行時特例市以上 計		18	5	105	23	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	10	2	79	12	0	103
		30,000人～99,999人	6	9	93	28	1	137
		10,000人～29,999人	1	5	23	26	2	57
		～9,999人	1	3	22	19	1	46
		計	18	19	217	85	4	343
		市町村(特別区含む。)	計	33	22	289	99	4
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	36	24	322	108	4	494
割合	都道府県		6.4%	4.3%	70.2%	19.1%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		20.0%	0.0%	75.0%	5.0%	0.0%	100.0%
	中核市		10.4%	2.1%	75.0%	12.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		16.7%	5.6%	58.3%	19.4%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		11.9%	3.3%	69.5%	15.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	9.7%	1.9%	76.7%	11.7%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	4.4%	6.6%	67.9%	20.4%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.8%	8.8%	40.4%	45.6%	3.5%	100.0%
		～9,999人	2.2%	6.5%	47.8%	41.3%	2.2%	100.0%
		計	5.2%	5.5%	63.3%	24.8%	1.2%	100.0%
		市町村(特別区含む。)	計	7.4%	4.9%	64.7%	22.1%	0.9%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	7.3%	4.9%	65.2%	21.9%	0.8%	100.0%

図 187 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」との調和・連携



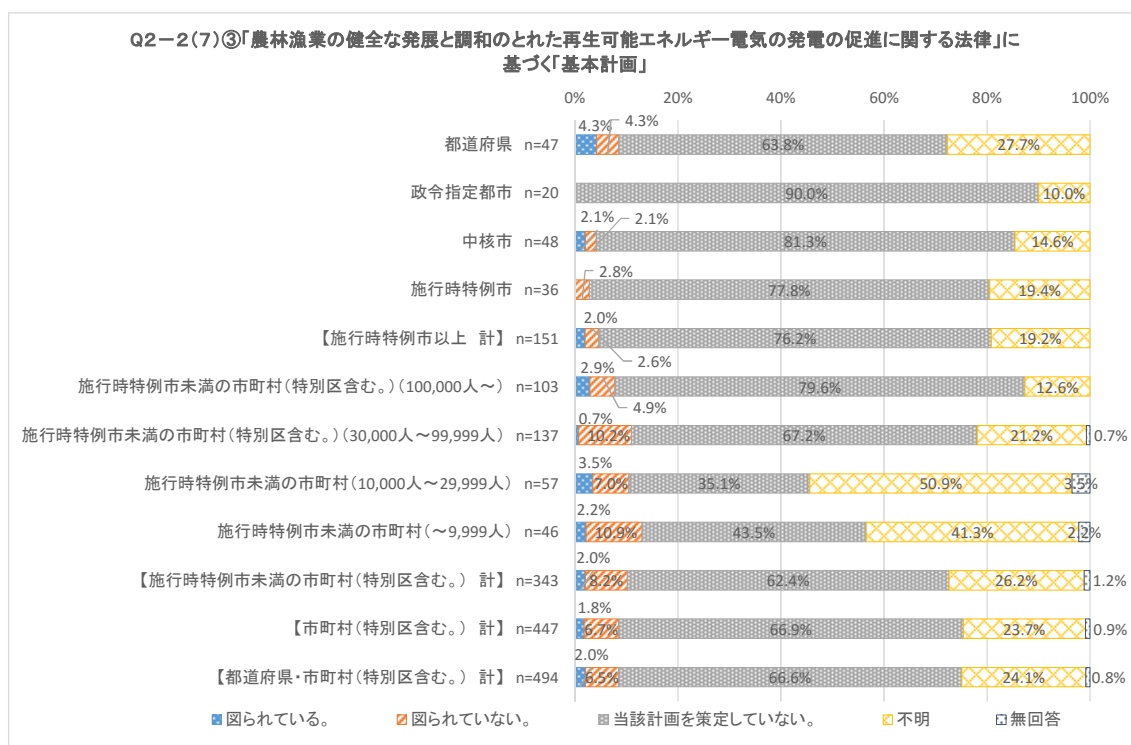
「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」では、いずれの団体区分でも「当該計画を策定していない。」と回答した団体が多く、全体の6割以上を占めた。

「基本計画」が策定されている中では、調和・連携または統合が「図られている。」と回答した団体は、人口規模に関係なく5%に満たず、政令指定都市及び施行時特例市においては1団体も図られていなかった。また、「基本計画」が策定されている団体では、全ての区分において「図られていない。」と回答した団体の方が多かった（表161、図188）。

表 161 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		2	2	30	13	0	47
	政令指定都市		0	0	18	2	0	20
	中核市		1	1	39	7	0	48
	施行時特例市		0	1	28	7	0	36
	施行時特例市以上 計		3	4	115	29	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	3	5	82	13	0	103
		30,000人～99,999人	1	14	92	29	1	137
		10,000人～29,999人	2	4	20	29	2	57
		～9,999人	1	5	20	19	1	46
		計	7	28	214	90	4	343
		市町村(特別区含む。) 計	8	30	299	106	4	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	10	32	329	119	4	494	
割合	都道府県		4.3%	4.3%	63.8%	27.7%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	中核市		2.1%	2.1%	81.3%	14.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	2.8%	77.8%	19.4%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		2.0%	2.6%	76.2%	19.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2.9%	4.9%	79.6%	12.6%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.7%	10.2%	67.2%	21.2%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	7.0%	35.1%	50.9%	3.5%	100.0%
		～9,999人	2.2%	10.9%	43.5%	41.3%	2.2%	100.0%
		計	2.0%	8.2%	62.4%	26.2%	1.2%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	1.8%	6.7%	66.9%	23.7%	0.9%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	2.0%	6.5%	66.6%	24.1%	0.8%	100.0%	

図 188 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」との調和・連携

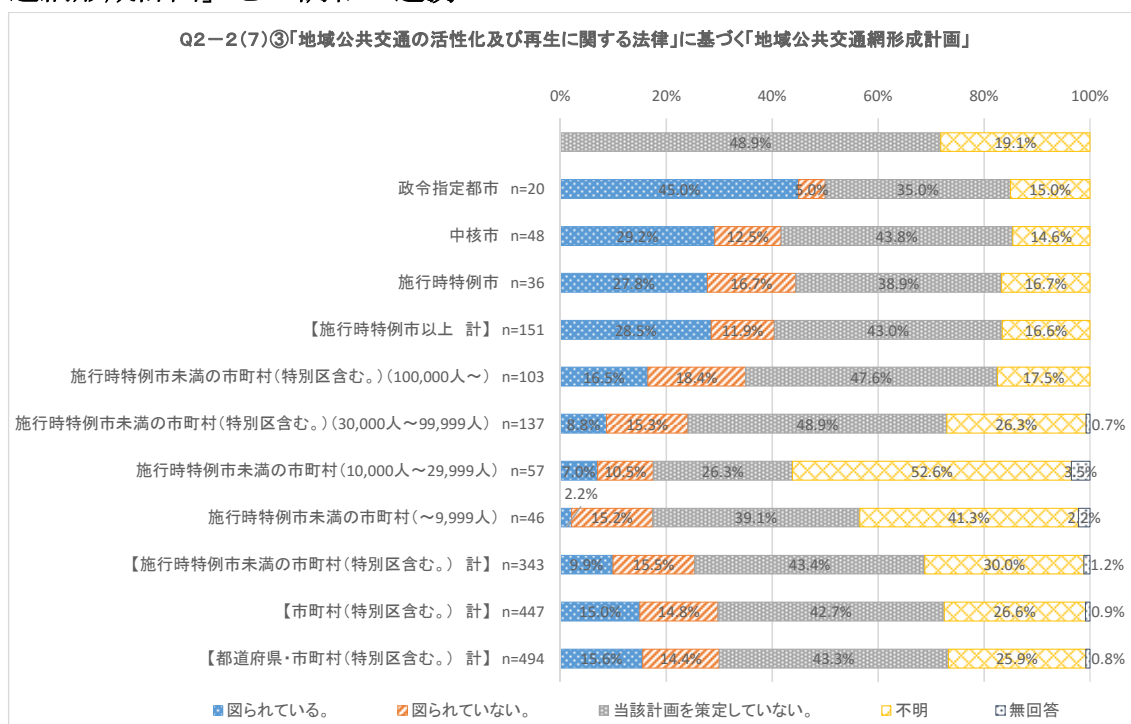


「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」では、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が、政令指定都市で9団体（45.0%）と最も高かった。政令指定都市以外ではどの団体区分でも「当該計画を策定していない」が最も多かった。「地域公共交通網形成計画」が策定されている団体において、施行時特例市以上の団体では「図られている。」と回答した団体の方が多かったが、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においては「図られていない。」と回答した団体の方が多かった（表 162、図 189）。

表 162 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		10	5	23	9	0	47
	政令指定都市		9	1	7	3	0	20
	中核市		14	6	21	7	0	48
	施行時特例市		10	6	14	6	0	36
	施行時特例市以上 計		43	18	65	25	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	17	19	49	18	0	103
		30,000人～99,999人	12	21	67	36	1	137
		10,000人～29,999人	4	6	15	30	2	57
		～9,999人	1	7	18	19	1	46
		計	34	53	149	103	4	343
		市町村(特別区含む。) 計	67	66	191	119	4	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	77	71	214	128	4	494	
割合	都道府県		21.3%	10.6%	48.9%	19.1%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		45.0%	5.0%	35.0%	15.0%	0.0%	100.0%
	中核市		29.2%	12.5%	43.8%	14.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		27.8%	16.7%	38.9%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		28.5%	11.9%	43.0%	16.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	16.5%	18.4%	47.6%	17.5%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	8.8%	15.3%	48.9%	26.3%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.0%	10.5%	26.3%	52.6%	3.5%	100.0%
		～9,999人	2.2%	15.2%	39.1%	41.3%	2.2%	100.0%
		計	9.9%	15.5%	43.4%	30.0%	1.2%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	15.0%	14.8%	42.7%	26.6%	0.9%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	15.6%	14.4%	43.3%	25.9%	0.8%	100.0%	

図 189 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」との調和・連携

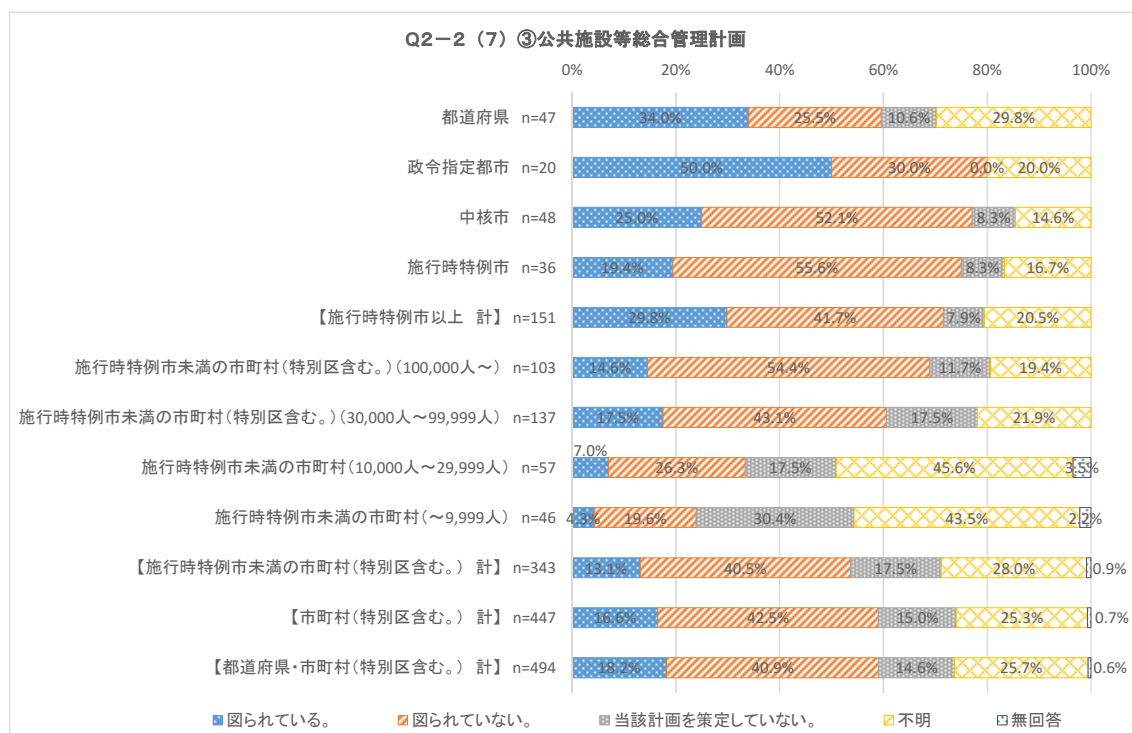


公共施設等総合管理計画では、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が政令指定都市で10団体（50.0%）と最も高く、次いで都道府県が16団体（34.0%）であった。中核市以下の団体区分では「当該計画を策定していない。」が最も高かった（表163、図190）。

表163 「公共施設等総合管理計画」との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		16	12	5	14	0	47	
	政令指定都市		10	6	0	4	0	20	
	中核市		12	25	4	7	0	48	
	施行時特例市		7	20	3	6	0	36	
	施行時特例市以上 計		45	63	12	31	0	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		15	56	12	20	0	103
		30,000人～99,999人		24	59	24	30	0	137
		10,000人～29,999人		4	15	10	26	2	57
		～9,999人		2	9	14	20	1	46
	計		45	139	60	96	3	343	
市町村(特別区含む。) 計		74	190	67	113	3	447		
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		90	202	72	127	3	494		
割合	都道府県		34.0%	25.5%	10.6%	29.8%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		50.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		25.0%	52.1%	8.3%	14.6%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市		19.4%	55.6%	8.3%	16.7%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		29.8%	41.7%	7.9%	20.5%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		14.6%	54.4%	11.7%	19.4%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人		17.5%	43.1%	17.5%	21.9%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人		7.0%	26.3%	17.5%	45.6%	3.5%	100.0%
		～9,999人		4.3%	19.6%	30.4%	43.5%	2.2%	100.0%
	計		13.1%	40.5%	17.5%	28.0%	0.9%	100.0%	
市町村(特別区含む。) 計		16.6%	42.5%	15.0%	25.3%	0.7%	100.0%		
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		18.2%	40.9%	14.6%	25.7%	0.6%	100.0%		

図190 「公共施設等総合管理計画」との調和・連携

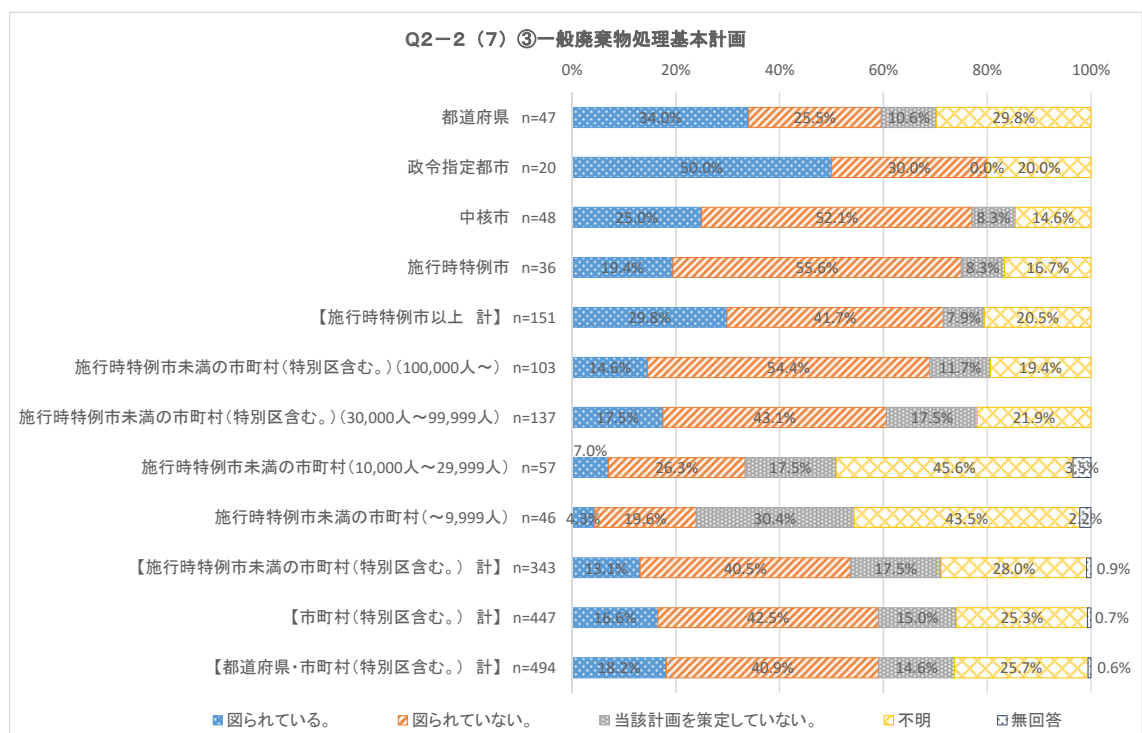


一般廃棄物処理基本計画では、調和・連携が「図られている。」と回答した団体の割合が政令指定都市で18団体（90.0%）と最も高かった。次いで施行時特例市が29団体（80.6%）であり、他の団体区分についても全体的に他の計画よりも調和・連携が図られていた（表164、図191）。

表 164 一般廃棄物処理基本計画との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		18	0	21	8	0	47	
	政令指定都市		18	2	0	0	0	20	
	中核市		35	10	2	1	0	48	
	施行時特例市		29	5	0	2	0	36	
	施行時特例市以上 計		100	17	23	11	0	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		66	23	6	8	0	103
		30,000人～99,999人		57	44	16	19	1	137
		10,000人～29,999人		15	11	4	25	2	57
		～9,999人		7	7	8	23	1	46
	計		145	85	34	75	4	343	
	市町村(特別区含む。) 計		227	102	36	78	4	447	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		245	102	57	86	4	494		
割合	都道府県		38.3%	0.0%	44.7%	17.0%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		72.9%	20.8%	4.2%	2.1%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市		80.6%	13.9%	0.0%	5.6%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		66.2%	11.3%	15.2%	7.3%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		64.1%	22.3%	5.8%	7.8%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人		41.6%	32.1%	11.7%	13.9%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人		26.3%	19.3%	7.0%	43.9%	3.5%	100.0%
		～9,999人		15.2%	15.2%	17.4%	50.0%	2.2%	100.0%
	計		42.3%	24.8%	9.9%	21.9%	1.2%	100.0%	
	市町村(特別区含む。) 計		50.8%	22.8%	8.1%	17.4%	0.9%	100.0%	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		49.6%	20.6%	11.5%	17.4%	0.8%	100.0%		

図 191 一般廃棄物処理基本計画との調和・連携

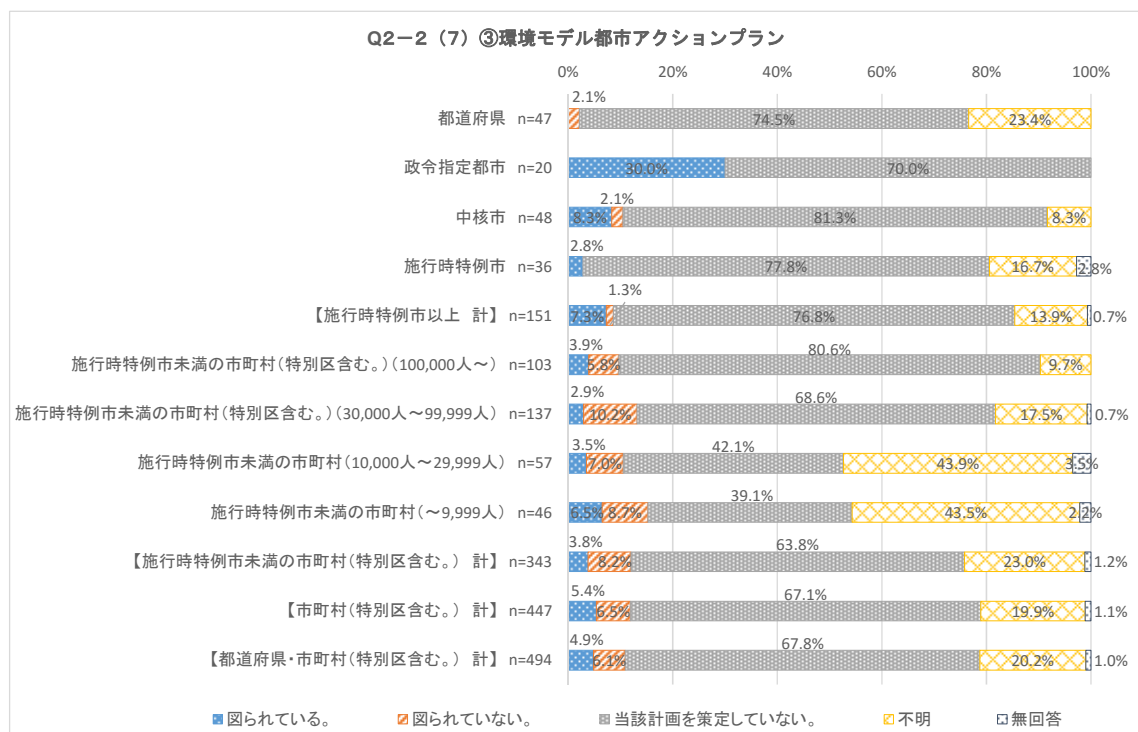


環境モデル都市アクションプランでは、調和・連携の割合が政令指定都市で6団体（30.0%）と最も高かった。しかし、全ての団体区分において、「当該計画を策定していない。」の割合が最も高かった（表 165、図 192）。

表 165 環境モデル都市アクションプランとの調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	1	35	11	0	47
	政令指定都市		6	0	14	0	0	20
	中核市		4	1	39	4	0	48
	施行時特例市		1	0	28	6	1	36
	施行時特例市以上 計		11	2	116	21	1	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	4	6	83	10	0	103
		30,000人～99,999人	4	14	94	24	1	137
		10,000人～29,999人	2	4	24	25	2	57
		～9,999人	3	4	18	20	1	46
		計	13	28	219	79	4	343
		市町村(特別区含む。) 計	24	29	300	89	5	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	24	30	335	100	5	494	
割合	都道府県		0.0%	2.1%	74.5%	23.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		30.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		8.3%	2.1%	81.3%	8.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		2.8%	0.0%	77.8%	16.7%	2.8%	100.0%
	施行時特例市以上 計		7.3%	1.3%	76.8%	13.9%	0.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	3.9%	5.8%	80.6%	9.7%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	2.9%	10.2%	68.6%	17.5%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	7.0%	42.1%	43.9%	3.5%	100.0%
		～9,999人	6.5%	8.7%	39.1%	43.5%	2.2%	100.0%
		計	3.8%	8.2%	63.8%	23.0%	1.2%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	5.4%	6.5%	67.1%	19.9%	1.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	4.9%	6.1%	67.8%	20.2%	1.0%	100.0%	

図 192 環境モデル都市アクションプランとの調和・連携

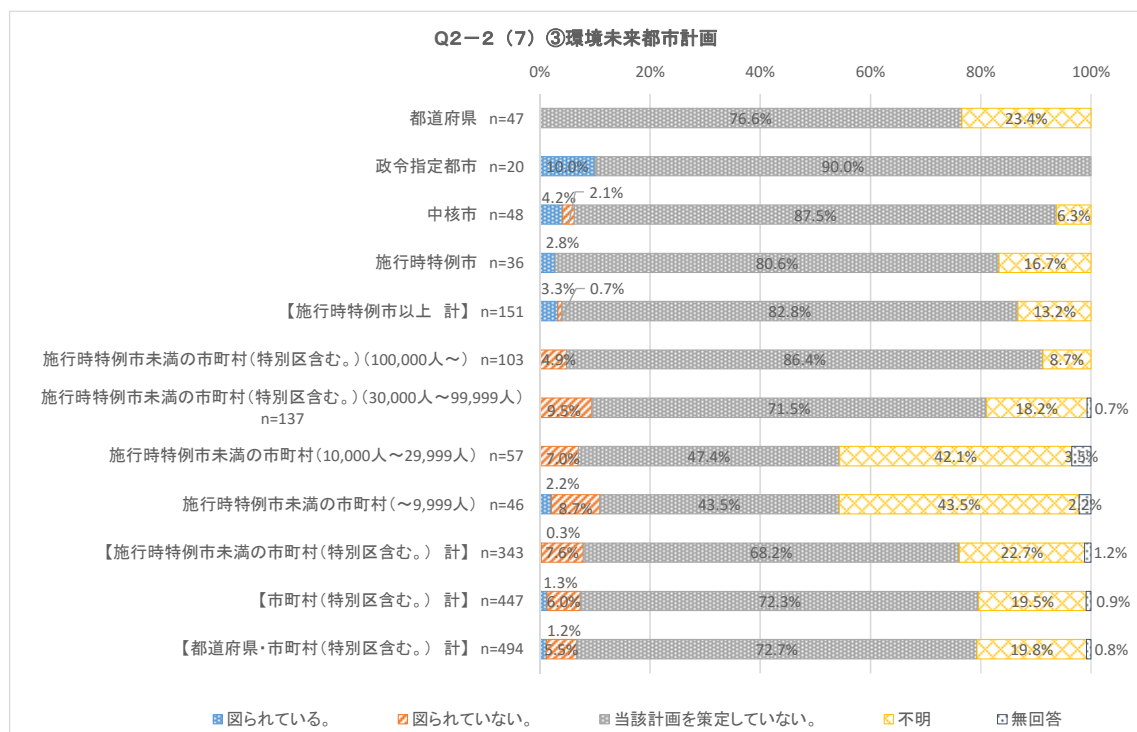


環境未来都市計画では、調和・連携の割合が政令指定都市で2団体(10.0%)と最も高かった。しかし、全ての団体区分において、「当該計画を策定していない。」の割合が最も高かった(表166、図193)。

表 166 環境未来都市計画との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	0	36	11	0	47
	政令指定都市		2	0	18	0	0	20
	中核市		2	1	42	3	0	48
	施行時特例市		1	0	29	6	0	36
	施行時特例市以上 計		5	1	125	20	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0	5	89	9	0	103
		30,000人～99,999人	0	13	98	25	1	137
		10,000人～29,999人	0	4	27	24	2	57
		～9,999人	1	4	20	20	1	46
		計	1	26	234	78	4	343
	市町村(特別区含む。) 計		6	27	323	87	4	447
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		6	27	359	98	4	494
	割合	都道府県		0.0%	0.0%	76.6%	23.4%	0.0%
政令指定都市			10.0%	0.0%	90.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市			4.2%	2.1%	87.5%	6.3%	0.0%	100.0%
施行時特例市			2.8%	0.0%	80.6%	16.7%	0.0%	100.0%
施行時特例市以上 計			3.3%	0.7%	82.8%	13.2%	0.0%	100.0%
施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)		100,000人～	0.0%	4.9%	86.4%	8.7%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	9.5%	71.5%	18.2%	0.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	7.0%	47.4%	42.1%	3.5%	100.0%
		～9,999人	2.2%	8.7%	43.5%	43.5%	2.2%	100.0%
		計	0.3%	7.6%	68.2%	22.7%	1.2%	100.0%
市町村(特別区含む。) 計			1.3%	6.0%	72.3%	19.5%	0.9%	100.0%
都道府県・市町村(特別区含む。) 計			1.2%	5.5%	72.7%	19.8%	0.8%	100.0%

図 193 環境未来都市計画との調和・連携

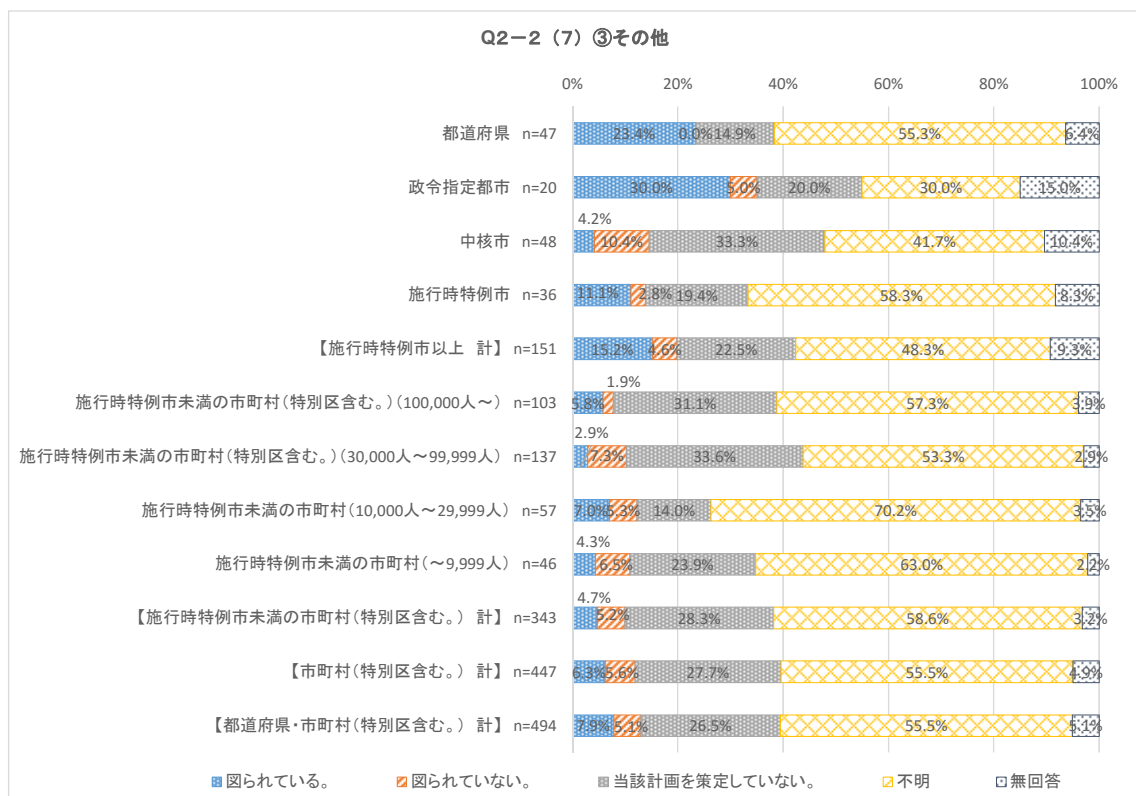


その他の行政計画では、調和・連携の割合が政令指定都市で6団体（30.0%）と最も高く、次いで都道府県で11団体（23.4%）であった（表167、図194）。

表 167 その他の行政計画との調和・連携

項目	区分	人口規模	図られている。	図られていない。	当該計画を策定していない。	不明	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		11	0	7	26	3	47	
	政令指定都市		6	1	4	6	3	20	
	中核市		2	5	16	20	5	48	
	施行時特例市		4	1	7	21	3	36	
	施行時特例市以上 計		23	7	34	73	14	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	6	2	32	59	4	103	
		30,000人～99,999人	4	10	46	73	4	137	
		10,000人～29,999人	4	3	8	40	2	57	
		～9,999人	2	3	11	29	1	46	
		計	16	18	97	201	11	343	
	市町村(特別区含む。) 計		28	25	124	248	22	447	
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		39	25	131	274	25	494	
	割合	都道府県		23.4%	0.0%	14.9%	55.3%	6.4%	100.0%
		政令指定都市		30.0%	5.0%	20.0%	30.0%	15.0%	100.0%
中核市			4.2%	10.4%	33.3%	41.7%	10.4%	100.0%	
施行時特例市			11.1%	2.8%	19.4%	58.3%	8.3%	100.0%	
施行時特例市以上 計			15.2%	4.6%	22.5%	48.3%	9.3%	100.0%	
施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)		100,000人～	5.8%	1.9%	31.1%	57.3%	3.9%	100.0%	
		30,000人～99,999人	2.9%	7.3%	33.6%	53.3%	2.9%	100.0%	
		10,000人～29,999人	7.0%	5.3%	14.0%	70.2%	3.5%	100.0%	
		～9,999人	4.3%	6.5%	23.9%	63.0%	2.2%	100.0%	
		計	4.7%	5.2%	28.3%	58.6%	3.2%	100.0%	
市町村(特別区含む。) 計			6.3%	5.6%	27.7%	55.5%	4.9%	100.0%	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計			7.9%	5.1%	26.5%	55.5%	5.1%	100.0%	

図 194 その他の行政計画との調和・連携



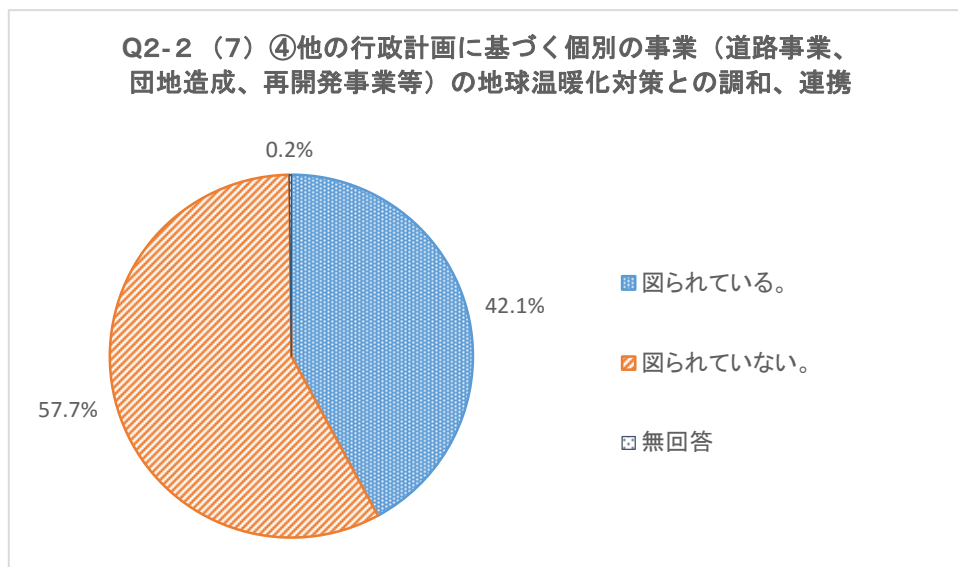
④他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携

他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携について、「図られている。」との回答は 208 団体（42.1%）であった（表 168、図 195）。

表 168 他の行政計画に基づく個別の事業と地球温暖化対策との調和・連携

地球温暖化対策との調和、連携	団体数	割合
図られている。	208	42.1%
図られていない。	285	57.7%
無回答	1	0.2%
対象団体	494	100.0%

図 195 他の行政計画に基づく個別の事業と地球温暖化対策との調和・連携



(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

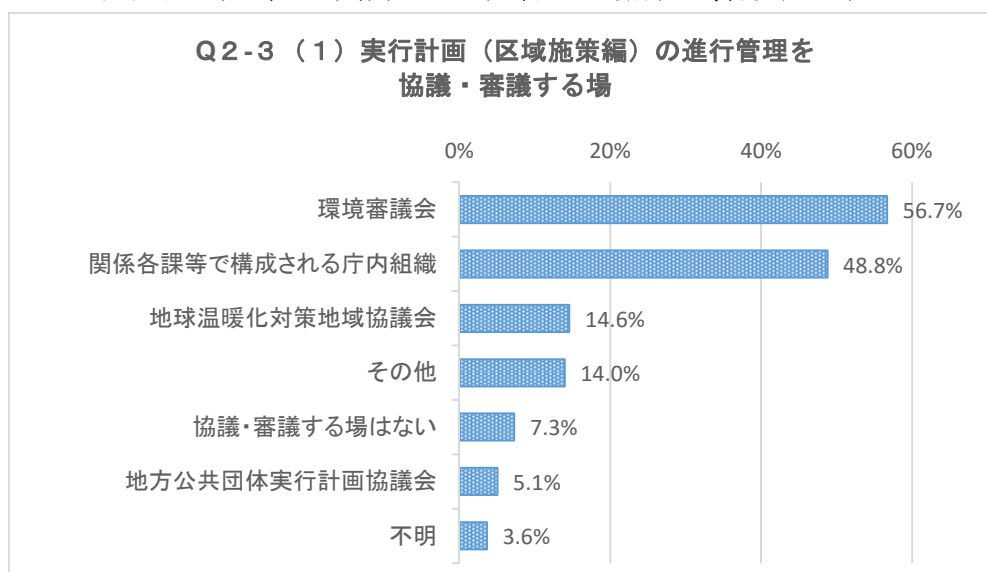
1) 実行計画（区域施策編）を協議・審議する場

実行計画（区域施策編）の進行管理を協議・審議する場として、「環境審議会」が280団体（56.7%）と最も多く、次いで、「関係各課等で構成される庁内組織」が241団体（48.8%）であった。また「協議・審議する場はない」との回答も36団体（7.3%）あった（表169、図196）。

表 169 実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場

協議・審議した場	団体数	割合
環境審議会	280	56.7%
関係各課等で構成される庁内組織	241	48.8%
地球温暖化対策地域協議会	72	14.6%
その他	69	14.0%
協議・審議する場はない	36	7.3%
地方公共団体実行計画協議会	25	5.1%
不明	18	3.6%
対象団体	494	100.0%

図 196 実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場



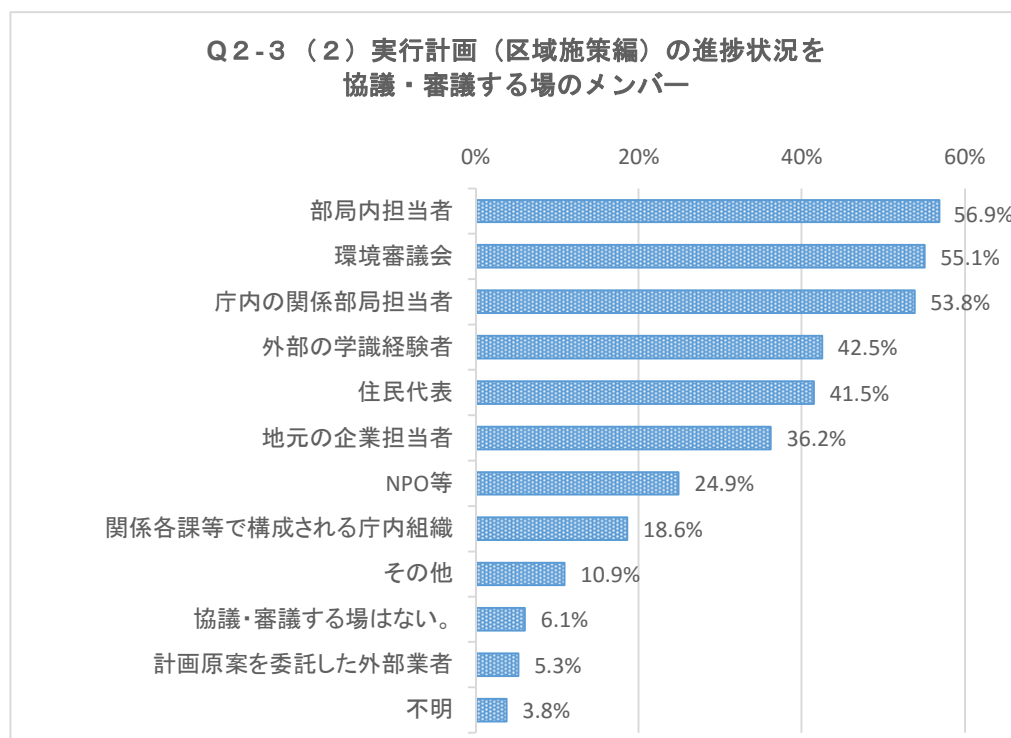
2) 実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバーとしては、「部局内担当者」と「環境審議会」がそれぞれ 281 団体（56.9%）、272 団体（55.1%）と多かった。次いで、「庁内の関係部局担当者」が 266 団体（53.8%）、「外部の学識経験者」と「住民代表」がそれぞれ 210 団体（42.5%）、205 団体（41.5%）と多く、庁内外の関係者を体制に含めている団体が多かった（表 170、図 197）。

表 170 実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

協議・審議した場	団体数	割合
部局内担当者	281	56.9%
環境審議会	272	55.1%
庁内の関係部局担当者	266	53.8%
外部の学識経験者	210	42.5%
住民代表	205	41.5%
地元の企業担当者	179	36.2%
NPO等	123	24.9%
関係各課等で構成される庁内組織	92	18.6%
その他	54	10.9%
協議・審議する場はない。	30	6.1%
計画原案を委託した外部業者	26	5.3%
不明	19	3.8%
対象団体	494	100.0%

図 197 実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



(4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況

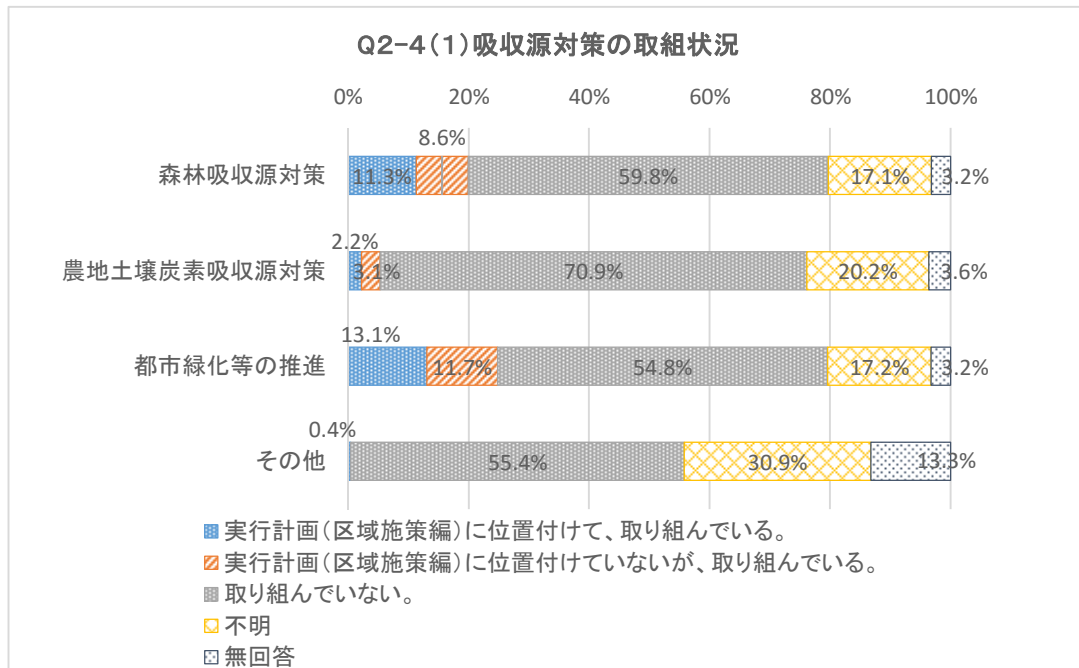
1) 吸収源対策の取組状況

「実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる」吸収源対策の取組は、「都市緑化等の推進」234 団体（13.1%）が最も多かった。次いで「森林吸収源対策」が 202 団体（11.3%）であった。しかし、いずれの取組も「取り組んでいない」団体が 5 割以上であった（表 171、図 198）。

表 171 吸収源対策の取組状況

	団体数				割合			
	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他
実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる。	202	40	234	8	11.3%	2.2%	13.1%	0.4%
実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	154	55	210	0	8.6%	3.1%	11.7%	0.0%
取り組んでいない。	1,069	1,267	979	990	59.8%	70.9%	54.8%	55.4%
不明	306	361	307	553	17.1%	20.2%	17.2%	30.9%
無回答	57	65	58	237	3.2%	3.6%	3.2%	13.3%
対象団体	1,788	1,788	1,788	1,788	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 198 吸収源対策の取組状況



(5) 気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況

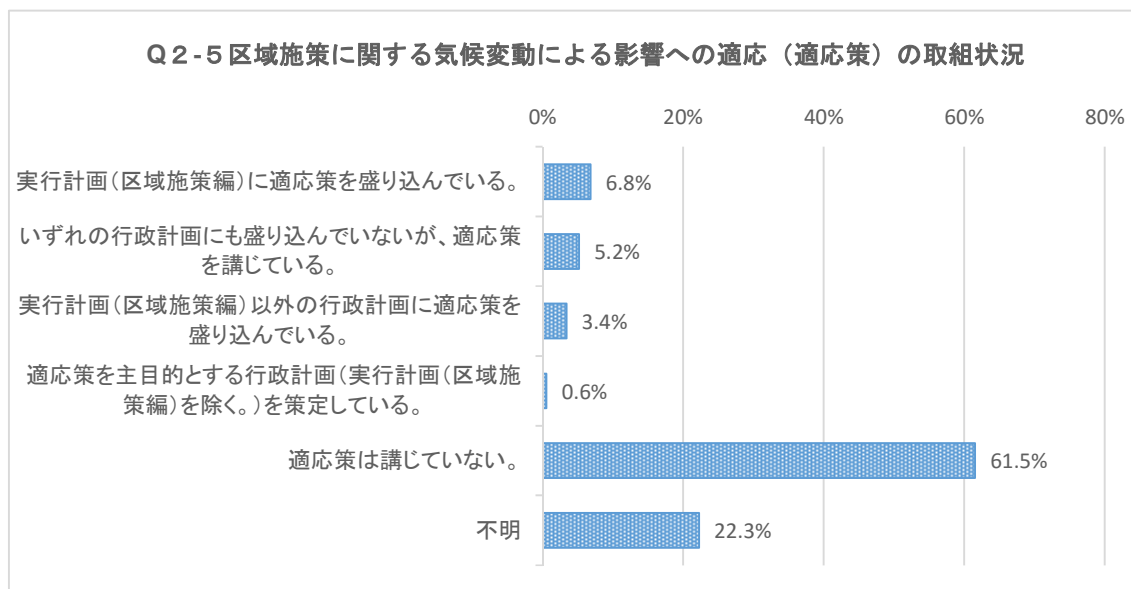
気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況について、「適応策は講じていない」が1,100団体（61.5%）と最も多かった。次いで、「不明」が398団体（22.3%）であった。

適応策を講じている団体の中では、「実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。」122団体（6.8%）が最も多かった（表172、図199）。

表 172 区域施策に関する気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況

適応策の取組状況	団体数	割合
実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。	122	6.8%
いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。	93	5.2%
実行計画（区域施策編）以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる。	61	3.4%
適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している。	10	0.6%
適応策は講じていない。	1,100	61.5%
不明	398	22.3%
対象団体	1,788	100.0%

図 199 区域施策に関する気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況



(6) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況

1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について

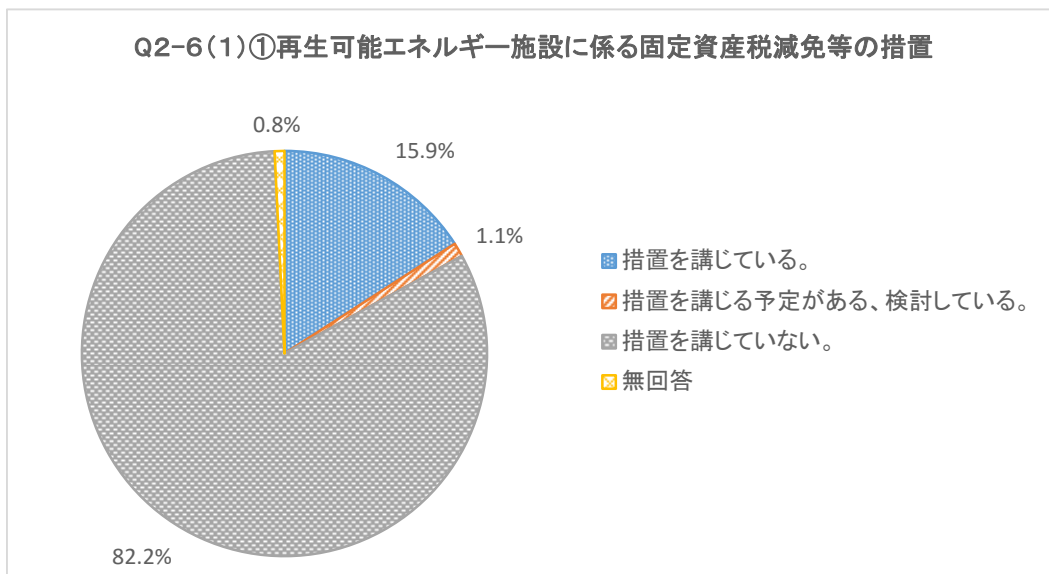
①再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置

再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の「措置を講じている」団体は284団体（15.9%）であった（表 173、図 200）。

表 173 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置

固定資産税減免等の措置	団体数	割合
措置を講じている。	284	15.9%
措置を講じる予定がある、検討している。	20	1.1%
措置を講じていない。	1,470	82.2%
無回答	14	0.8%
対象団体	1,788	100.0%

図 200 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置



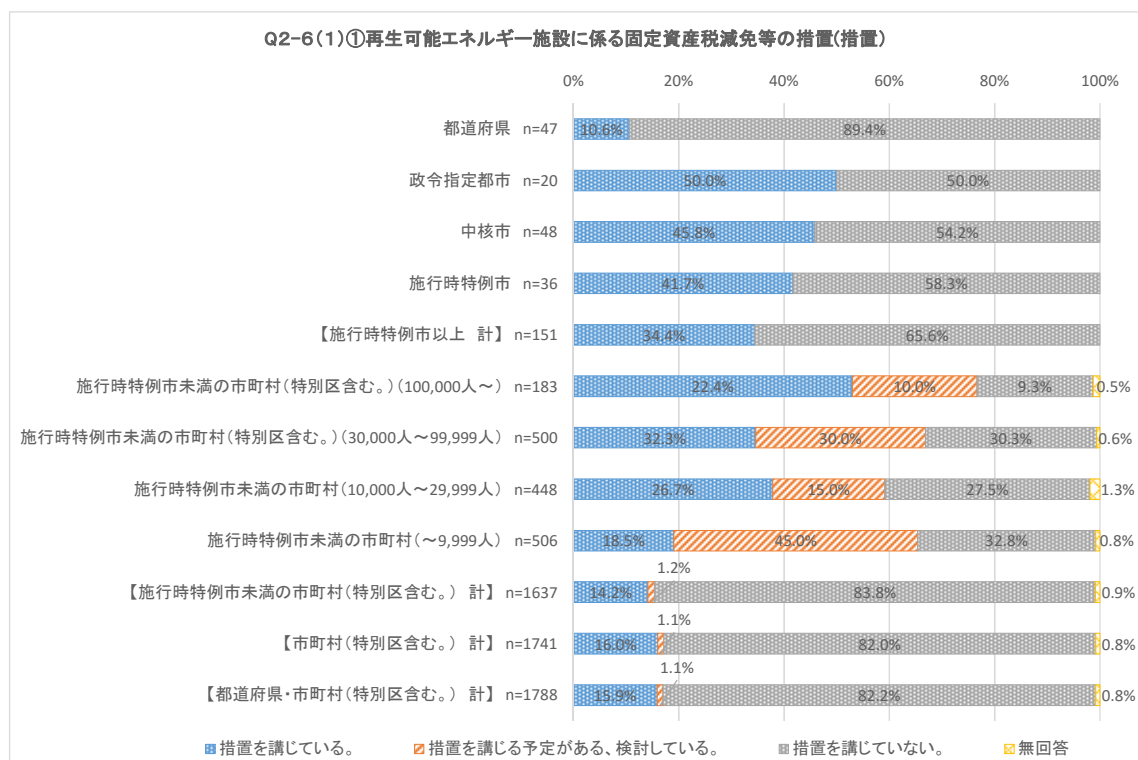
団体区分別回答状況を確認すると、固定資産税減免等の措置を講じている団体の割合は、政令指定都市の10団体（50.0%）が最も多かった。次いで、中核市の22団体（45.8%）であった。

また、施行時特例市以上の団体では「措置を講じていない。」が全ての団体区分で5割以上であったが、「措置を講じる予定がある、検討している。」と回答した団体が1団体もなかった（表 174、図 201）。

表 174 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置(団体区分別)

項目	区分	人口規模	措置を講じている。	措置を講じる予定がある、検討している。	措置を講じていない。	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		5	0	42	0	47	
	政令指定都市		10	0	10	0	20	
	中核市		22	0	26	0	48	
	施行時特例市		15	0	21	0	36	
	施行時特例市以上 計		52	0	99	0	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		52	2	128	1	183
		30,000人～99,999人		75	6	416	3	500
		10,000人～29,999人		62	3	377	6	448
		～9,999人		43	9	450	4	506
	計		232	20	1,371	14	1,637	
	市町村(特別区含む。) 計		279	20	1,428	14	1,741	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		284	20	1,470	14	1,788		
割合	都道府県		10.6%	0.0%	89.4%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		45.8%	0.0%	54.2%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市		41.7%	0.0%	58.3%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		34.4%	0.0%	65.6%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～		22.4%	10.0%	9.3%	0.5%	100.0%
		30,000人～99,999人		32.3%	30.0%	30.3%	0.6%	100.0%
		10,000人～29,999人		26.7%	15.0%	27.5%	1.3%	100.0%
		～9,999人		18.5%	45.0%	32.8%	0.8%	100.0%
	計		14.2%	1.2%	83.8%	0.9%	100.0%	
	市町村(特別区含む。) 計		16.0%	1.1%	82.0%	0.8%	100.0%	
都道府県・市町村(特別区含む。) 計		15.9%	1.1%	82.2%	0.8%	100.0%		

図 201 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置(団体区分別)



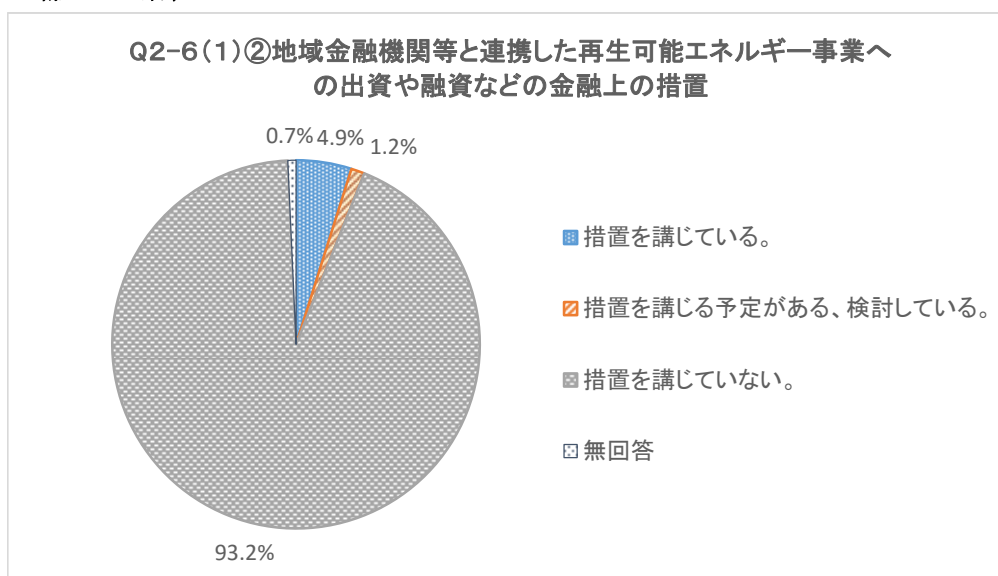
②地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置

地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置を講じている団体は87団体(4.9%)であり、①の再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置を講じている団体よりも少なかった(表175、図202)。

表 175 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置

事業への出資や融資等の金融上の措置	団体数	割合
措置を講じている。	87	4.9%
措置を講じる予定がある、検討している。	21	1.2%
措置を講じていない。	1,667	93.2%
無回答	13	0.7%
対象団体	1,788	100.0%

図 202 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置

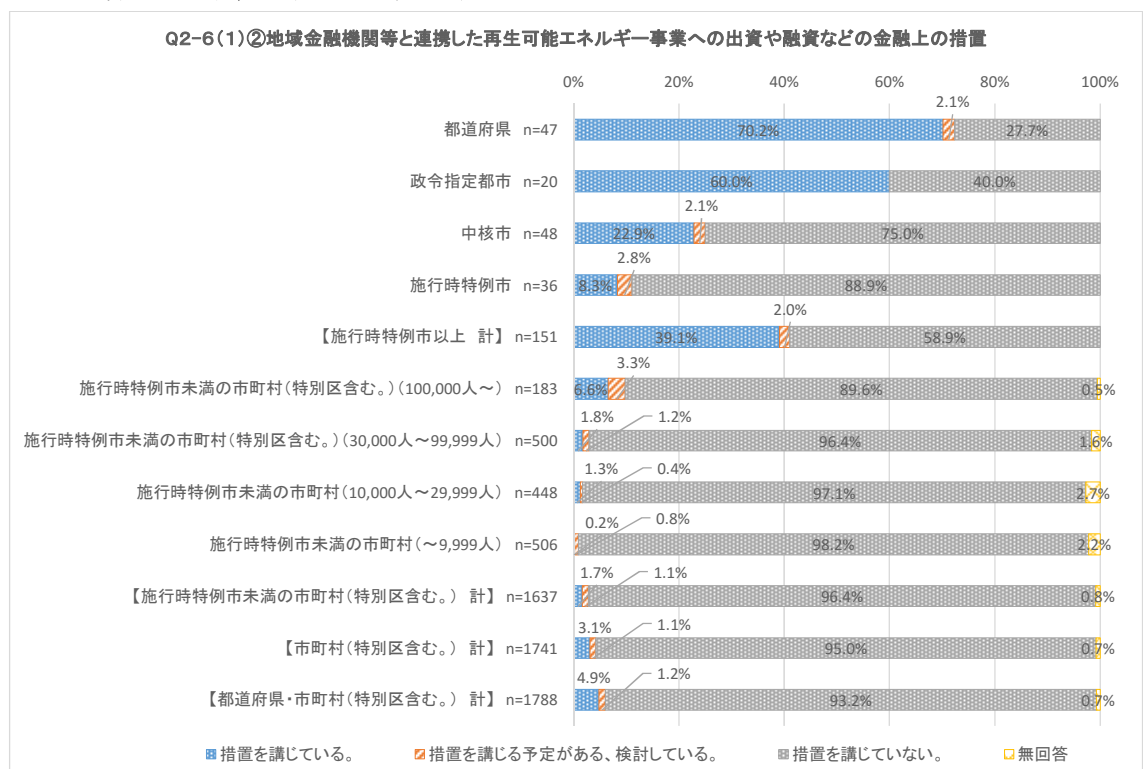


団体区分別回答状況を確認すると、「措置を講じている。」と回答した団体の割合は、都道府県の33団体(70.2%)が最も高かった。次いで、政令指定都市の12団体(60.0%)が高く、施行時特例市以下では全ての団体区分で1割以下となった(表176、図203)。

表 176 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置（団体区分別）

項目	区分	人口規模	措置を講じている。	措置を講じる予定がある、検討している。	措置を講じていない。	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		33	1	13	0	47
	政令指定都市		12	0	8	0	20
	中核市		11	1	36	0	48
	施行時特例市		3	1	32	0	36
	施行時特例市以上 計		59	3	89	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	12	6	164	1	183
		30,000人～99,999人	9	6	482	3	500
		10,000人～29,999人	6	2	435	5	448
		～9,999人	1	4	497	4	506
		計	28	18	1,578	13	1,637
		市町村(特別区含む。) 計	54	20	1,654	13	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	87	21	1,667	13	1,788	
割合	都道府県		70.2%	2.1%	27.7%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	100.0%
	中核市		22.9%	2.1%	75.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		8.3%	2.8%	88.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		39.1%	2.0%	58.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	6.6%	3.3%	89.6%	0.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.8%	1.2%	96.4%	1.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.3%	0.4%	97.1%	2.7%	100.0%
		～9,999人	0.2%	0.8%	98.2%	2.2%	100.0%
		計	1.7%	1.1%	96.4%	0.8%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	3.1%	1.1%	95.0%	0.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	4.9%	1.2%	93.2%	0.7%	100.0%	

図 203 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置（団体区分別）



③事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況

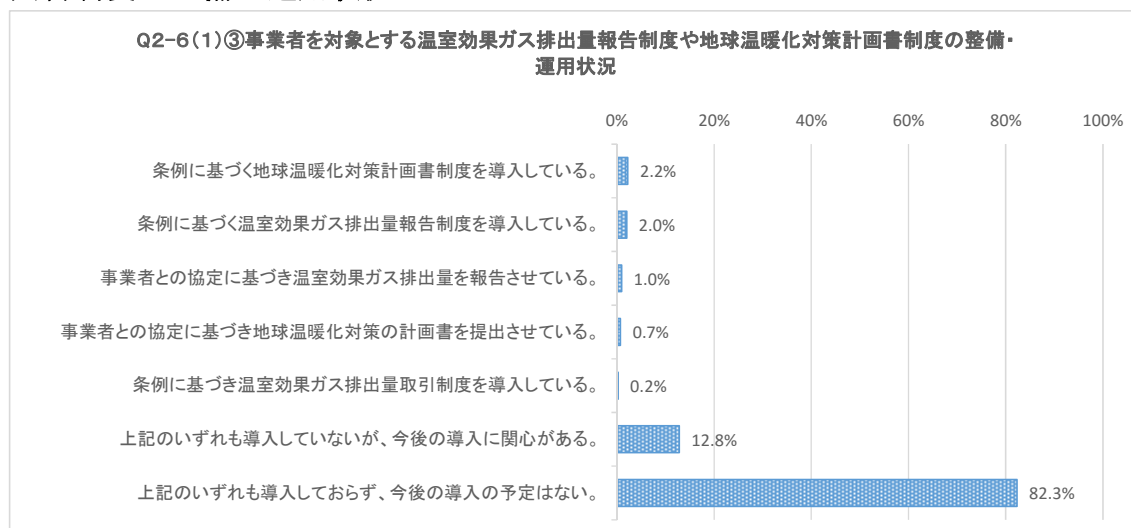
事業者を対象とする諸制度の整備・運用状況について、「上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない。」が1,472団体（82.3%）で最も多かった。

制度を導入している団体の中では、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が40団体（2.2%）と最も多かった。次いで、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」が35団体（2.0%）であった（表177、図204）。

表 177 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況

事業者を対象とする諸制度の整備・運用状況	団体数	割合
条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。	40	2.2%
条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。	35	2.0%
事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。	17	1.0%
事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。	13	0.7%
条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している。	4	0.2%
上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある。	229	12.8%
上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない。	1,472	82.3%
対象団体	1,788	100.0%

図 204 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況

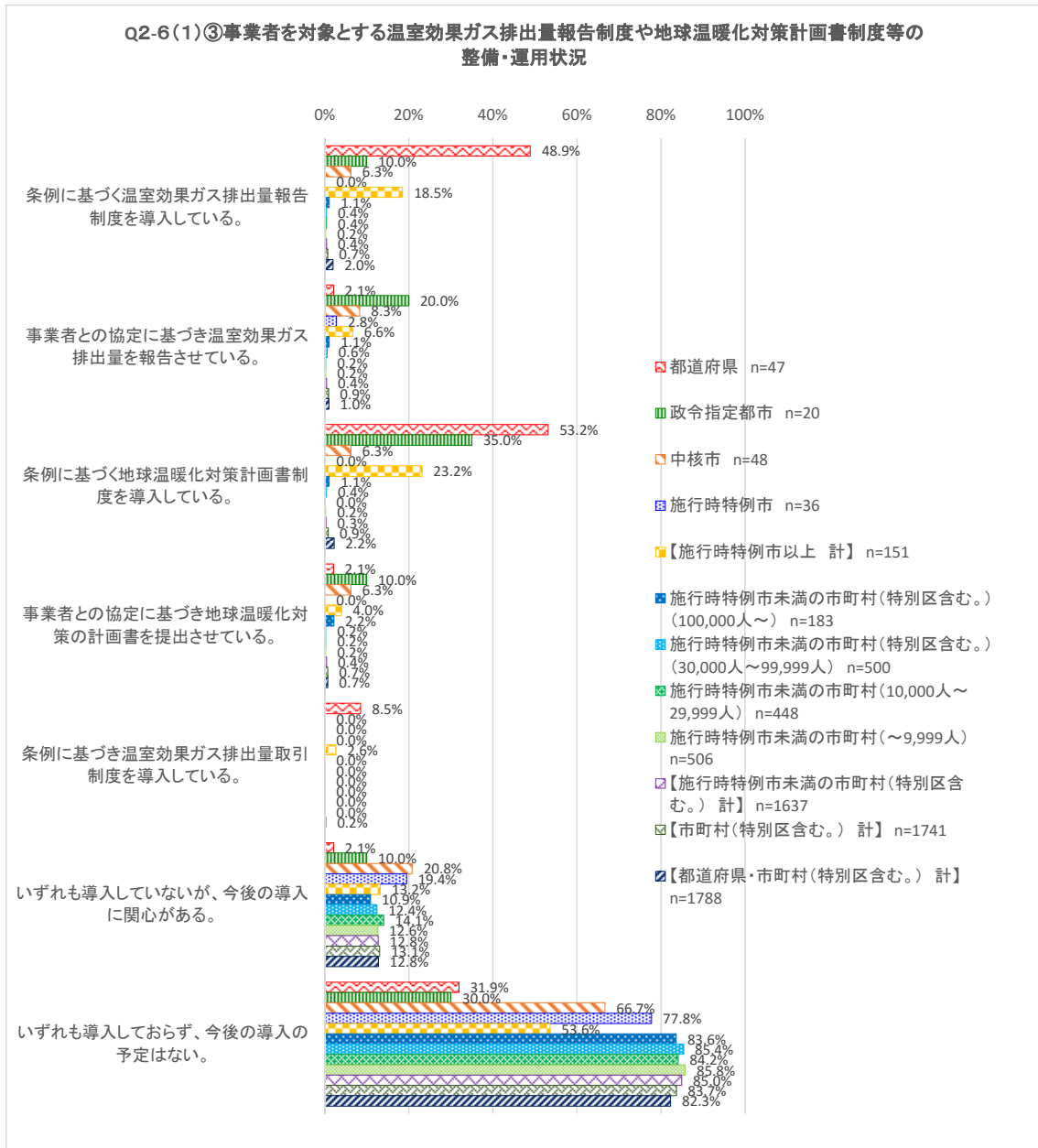


団体区分別回答状況を確認すると、団体数、割合ともに都道府県の導入割合が高く、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度」を23団体（48.9%）、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度」を25団体（53.2%）が導入していると回答した（表178、図205）。

表178 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況（団体区分別）

項目	区分	人口規模	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。
団体数	都道府県		23	1	25	1
	政令指定都市		2	4	7	2
	中核市		3	4	3	3
	施行時特例市		0	1	0	0
	施行時特例市以上 計		28	10	35	6
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	2	2	2	4
		30,000人～99,999人	2	3	2	1
		10,000人～29,999人	2	1	0	1
		～9,999人	1	1	1	1
	計		7	7	5	7
	市町村（特別区含む。） 計		12	16	15	12
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		35	17	40	13	
割合	都道府県		48.9%	2.1%	53.2%	2.1%
	政令指定都市		10.0%	20.0%	35.0%	10.0%
	中核市		6.3%	8.3%	6.3%	6.3%
	施行時特例市		0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
	施行時特例市以上 計		18.5%	6.6%	23.2%	4.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	1.1%	1.1%	1.1%	2.2%
		30,000人～99,999人	0.4%	0.6%	0.4%	0.2%
		10,000人～29,999人	0.4%	0.2%	0.0%	0.2%
		～9,999人	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	計		0.4%	0.4%	0.3%	0.4%
	市町村（特別区含む。） 計		0.7%	0.9%	0.9%	0.7%
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		2.0%	1.0%	2.2%	0.7%	
項目	区分	人口規模	条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している。	いずれも導入していないが、今後の導入に関心がある。	いずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない。	対象団体数
団体数	都道府県		4	1	15	47
	政令指定都市		0	2	6	20
	中核市		0	10	32	48
	施行時特例市		0	7	28	36
	施行時特例市以上 計		4	20	81	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	0	20	153	183
		30,000人～99,999人	0	62	427	500
		10,000人～29,999人	0	63	377	448
		～9,999人	0	64	434	506
	計		0	209	1,391	1,637
	市町村（特別区含む。） 計		0	228	1,457	1,741
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		4	229	1,472	1,788	
割合	都道府県		8.5%	2.1%	31.9%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	10.0%	30.0%	100.0%
	中核市		0.0%	20.8%	66.7%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	19.4%	77.8%	100.0%
	施行時特例市以上 計		2.6%	13.2%	53.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	0.0%	10.9%	83.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	12.4%	85.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	14.1%	84.2%	100.0%
		～9,999人	0.0%	12.6%	85.8%	100.0%
	計		0.0%	12.8%	85.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		0.0%	13.1%	83.7%	100.0%
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		0.2%	12.8%	82.3%	100.0%	

図 205 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況（団体区別）



2) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組

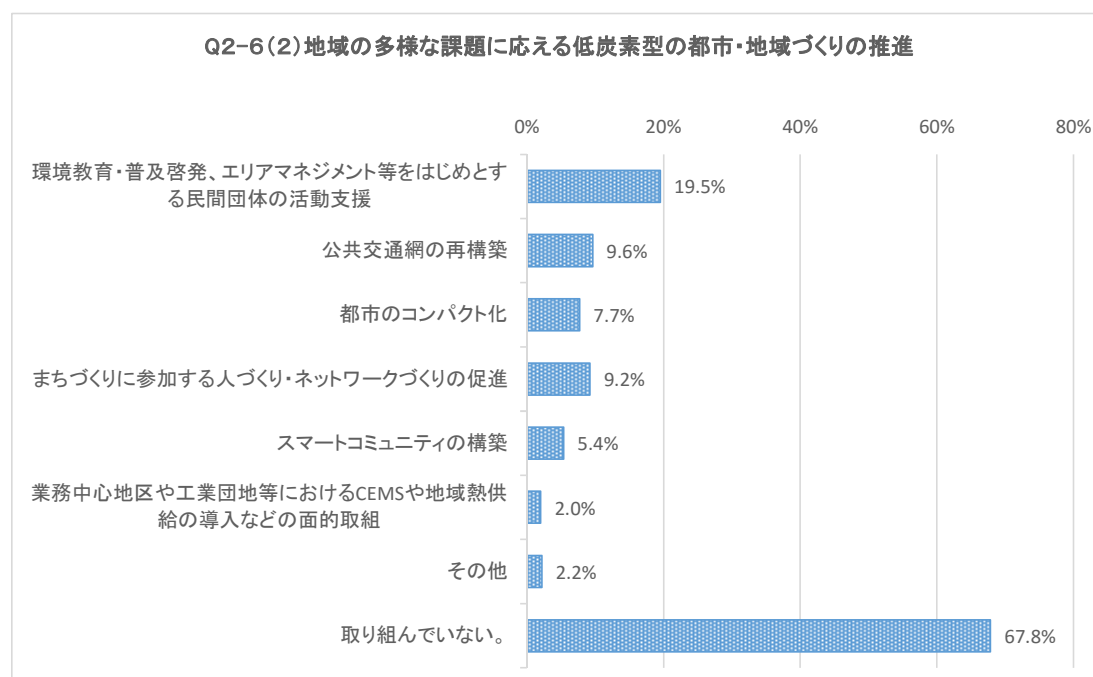
地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組では、「取り組んでいない。」が 1,213 団体（67.8%）で最も多かった。

取組を実施している団体の中では、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が 349 団体（19.5%）と最も多かった。次いで、「公共交通網の再構築」が 172 団体（9.6%）であった（表 179 図 206-1、）。

表 179 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組

低炭素型の都市・地域づくりの推進	団体数	割合
環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	349	19.5%
公共交通網の再構築	172	9.6%
都市のコンパクト化	138	7.7%
まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	165	9.2%
スマートコミュニティの構築	96	5.4%
業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	36	2.0%
その他	39	2.2%
取り組んでいない。	1,213	67.8%
対象団体	1,788	100.0%

図 206-1 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組



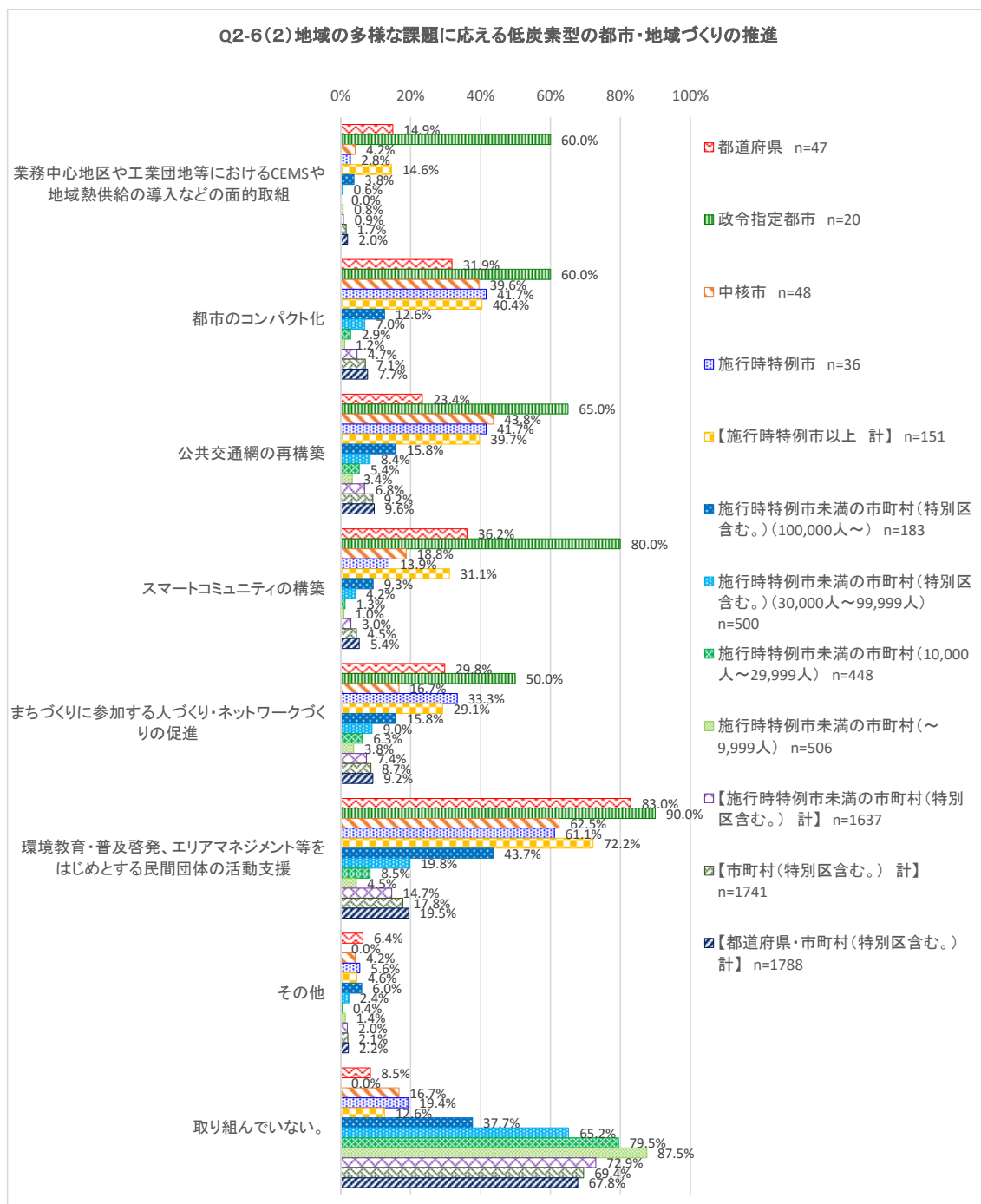
団体区分別回答状況を確認すると、大部分の取組は施行時特例市以上の団体で取組割合が高く、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の団体で低い傾向にあったが、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」は施行時特例市以上の団体（109団体（72.2%））、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の人口規模100,000人～の団体（80団体（43.7%））においても高い取組割合を示していることが特徴的であった（表180、図183）。

表180 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組（団体区分別）

項目	区分	人口規模	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進
団体数	都道府県		7	15	11	17	14
	政令指定都市		12	12	13	16	10
	中核市		2	19	21	9	8
	施行時特例市		1	15	15	5	12
	施行時特例市以上 計		22	61	60	47	44
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	7	23	29	17	29
		30,000人～99,999人	3	35	42	21	45
		10,000人～29,999人	0	13	24	6	28
		～9,999人	4	6	17	5	19
		計	14	77	112	49	121
		市町村（特別区含む。）計	29	123	161	79	151
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	36	138	172	96	165	
割合	都道府県		14.9%	31.9%	23.4%	36.2%	29.8%
	政令指定都市		60.0%	60.0%	65.0%	80.0%	50.0%
	中核市		4.2%	39.6%	43.8%	18.8%	16.7%
	施行時特例市		2.8%	41.7%	41.7%	13.9%	33.3%
	施行時特例市以上 計		14.6%	40.4%	39.7%	31.1%	29.1%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3.8%	12.6%	15.8%	9.3%	15.8%
		30,000人～99,999人	0.6%	7.0%	8.4%	4.2%	9.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	2.9%	5.4%	1.3%	6.3%
		～9,999人	0.8%	1.2%	3.4%	1.0%	3.8%
		計	0.9%	4.7%	6.8%	3.0%	7.4%
		市町村（特別区含む。）計	1.7%	7.1%	9.2%	4.5%	8.7%
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	2.0%	7.7%	9.6%	5.4%	9.2%	

項目	区分	人口規模	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	取り組んでいない。	対象団体数
団体数	都道府県		39	3	4	47
	政令指定都市		18	0	0	20
	中核市		30	2	8	48
	施行時特例市		22	2	7	36
	施行時特例市以上 計		109	7	19	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	80	11	69	183
		30,000人～99,999人	99	12	326	500
		10,000人～29,999人	38	2	356	448
		～9,999人	23	7	443	506
		計	240	32	1,194	1,637
		市町村（特別区含む。）計	310	36	1,209	1,741
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	349	39	1,213	1,788	
割合	都道府県		83.0%	6.4%	8.5%	100.0%
	政令指定都市		90.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		62.5%	4.2%	16.7%	100.0%
	施行時特例市		61.1%	5.6%	19.4%	100.0%
	施行時特例市以上 計		72.2%	4.6%	12.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	43.7%	6.0%	37.7%	100.0%
		30,000人～99,999人	19.8%	2.4%	65.2%	100.0%
		10,000人～29,999人	8.5%	0.4%	79.5%	100.0%
		～9,999人	4.5%	1.4%	87.5%	100.0%
		計	14.7%	2.0%	72.9%	100.0%
		市町村（特別区含む。）計	17.8%	2.1%	69.4%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。）計	19.5%	2.2%	67.8%	100.0%	

図 206-2 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組（団体区分別）



3) 地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携

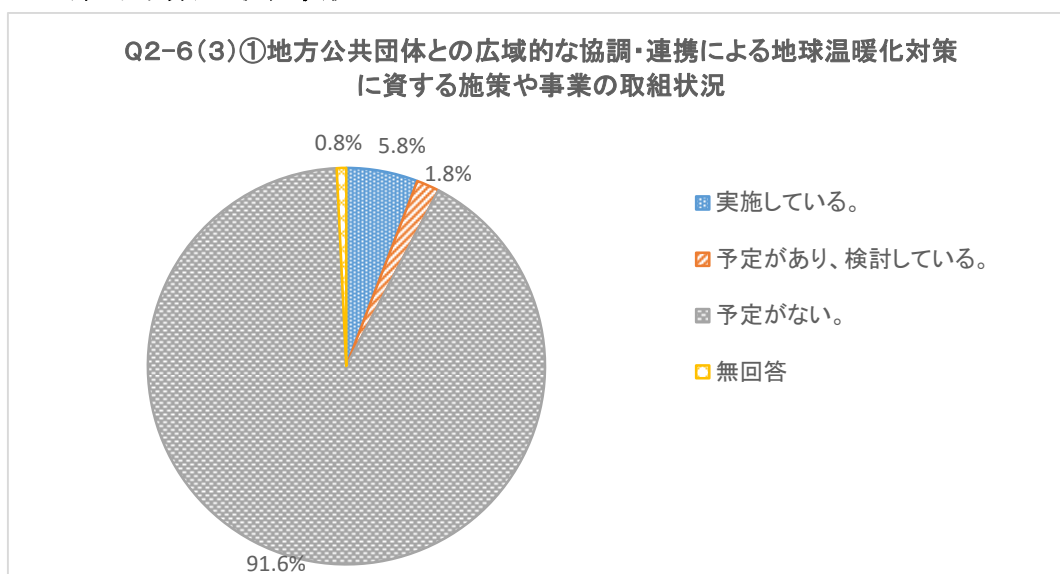
①他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況

地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携について、「予定がない」が1,637団体（91.6%）で最も多かった。「実施している」は104団体（5.8%）であった（表181、図207）。

表 181 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況

地方公共団体との広域的な協調・連携	団体数	割合
実施している。	104	5.8%
予定があり、検討している。	33	1.8%
予定がない。	1,637	91.6%
無回答	14	0.8%
対象団体	1,788	100.0%

図 207 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況



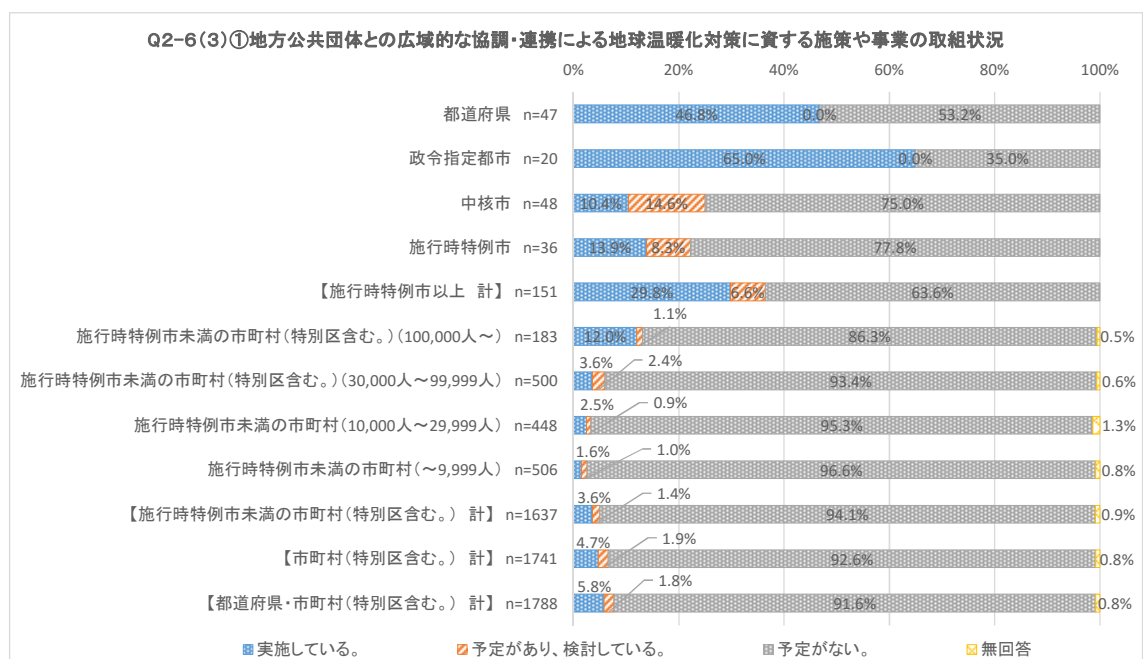
団体区分別回答状況を確認すると、地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携の実施の割合は、政令指定都市で13団体（65.0%）が最も多く、都道府県で22団体（46.8%）であった。

しかし、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では8割以上が「予定がない」という回答であった（表182、図208）。

表 182 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況（団体区分別）

項目	区分	人口規模	実施している。	予定があり、検討している。	予定がない。	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		22	0	25	0	47
	政令指定都市		13	0	7	0	20
	中核市		5	7	36	0	48
	施行時特例市		5	3	28	0	36
	施行時特例市以上 計		45	10	96	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	22	2	158	1	183
		30,000人～99,999人	18	12	467	3	500
		10,000人～29,999人	11	4	427	6	448
		～9,999人	8	5	489	4	506
		計	59	23	1,541	14	1,637
		市町村(特別区含む。) 計	82	33	1,612	14	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	104	33	1,637	14	1,788	
割合	都道府県		46.8%	0.0%	53.2%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		65.0%	0.0%	35.0%	0.0%	100.0%
	中核市		10.4%	14.6%	75.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		13.9%	8.3%	77.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		29.8%	6.6%	63.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	12.0%	1.1%	86.3%	0.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.6%	2.4%	93.4%	0.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.5%	0.9%	95.3%	1.3%	100.0%
		～9,999人	1.6%	1.0%	96.6%	0.8%	100.0%
		計	3.6%	1.4%	94.1%	0.9%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	4.7%	1.9%	92.6%	0.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	5.8%	1.8%	91.6%	0.8%	100.0%	

図 208 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況（団体区分別）



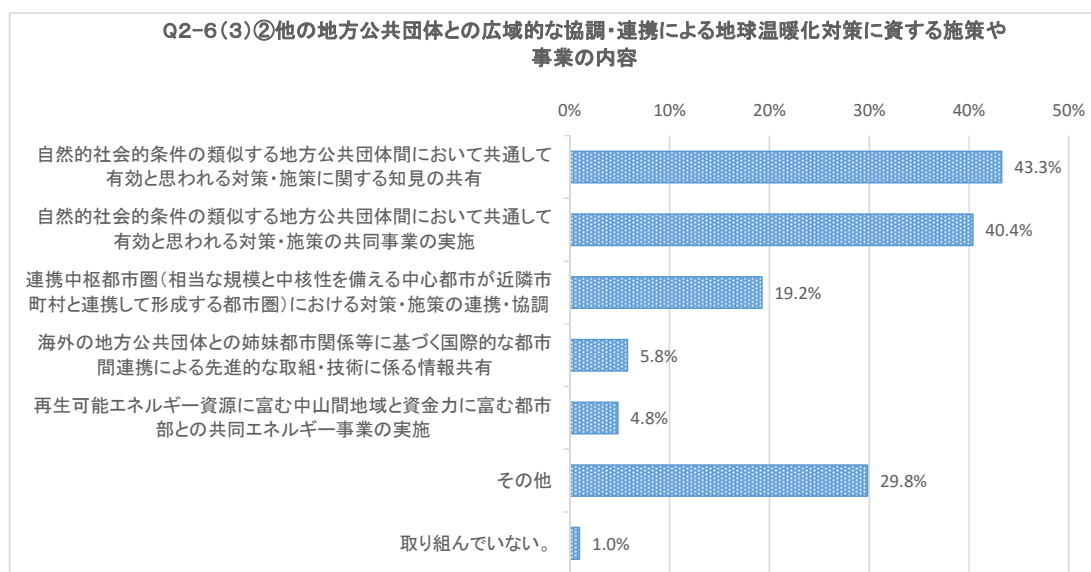
②他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容

他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」が45団体（43.3%）と最も多かった。次いで、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」が42団体（40.4%）であった（表183、図209）。

表 183 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容

地方公共団体との広域的な協調・連携の内容	団体数	割合
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	45	43.3%
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	42	40.4%
連携中枢都市圏(相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏)における対策・施策の連携・協調	20	19.2%
海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	6	5.8%
再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	5	4.8%
その他	31	29.8%
取り組んでいない。	1	1.0%
対象団体	104	100.0%

図 209 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



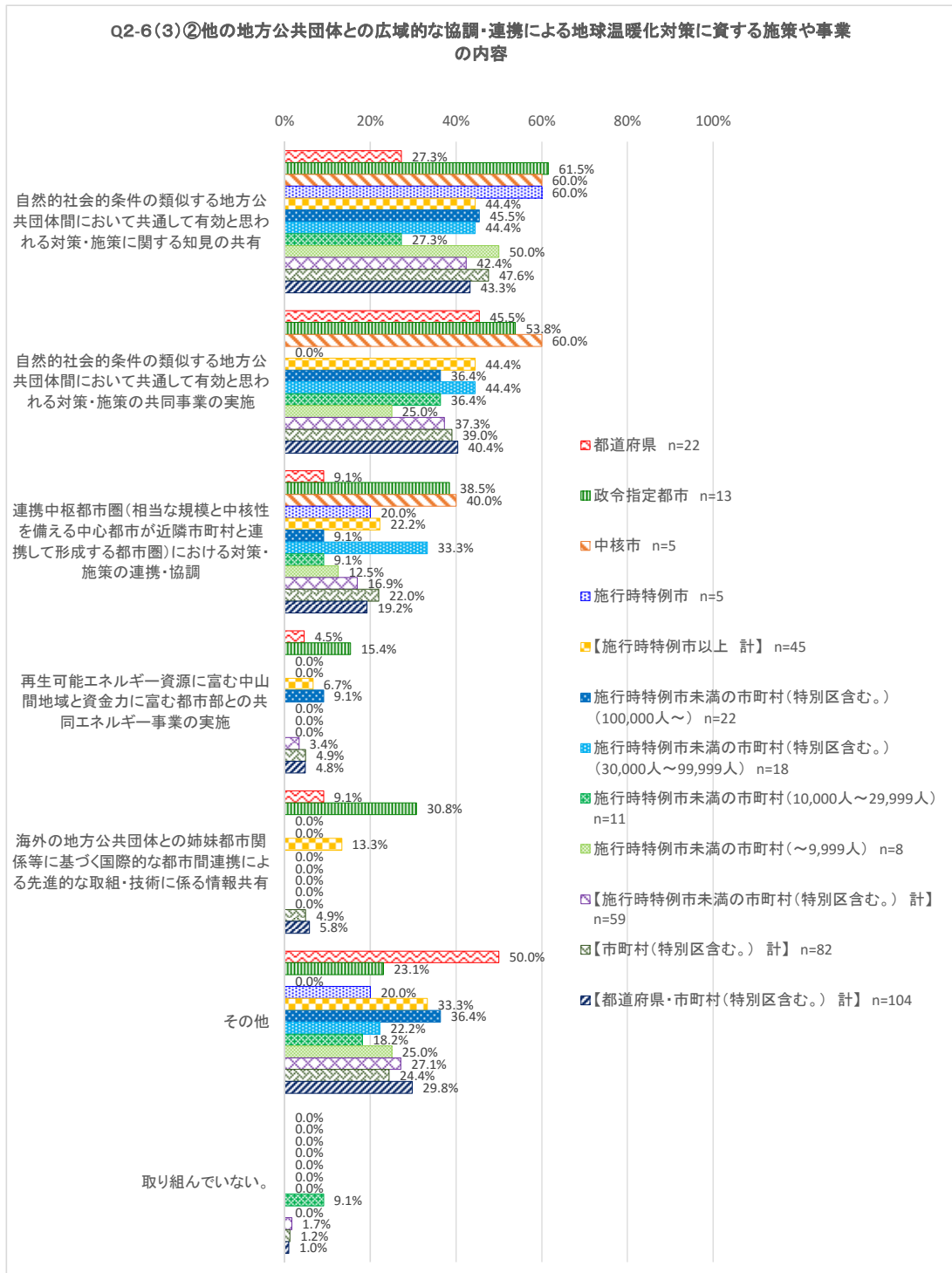
団体区分別回答状況を確認すると、「その他」「取り組んでいない。」以外では、いずれも政令指定都市の取組割合が概ね高かった。また「海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有」では、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）は1団体も取り組んでいなかった（表 184、図 210）。

表 184 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容（団体区分別）

項目	区分	人口規模	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	
団体数	都道府県		6	10	2	1	
	政令指定都市		8	7	5	2	
	中核市		3	3	2	0	
	施行時特例市		3	0	1	0	
	施行時特例市以上 計		20	20	10	3	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		10	8	2	2
		30,000人～99,999人		8	8	6	0
		10,000人～29,999人		3	4	1	0
		～9,999人		4	2	1	0
		計		25	22	10	2
	市町村（特別区含む。） 計		39	32	18	4	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		45	42	20	5	
	割合	都道府県		27.3%	45.5%	9.1%	4.5%
政令指定都市			61.5%	53.8%	38.5%	15.4%	
中核市			60.0%	60.0%	40.0%	0.0%	
施行時特例市			60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	
施行時特例市以上 計			44.4%	44.4%	22.2%	6.7%	
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）		100,000人～		45.5%	36.4%	9.1%	9.1%
		30,000人～99,999人		44.4%	44.4%	33.3%	0.0%
		10,000人～29,999人		27.3%	36.4%	9.1%	0.0%
		～9,999人		50.0%	25.0%	12.5%	0.0%
		計		42.4%	37.3%	16.9%	3.4%
市町村（特別区含む。） 計			47.6%	39.0%	22.0%	4.9%	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計			43.3%	40.4%	19.2%	4.8%	

項目	区分	人口規模	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	その他	取り組んでいない。	対象団体数	
団体数	都道府県		2	11	0	22	
	政令指定都市		4	3	0	13	
	中核市		0	0	0	5	
	施行時特例市		0	1	0	5	
	施行時特例市以上 計		6	15	0	45	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		0	8	0	22
		30,000人～99,999人		0	4	0	18
		10,000人～29,999人		0	2	1	11
		～9,999人		0	2	0	8
		計		0	16	1	59
	市町村（特別区含む。） 計		4	20	1	82	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		6	31	1	104	
	割合	都道府県		9.1%	50.0%	0.0%	100.0%
政令指定都市			30.8%	23.1%	0.0%	100.0%	
中核市			0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
施行時特例市			0.0%	20.0%	0.0%	100.0%	
施行時特例市以上 計			13.3%	33.3%	0.0%	100.0%	
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）		100,000人～		0.0%	36.4%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人		0.0%	22.2%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人		0.0%	18.2%	9.1%	100.0%
		～9,999人		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
		計		0.0%	27.1%	1.7%	100.0%
市町村（特別区含む。） 計			4.9%	24.4%	1.2%	100.0%	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計			5.8%	29.8%	1.0%	100.0%	

図 210 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容（団体区分別）



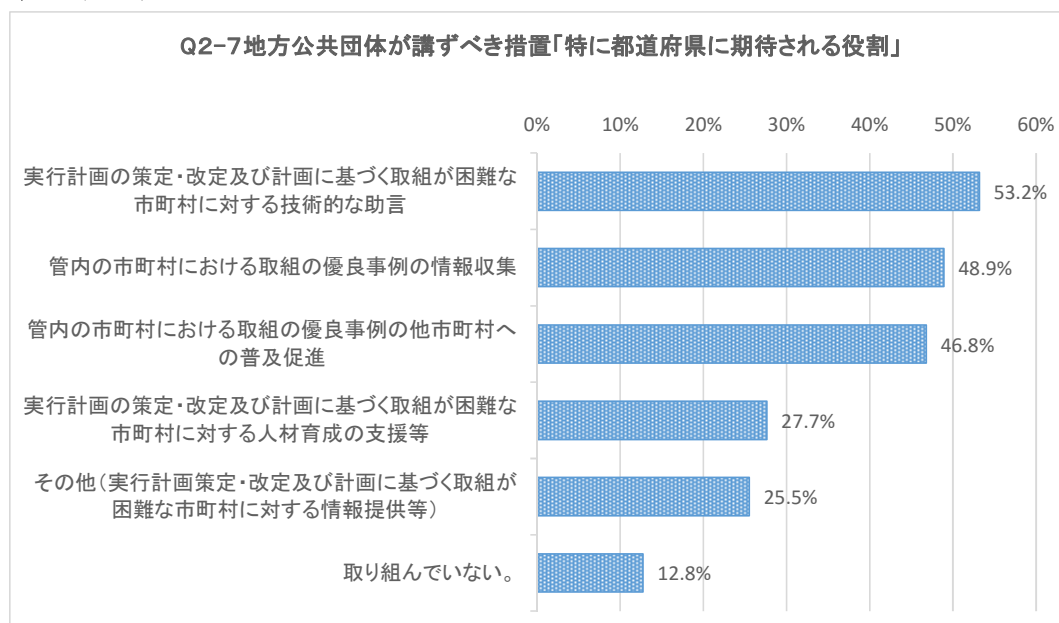
（7）地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものとしては、「実行計画（区域施策編）の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」が25団体（53.2%）で最も多かった。次いで、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」が23団体（48.9%）であった（表185、図211）。

表185 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

地方公共団体が講ずべき措置	団体数	割合
管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	23	48.9%
管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	22	46.8%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	25	53.2%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	13	27.7%
その他(実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等)	12	25.5%
取り組んでいない。	6	12.8%
対象団体	47	100.0%

図211 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの



(8) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

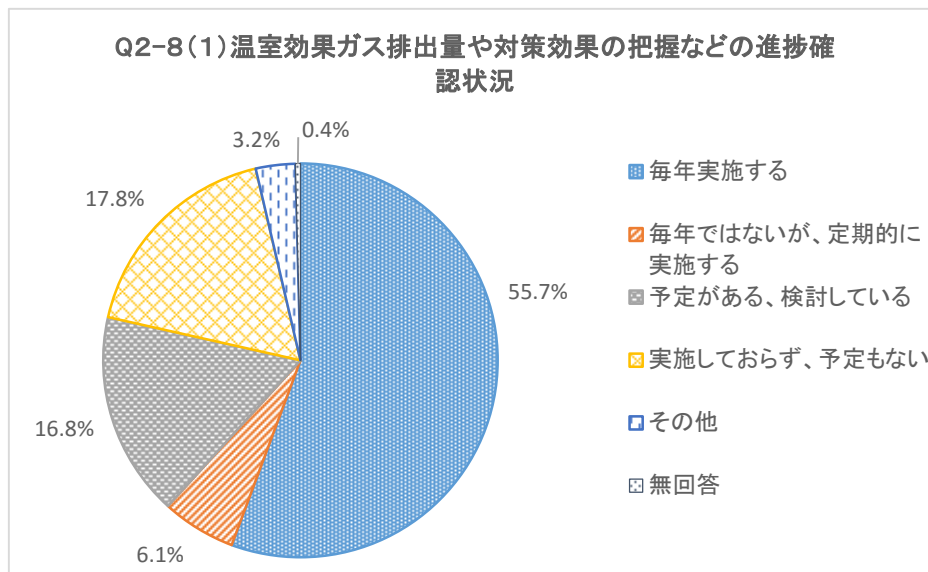
1) 実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況

実行計画（区域施策編）の進捗確認状況について、「毎年実施する」が 275 団体（55.7%）と最も多かった。次いで、「実施しておらず、予定もない」が 88 団体（17.8%）であった（表 186、図 212）。

表 186 実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況

進捗確認状況	団体数	割合
毎年実施する	275	55.7%
毎年ではないが、定期的 に実施する	30	6.1%
予定がある、検討 している	83	16.8%
実施しておらず、 予定もない	88	17.8%
その他	16	3.2%
無回答	2	0.4%
対象団体	494	100.0%

図 212 実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況



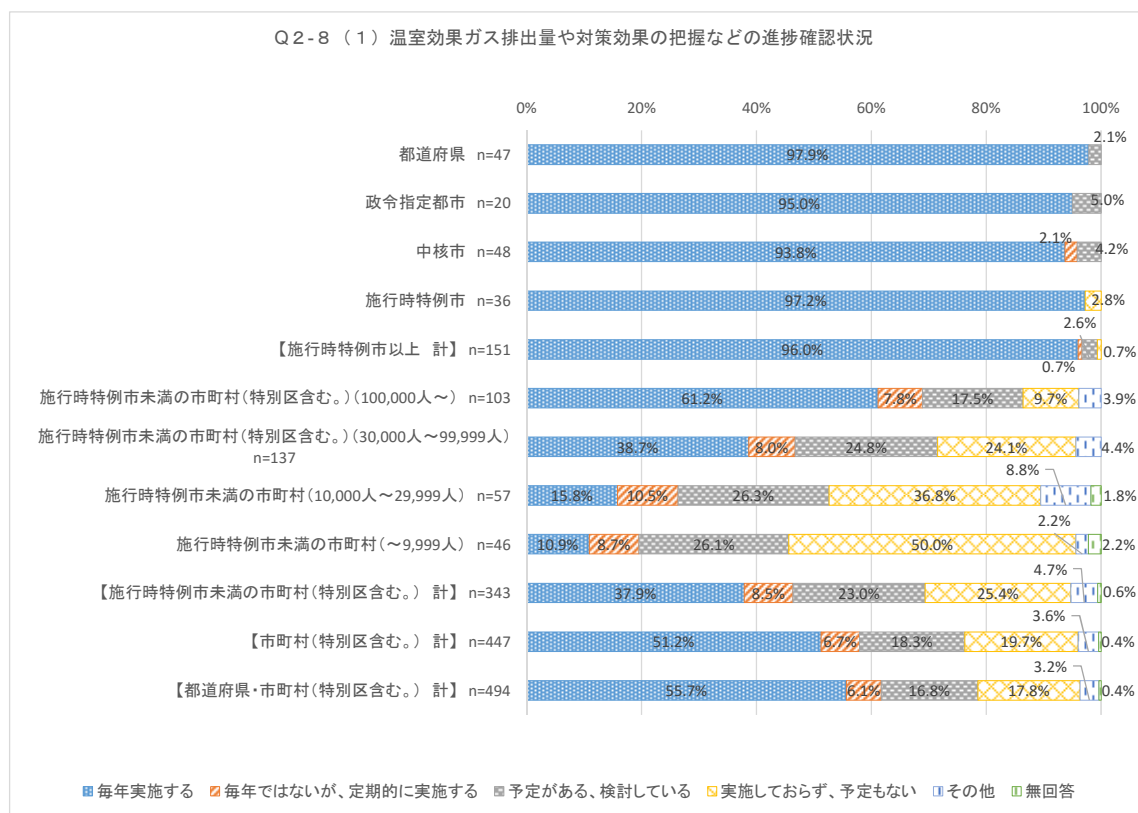
団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、9割以上が「毎年実施する」と回答している。

施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるに従い、「毎年実施する」の割合が低くなる傾向が見られた（表 187、図 213）。

表 187 実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況（団体区分別）

項目	区分	人口規模	毎年実施する	毎年ではないが、定期的に実施する	予定がある、検討している	実施しておらず、予定もない	その他	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		46	0	1	0	0	0	47	
	政令指定都市		19	0	1	0	0	0	20	
	中核市		45	1	2	0	0	0	48	
	施行時特例市		35	0	0	1	0	0	36	
	施行時特例市以上 計		145	1	4	1	0	0	151	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		63	8	18	10	4	0	103
		30,000人～99,999人		53	11	34	33	6	0	137
		10,000人～29,999人		9	6	15	21	5	1	57
		～9,999人		5	4	12	23	1	1	46
	計		130	29	79	87	16	2	343	
市町村（特別区含む。） 計		229	30	82	88	16	2	447		
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		275	30	83	88	16	2	494		
割合	都道府県		97.9%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		95.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		93.8%	2.1%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市		97.2%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		96.0%	0.7%	2.6%	0.7%	0.0%	0.0%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		61.2%	7.8%	17.5%	9.7%	3.9%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人		38.7%	8.0%	24.8%	24.1%	4.4%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人		15.8%	10.5%	26.3%	36.8%	8.8%	1.8%	100.0%
		～9,999人		10.9%	8.7%	26.1%	50.0%	2.2%	2.2%	100.0%
	計		37.9%	8.5%	23.0%	25.4%	4.7%	0.6%	100.0%	
市町村（特別区含む。） 計		51.2%	6.7%	18.3%	19.7%	3.6%	0.4%	100.0%		
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		55.7%	6.1%	16.8%	17.8%	3.2%	0.4%	100.0%		

図 213 実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況（団体区分別）



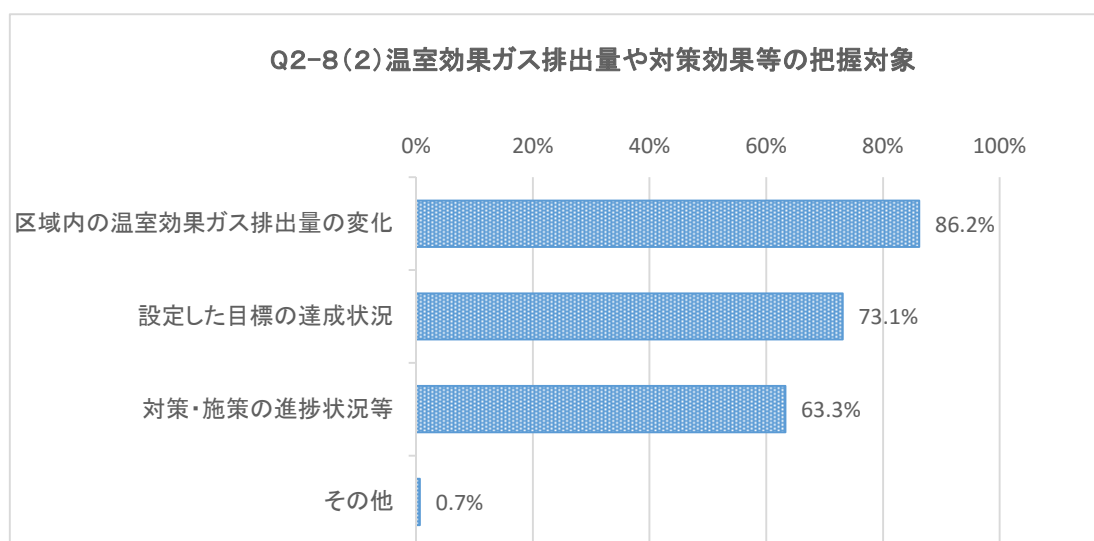
2) 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象

実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」が 263 団体（86.2%）と最も多かった。次いで、「設定した目標の達成状況」が 223 団体（73.1%）であった（表 188、図 214）。

表 188 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象

温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象	団体数	割合
区域内の温室効果ガス排出量の変化	263	86.2%
設定した目標の達成状況	223	73.1%
対策・施策の進捗状況等	193	63.3%
その他	2	0.7%
対象団体	305	100.0%

図 214 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象

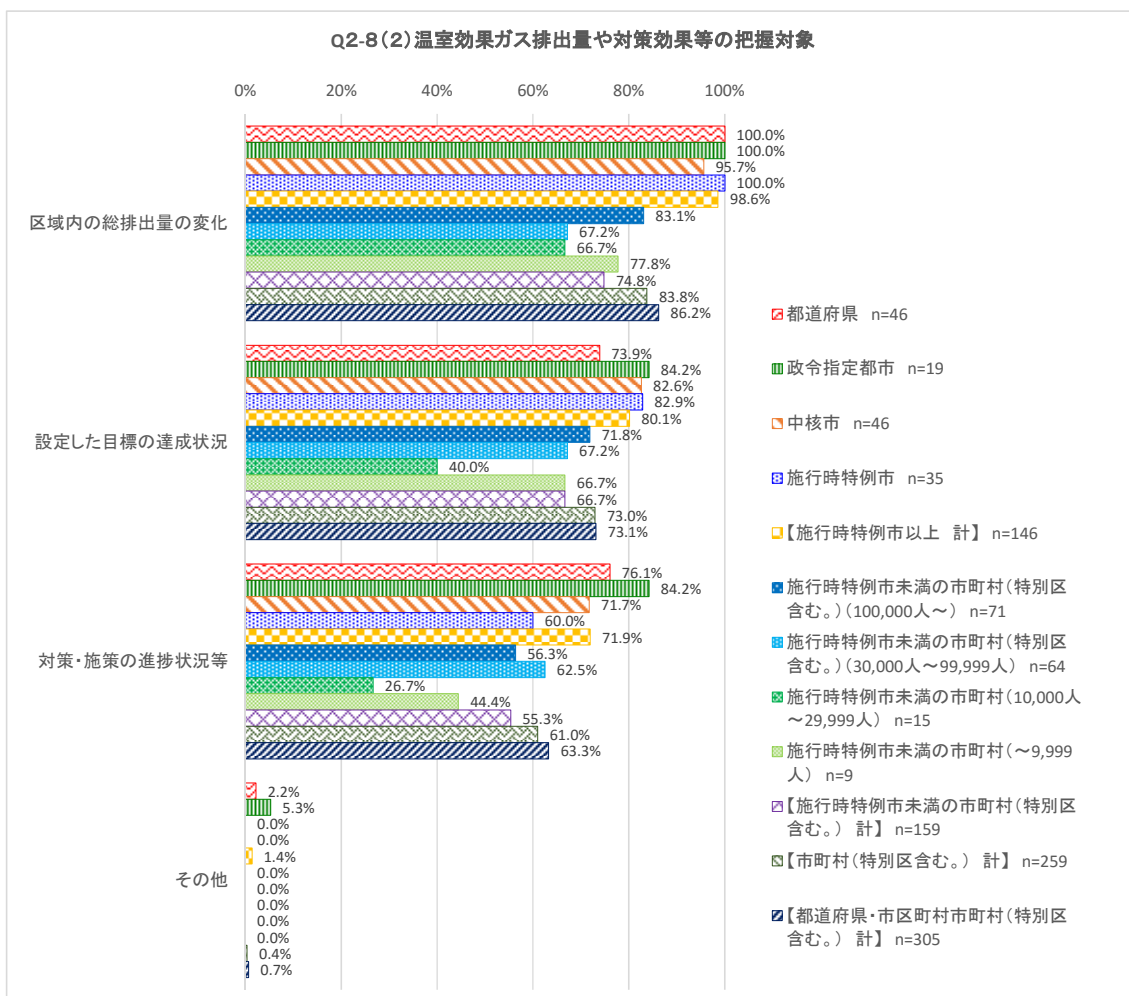


団体区分別回答状況を確認すると、「区域内の総排出量の変化」について、都道府県と政令指定都市、施行時特例市は 100.0%実施していた。また、「設定した目標の達成状況」「対策・施策の進捗状況等」について、人口規模が小さくなるに従い、実施割合が低くなる傾向が見られたが、最も低いのは人口規模 10,000 人～29,999 人の「施行時特例市未満の市町村」の団体であった（表 189、図 215）。

表 189 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象（団体区分別）

項目	区分	人口規模	区域内の総排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	対象団体数
団体数	都道府県		46	34	35	1	46
	政令指定都市		19	16	16	1	19
	中核市		44	38	33	0	46
	施行時特例市		35	29	21	0	35
	施行時特例市以上	計	144	117	105	2	146
	施行時特例市未満	100,000人～	59	51	40	0	71
	の市町村(特別区含む。)	30,000人～99,999人	43	43	40	0	64
		10,000人～29,999人	10	6	4	0	15
		～9,999人	7	6	4	0	9
		計	119	106	88	0	159
		市町村(特別区含む。)	計	217	189	158	1
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	263	223	193	2	305
割合	都道府県		100.0%	73.9%	76.1%	2.2%	100.0%
	政令指定都市		100.0%	84.2%	84.2%	5.3%	100.0%
	中核市		95.7%	82.6%	71.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		100.0%	82.9%	60.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上	計	98.6%	80.1%	71.9%	1.4%	100.0%
	施行時特例市未満	100,000人～	83.1%	71.8%	56.3%	0.0%	100.0%
	の市町村(特別区含む。)	30,000人～99,999人	67.2%	67.2%	62.5%	0.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	66.7%	40.0%	26.7%	0.0%	100.0%
		～9,999人	77.8%	66.7%	44.4%	0.0%	100.0%
		計	74.8%	66.7%	55.3%	0.0%	100.0%
		市町村(特別区含む。)	計	83.8%	73.0%	61.0%	0.4%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	86.2%	73.1%	63.3%	0.7%	100.0%

図 215 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象（団体区分別）



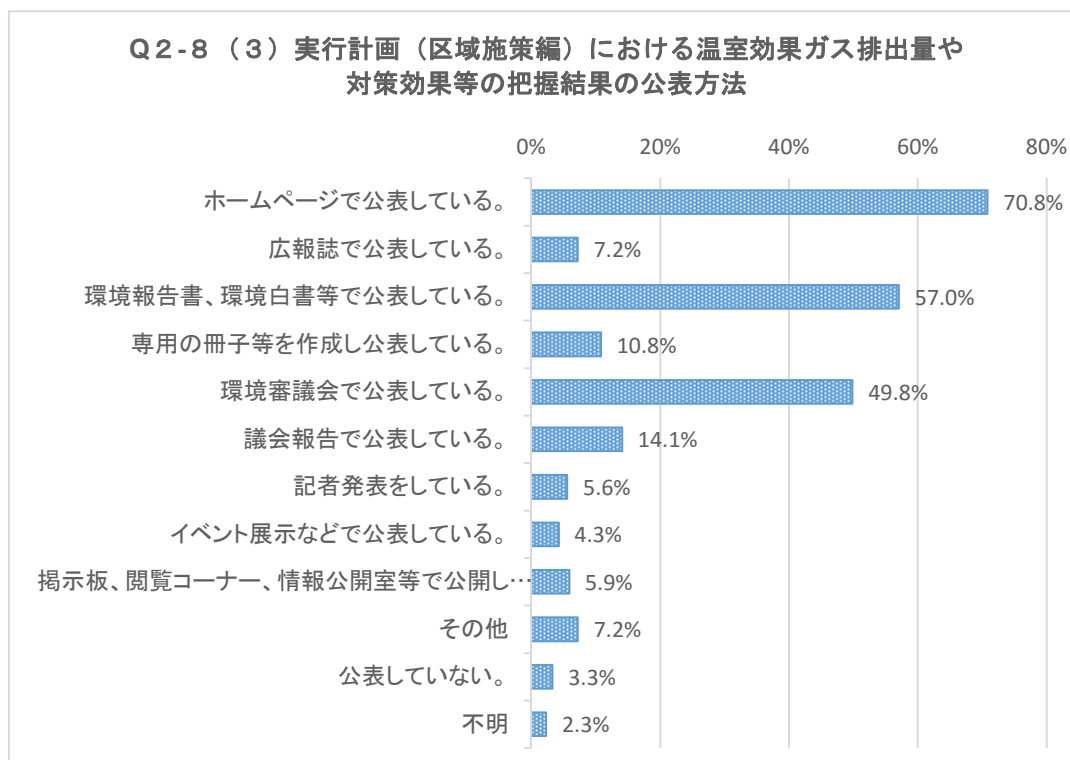
3) 実行計画（区域施策編）における区域内的の温室効果ガス排出量や温室効果ガス削減のための取組結果の公表方法

実行計画（区域施策編）における区域内的の温室効果ガス排出量や温室効果ガス削減のための取組結果の公表方法は、「ホームページで公表している」が 216 団体（70.8%）と最も多かった。次いで、「環境報告書、環境白書等で公表している」が 174 団体（57.0%）であった（表 190、図 216）。

表 190 実行計画（区域施策編）の取組結果の公表方法

取組結果の公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している。	216	70.8%
環境報告書、環境白書等で公表している。	174	57.0%
環境審議会で公表している。	152	49.8%
議会報告で公表している。	43	14.1%
専用の冊子等を作成し公表している。	33	10.8%
広報誌で公表している。	22	7.2%
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	18	5.9%
記者発表をしている。	17	5.6%
イベント展示などで公表している。	13	4.3%
その他	22	7.2%
公表していない。	10	3.3%
不明	7	2.3%
対象団体	305	167.5%

図 216 実行計画（区域施策編）の取組結果の公表方法



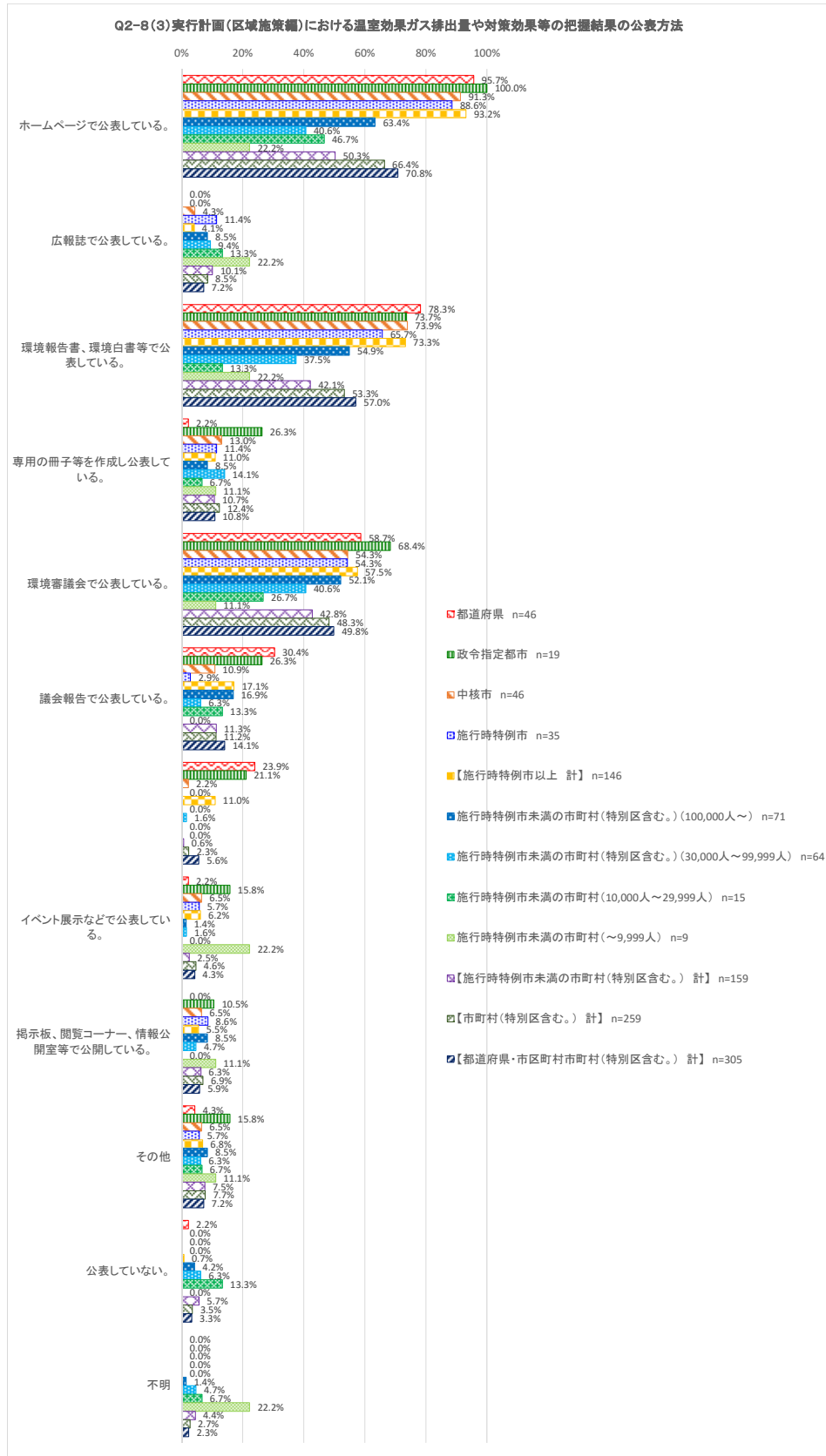
団体区分別回答状況を確認すると、「ホームページで公表している。」は全ての団体区分において最も多かったが、施行時特例市以上では特に多く、政令指定都市では100.0%実施していた（表 191、図 217）。

表 191 実行計画（区域施策編）の取組結果の公表方法（団体区分別）

項目	区分	人口規模	ホームページで公表している。	広報誌で公表している。	環境報告書、環境白書等で公表している。	専用の冊子等を作成し公表している。	環境審議会等で公表している。	議会報告で公表している。	記者発表をしている。
団体数	都道府県		44	0	36	1	27	14	11
	政令指定都市		19	0	14	5	13	5	4
	中核市		42	2	34	6	25	5	1
	施行時特例市		31	4	23	4	19	1	0
	施行時特例市以上 計		136	6	107	16	84	25	16
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	45	6	39	6	37	12	0
		30,000人～99,999人	26	6	24	9	26	4	1
		10,000人～29,999人	7	2	2	1	4	2	0
		～9,999人	2	2	2	1	1	0	0
		計	80	16	67	17	68	18	1
		市町村(特別区含む。) 計	172	22	138	32	125	29	6
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	216	22	174	33	152	43	17	
割合	都道府県		95.7%	0.0%	78.3%	2.2%	58.7%	30.4%	23.9%
	政令指定都市		100.0%	0.0%	73.7%	26.3%	68.4%	26.3%	21.1%
	中核市		91.3%	4.3%	73.9%	13.0%	54.3%	10.9%	2.2%
	施行時特例市		88.6%	11.4%	65.7%	11.4%	54.3%	2.9%	0.0%
	施行時特例市以上 計		93.2%	4.1%	73.3%	11.0%	57.5%	17.1%	11.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	63.4%	8.5%	54.9%	8.5%	52.1%	16.9%	0.0%
		30,000人～99,999人	40.6%	9.4%	37.5%	14.1%	40.6%	6.3%	1.6%
		10,000人～29,999人	46.7%	13.3%	13.3%	6.7%	26.7%	13.3%	0.0%
		～9,999人	22.2%	22.2%	22.2%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%
		計	50.3%	10.1%	42.1%	10.7%	42.8%	11.3%	0.6%
		市町村(特別区含む。) 計	66.4%	8.5%	53.3%	12.4%	48.3%	11.2%	2.3%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	70.8%	7.2%	57.0%	10.8%	49.8%	14.1%	5.6%	

項目	区分	人口規模	イベント展示などで公表している。	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	その他	公表していない。	不明	対象団体数
団体数	都道府県		1	0	2	1	0	46
	政令指定都市		3	2	3	0	0	19
	中核市		3	3	3	0	0	46
	施行時特例市		2	3	2	0	0	35
	施行時特例市以上 計		9	8	10	1	0	146
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1	6	6	3	1	71
		30,000人～99,999人	1	3	4	4	3	64
		10,000人～29,999人	0	0	1	2	1	15
		～9,999人	2	1	1	0	2	9
		計	4	10	12	9	7	159
		市町村(特別区含む。) 計	12	18	20	9	7	259
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	13	18	22	10	7	305	
割合	都道府県		2.2%	0.0%	4.3%	2.2%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		15.8%	10.5%	15.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		6.5%	6.5%	6.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		5.7%	8.6%	5.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		6.2%	5.5%	6.8%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1.4%	8.5%	8.5%	4.2%	1.4%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.6%	4.7%	6.3%	6.3%	4.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	0.0%	6.7%	13.3%	6.7%	100.0%
		～9,999人	22.2%	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%	100.0%
		計	2.5%	6.3%	7.5%	5.7%	4.4%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	4.6%	6.9%	7.7%	3.5%	2.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	4.3%	5.9%	7.2%	3.3%	2.3%	100.0%	

図 217 実行計画（区域施策編）の取組結果の公表方法（団体区分別）



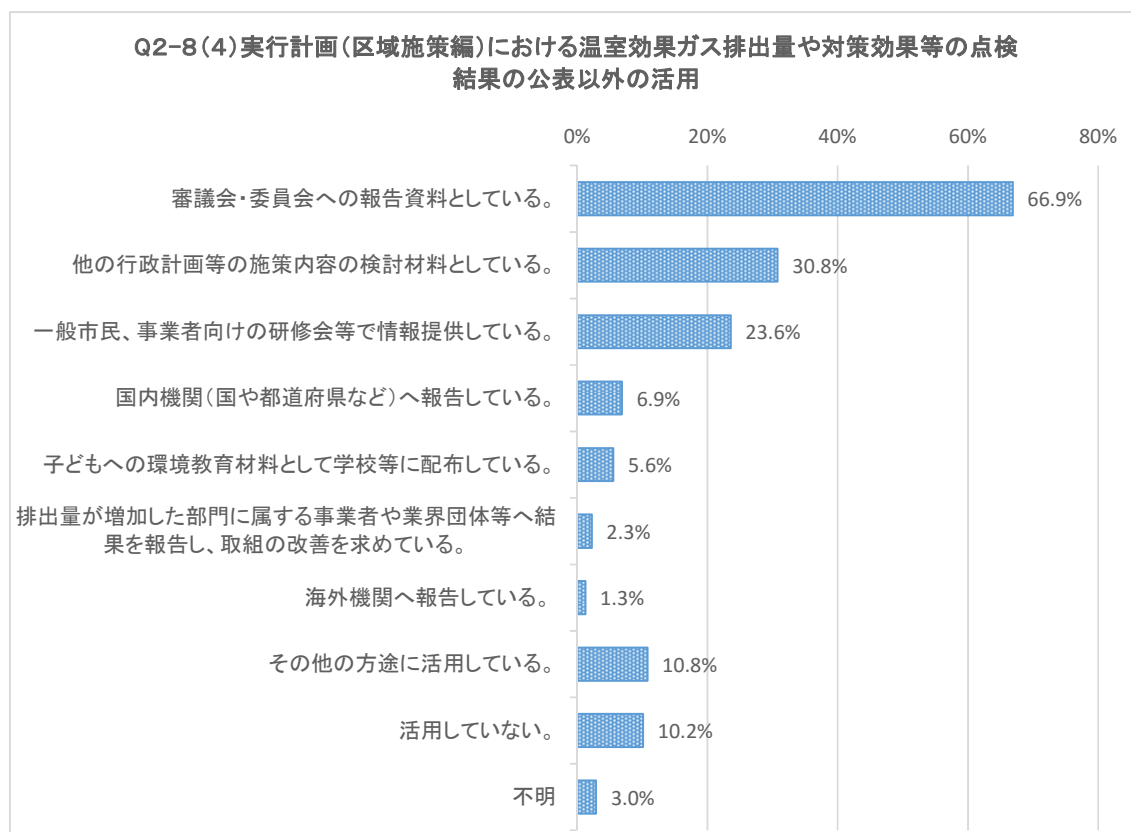
4) 実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表以外の活用

実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表以外の活用方法は、「審議会・委員会への報告資料としている。」が 204 団体（66.9%）で最も多かった。次いで「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」が 94 団体（30.8%）であった（表 192、図 218）。

表 192 実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表以外の活用方法

点検結果の公表以外の活用	団体数	割合
審議会・委員会への報告資料としている。	204	66.9%
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	94	30.8%
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	72	23.6%
国内機関(国や都道府県など)へ報告している。	21	6.9%
子どもへの環境教育材料として学校等に配布している。	17	5.6%
排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている。	7	2.3%
海外機関へ報告している。	4	1.3%
その他の方途に活用している。	33	10.8%
活用していない。	31	10.2%
不明	9	3.0%
対象団体	305	100.0%

図 218 実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表以外の活用方法



5) 実行計画（区域施策編）の直近の進捗状況について担当部局による評価

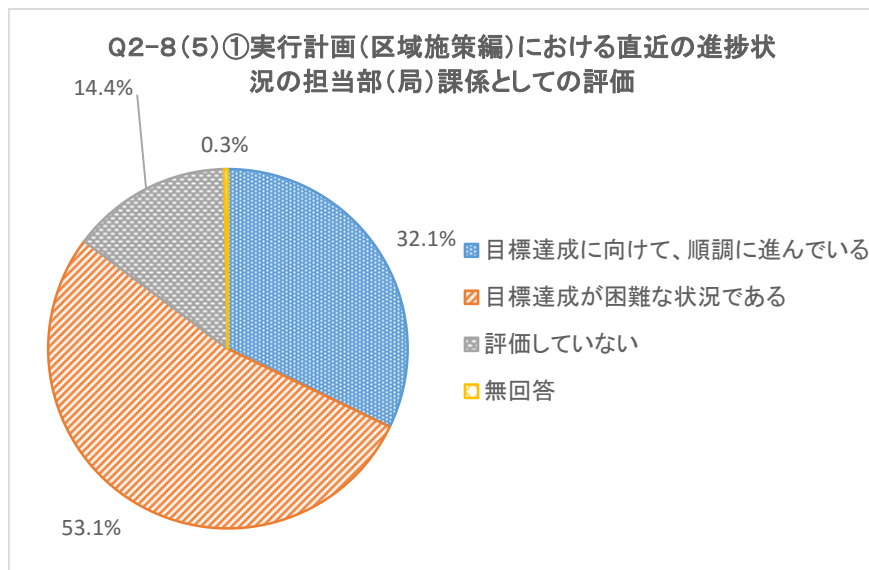
①評価の状況

実行計画（区域施策編）の直近の進捗状況について担当部局の評価は、「目標達成が困難な状況である。」が162団体（53.1%）で最も多く、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は98団体（32.1%）にとどまった（表193、図219）。

表 193 実行計画（区域施策編）の直近の進捗状況について担当部局による評価

進捗状況の担当部(局)課係としての評価	団体数	割合
目標達成に向けて、順調に進んでいる	98	32.1%
目標達成が困難な状況である	162	53.1%
評価していない	44	14.4%
無回答	1	0.3%
対象団体	305	100.0%

図 219 実行計画（区域施策編）の直近の進捗状況について担当部局による評価



②実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因

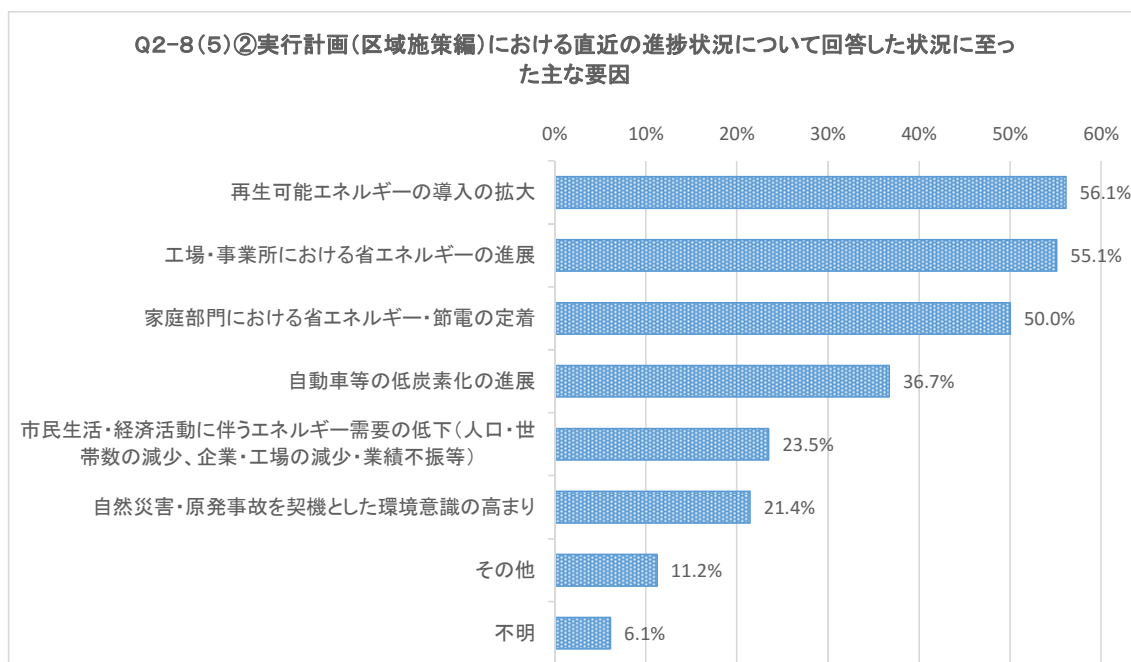
実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した主な要因として考えられるものは、「再生可能エネルギー導入の拡大」が55団体（56.1%）で最も多かった。次いで、「工場・事業所における省エネルギーの進展」が54団体

(55.1%)であった。

表 194 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因

回答した状況に至った主な要因	団体数	割合
再生可能エネルギーの導入の拡大	55	56.1%
工場・事業所における省エネルギーの進展	54	55.1%
家庭部門における省エネルギー・節電の定着	49	50.0%
自動車等の低炭素化の進展	36	36.7%
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下(人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等)	23	23.5%
自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	21	21.4%
その他	11	11.2%
不明	6	6.1%
対象団体	98	100.0%

図 220 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因



③実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因

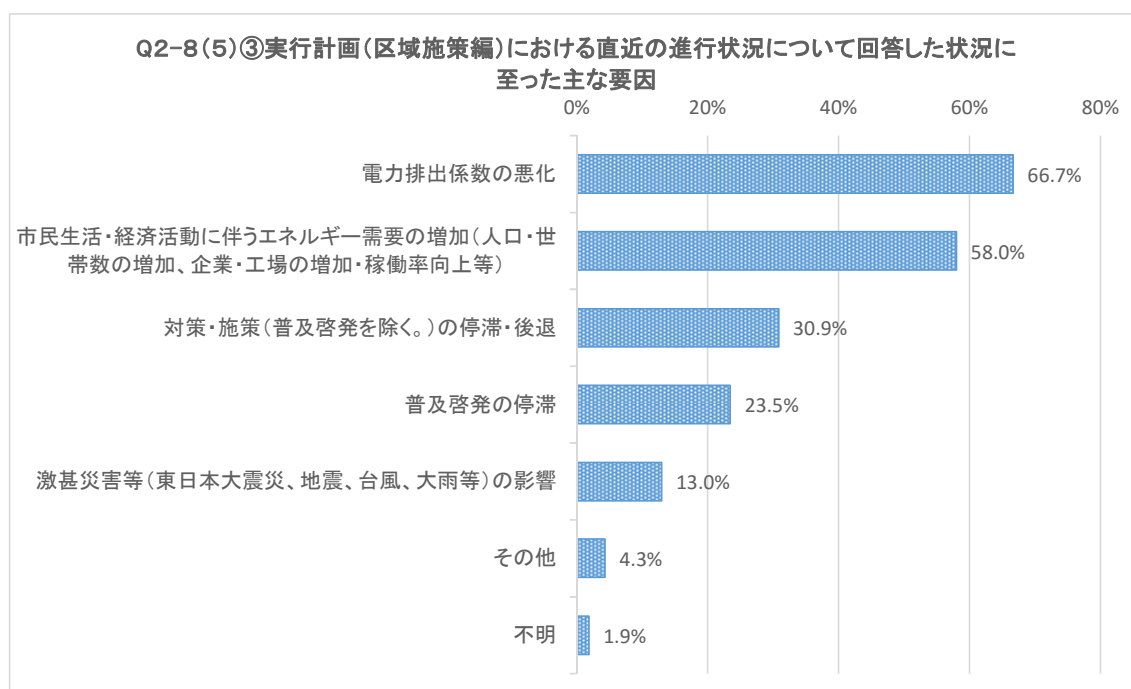
実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、目標達成が困難な状況であると回答した主な要因として考えられるものは、「電力排出係数の悪化」が108団体（66.7%）で最も多かった。次いで、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」

が 94 団体（58.0%）であった。

表 195 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因

目標達成が困難である主な要因	団体数	割合
電力排出係数の悪化	108	66.7%
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）	94	58.0%
対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退	50	30.9%
普及啓発の停滞	38	23.5%
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	21	13.0%
その他	7	4.3%
不明	3	1.9%
対象団体	162	100.0%

図 221 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について回答した状況に至った主な要因



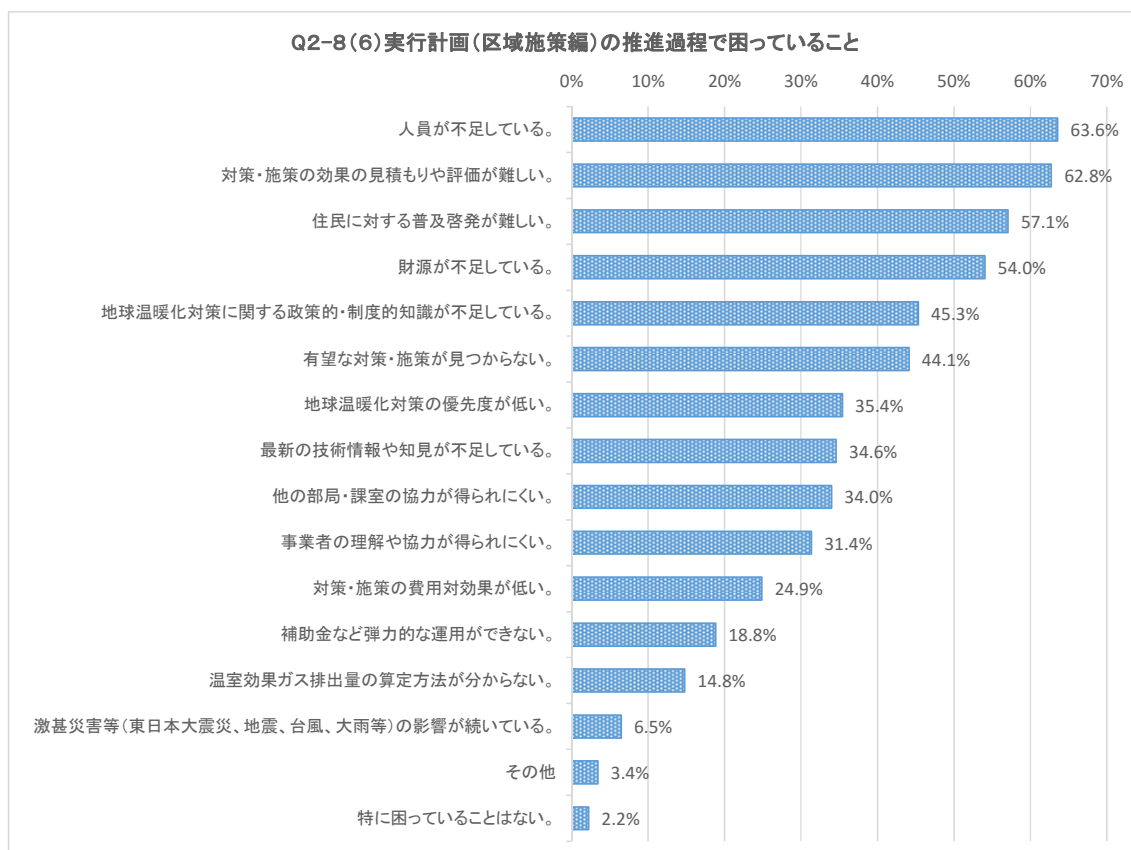
6) 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること

実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていることについて、「人員が不足している。」が 314 団体（63.6%）と最も多かった。次いで、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」が 310 団体（62.8%）であった。

表 196 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること

推進過程で困っていること	団体数	割合
人員が不足している。	314	63.6%
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。	310	62.8%
住民に対する普及啓発が難しい。	282	57.1%
財源が不足している。	267	54.0%
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	224	45.3%
有望な対策・施策が見つからない。	218	44.1%
地球温暖化対策の優先度が低い。	175	35.4%
最新の技術情報や知見が不足している。	171	34.6%
他の部局・課室の協力が得られにくい。	168	34.0%
事業者の理解や協力が得られにくい。	155	31.4%
対策・施策の費用対効果が低い。	123	24.9%
補助金など弾力的な運用ができない。	93	18.8%
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	73	14.8%
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	32	6.5%
その他	17	3.4%
特に困っていることはない。	11	2.2%
対象団体	494	100.0%

図 222 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること



団体区分別回答状況を確認すると、回答団体が多かった「人員が不足している」「財源が不足している。」では、施行時特例市以上の団体では後者が多いのに対し、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の団体では前者が多い傾向が見られた。また、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の団体では「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」「温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。」が施行時特例市以上の団体に比べ回答した団体が多かった（表 197、図 223）。

表 197 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること（団体区分別）

項目	区分	人口規模	財源が不足している。	人員が不足している。	他の部局・課室の協力が得られにくい。	事業者の理解や協力が得られにくい。	住民に対する普及啓発が難しい。	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	最新の技術情報や知見が不足している。	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。	有望な対策・施策が見つからない。	
団体数	都道府県		36	31	19	17	33	13	16	42	23	
	政令指定都市		13	10	10	7	9	3	2	14	6	
	中核市		35	27	24	20	33	18	18	33	29	
	施行時特例市		19	19	17	15	26	18	13	26	22	
	施行時特例市以上 計		103	87	70	59	101	52	49	115	80	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		62	60	38	37	72	42	34	74	50
		30,000人～99,999人		62	92	38	39	76	78	49	81	60
		10,000人～29,999人		24	41	15	14	21	28	22	23	20
		～9,999人		16	34	7	6	12	24	17	17	8
	計		164	227	98	96	181	172	122	195	138	
	市町村（特別区含む。） 計		231	283	149	138	249	211	155	268	195	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		267	314	168	155	282	224	171	310	218		
割合	都道府県		76.6%	66.0%	40.4%	36.2%	70.2%	27.7%	34.0%	89.4%	48.9%	
	政令指定都市		65.0%	50.0%	50.0%	35.0%	45.0%	15.0%	10.0%	70.0%	30.0%	
	中核市		72.9%	56.3%	50.0%	41.7%	68.8%	37.5%	37.5%	68.8%	60.4%	
	施行時特例市		52.8%	52.8%	47.2%	41.7%	72.2%	50.0%	36.1%	72.2%	61.1%	
	施行時特例市以上 計		68.2%	57.6%	46.4%	39.1%	66.9%	34.4%	32.5%	76.2%	53.0%	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		60.2%	58.3%	36.9%	35.9%	69.9%	40.8%	33.0%	71.8%	48.5%
		30,000人～99,999人		45.3%	67.2%	27.7%	28.5%	55.5%	56.9%	35.8%	59.1%	43.8%
		10,000人～29,999人		42.1%	71.9%	26.3%	24.6%	36.8%	49.1%	38.6%	40.4%	35.1%
		～9,999人		34.8%	73.9%	15.2%	13.0%	26.1%	52.2%	37.0%	37.0%	17.4%
	計		47.8%	66.2%	28.6%	28.0%	52.8%	50.1%	35.6%	56.9%	40.2%	
	市町村（特別区含む。） 計		51.7%	63.3%	33.3%	30.9%	55.7%	47.2%	34.7%	60.0%	43.6%	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		54.0%	63.6%	34.0%	31.4%	57.1%	45.3%	34.6%	62.8%	44.1%		

項目	区分	人口規模	補助金など弾力的な運用ができない。	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	地球温暖化対策の優先度が低い。	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	対策・施策の費用対効果が低い。	その他	特に困っていることはない。	対象団体数	
団体数	都道府県		18	4	19	3	10	3	0	47	
	政令指定都市		5	4	7	1	4	1	0	20	
	中核市		14	6	29	4	19	2	1	48	
	施行時特例市		9	5	16	2	12	2	1	36	
	施行時特例市以上 計		46	19	71	10	45	8	2	151	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		15	6	37	16	29	4	2	103
		30,000人～99,999人		19	5	37	26	32	5	2	137
		10,000人～29,999人		7	2	17	13	10	0	1	57
		～9,999人		6	0	13	8	7	0	4	46
	計		47	13	104	63	78	9	9	343	
	市町村（特別区含む。） 計		75	28	156	70	113	14	11	447	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		93	32	175	73	123	17	11	494		
割合	都道府県		38.3%	8.5%	40.4%	6.4%	21.3%	6.4%	0.0%	100.0%	
	政令指定都市		25.0%	20.0%	35.0%	5.0%	20.0%	5.0%	0.0%	100.0%	
	中核市		29.2%	12.5%	60.4%	8.3%	39.6%	4.2%	2.1%	100.0%	
	施行時特例市		25.0%	13.9%	44.4%	5.6%	33.3%	5.6%	2.8%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		30.5%	12.6%	47.0%	6.6%	29.8%	5.3%	1.3%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～		14.6%	5.8%	35.9%	15.5%	28.2%	3.9%	1.9%	100.0%
		30,000人～99,999人		13.9%	3.6%	27.0%	19.0%	23.4%	3.6%	1.5%	100.0%
		10,000人～29,999人		12.3%	3.5%	29.8%	22.8%	17.5%	0.0%	1.8%	100.0%
		～9,999人		13.0%	0.0%	28.3%	17.4%	15.2%	0.0%	8.7%	100.0%
	計		13.7%	3.8%	30.3%	18.4%	22.7%	2.6%	2.6%	100.0%	
	市町村（特別区含む。） 計		16.8%	6.3%	34.9%	15.7%	25.3%	3.1%	2.5%	100.0%	
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		18.8%	6.5%	35.4%	14.8%	24.9%	3.4%	2.2%	100.0%		

図 223 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること（団体区分別）

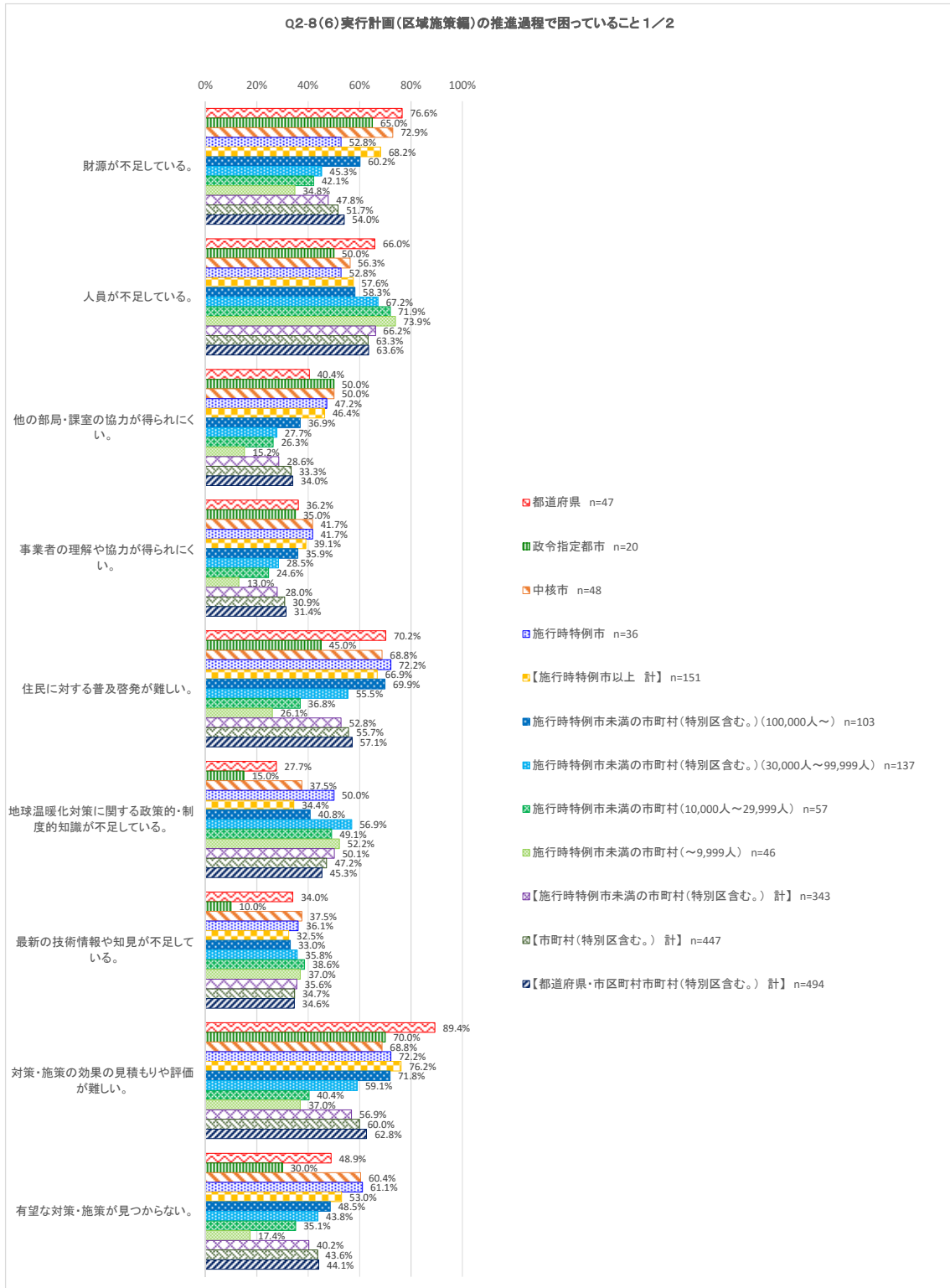
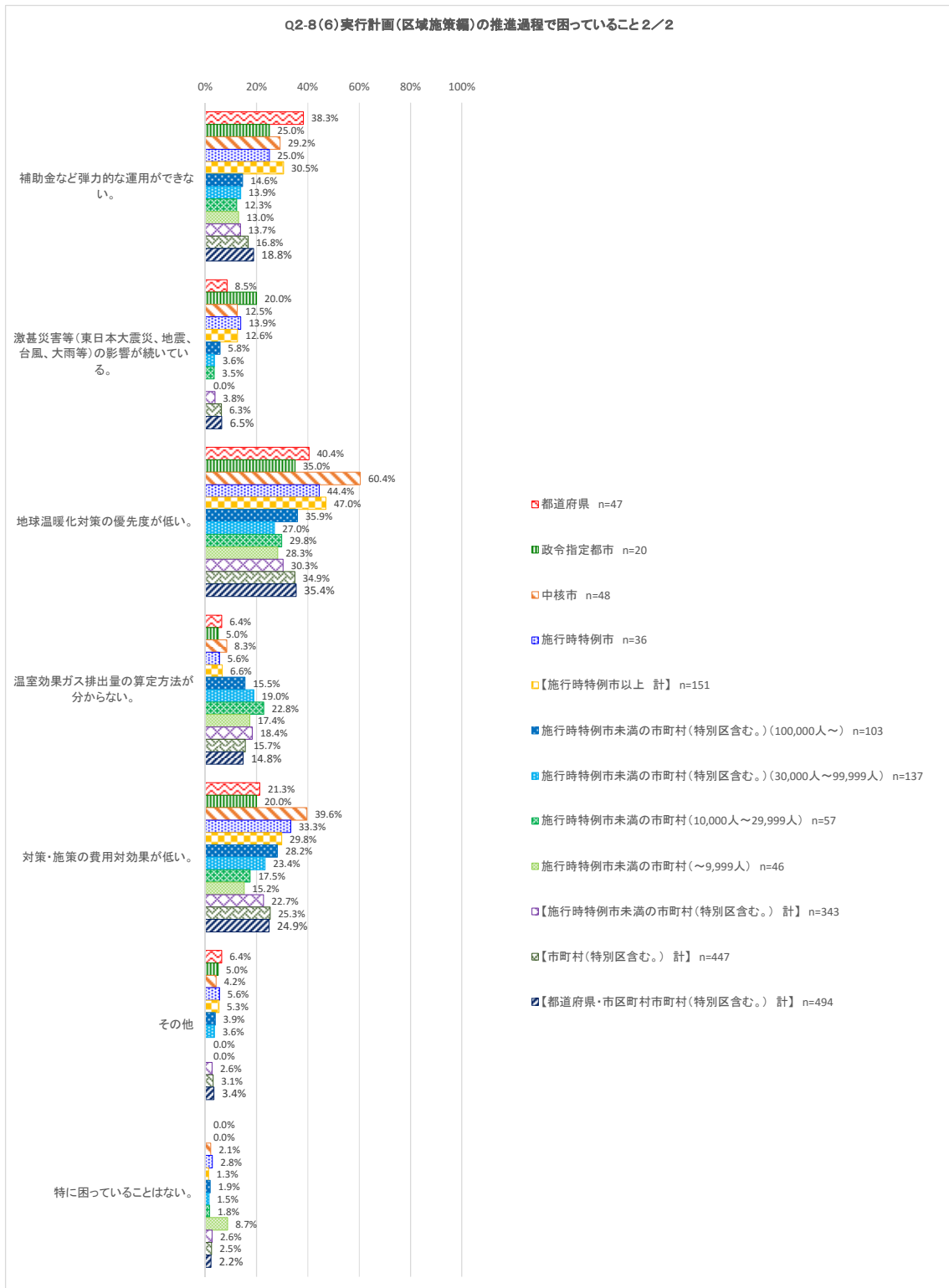


図 224 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること（団体区分別）



(9) 実行計画（区域施策編）の見直し

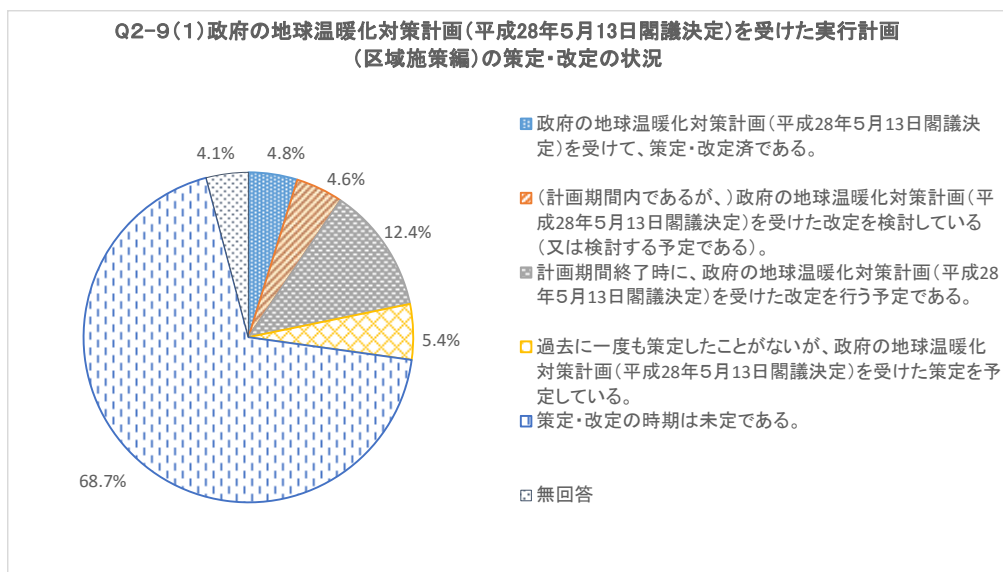
1) 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況

政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況は、「策定・改定の時期は未定である。」が1,228団体（68.7%）と最も多かった。次いで、「計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。」が221団体（12.4%）であった（表198、図225）。

表198 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況

策定・改定の状況	団体数	割合
政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	86	4.8%
（計画期間内であるが、）政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を検討している（又は検討する予定である）。	82	4.6%
計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	221	12.4%
過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。	97	5.4%
策定・改定の時期は未定である。	1,228	68.7%
無回答	74	4.1%
対象団体	1,788	100.0%

図225 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況



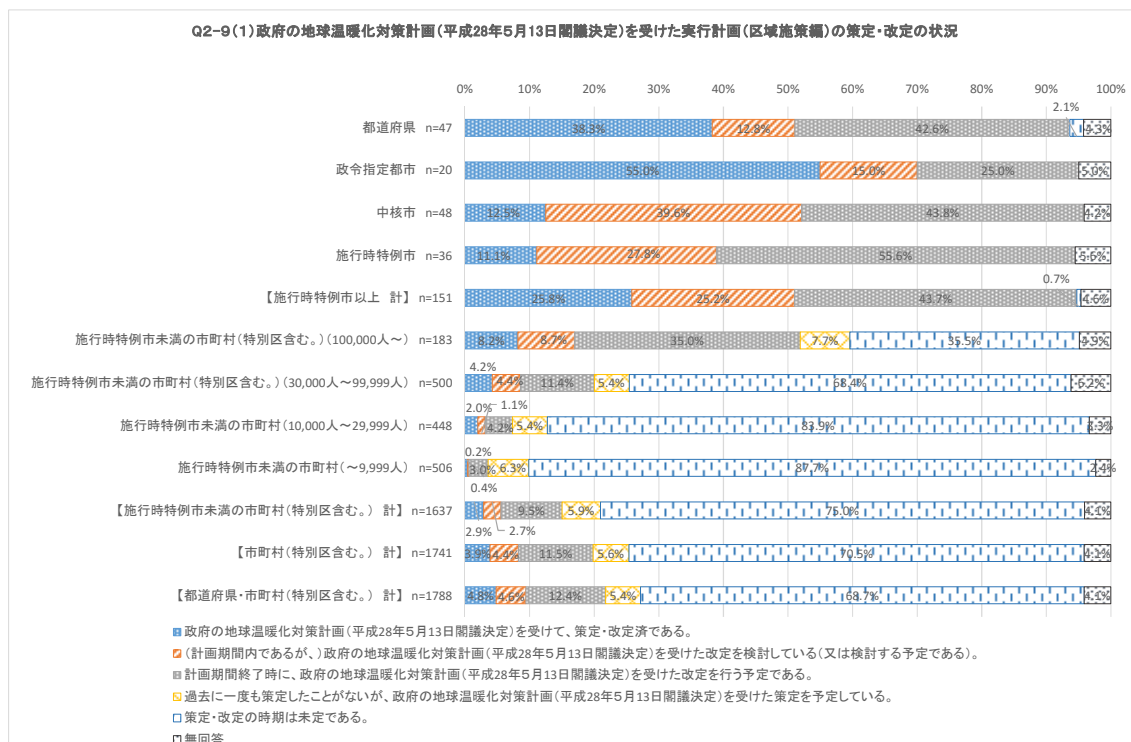
団体区分別回答状況を確認すると、回答数が最も多かった「策定・改定の時期は未定である。」は、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）で多く、政令指定都市～施行時特例市では 1 団体もなかった。次に多かった「計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。」は施行時特例市で多かったが、政令指定都市は逆に少なかった（表 199、図 226）。

表 199 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況（団体区分別）

項目	区分	人口規模	政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である。	(計画期間内であるが、)政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である。	過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している。	
団体数	都道府県		18	6	20	0	
	政令指定都市		11	3	5	0	
	中核市		6	19	21	0	
	施行時特例市		4	10	20	0	
	施行時特例市以上 計		39	38	66	0	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	15	16	64	14	
		30,000人～99,999人	21	22	57	27	
		10,000人～29,999人	9	5	19	24	
		～9,999人	2	1	15	32	
		計	47	44	155	97	
		市町村(特別区含む。)	計	68	76	201	97
		都道府県・市町村(特別区含む。)	計	86	82	221	97
割合	都道府県		38.3%	12.8%	42.6%	0.0%	
	政令指定都市		55.0%	15.0%	25.0%	0.0%	
	中核市		12.5%	39.6%	43.8%	0.0%	
	施行時特例市		11.1%	27.8%	55.6%	0.0%	
	施行時特例市以上 計		25.8%	25.2%	43.7%	0.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	8.2%	8.7%	35.0%	7.7%	
		30,000人～99,999人	4.2%	4.4%	11.4%	5.4%	
		10,000人～29,999人	2.0%	1.1%	4.2%	5.4%	
		～9,999人	0.4%	0.2%	3.0%	6.3%	
		計	2.9%	2.7%	9.5%	5.9%	
		市町村(特別区含む。)	計	3.9%	4.4%	11.5%	5.6%
		都道府県・市町村(特別区含む。)	計	4.8%	4.6%	12.4%	5.4%

項目	区分	人口規模	策定・改定の時期は未定である。	無回答	対象団体数	
団体数	都道府県		1	2	47	
	政令指定都市		0	1	20	
	中核市		0	2	48	
	施行時特例市		0	2	36	
	施行時特例市以上 計		1	7	151	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	65	9	183	
		30,000人～99,999人	342	31	500	
		10,000人～29,999人	376	15	448	
		～9,999人	444	12	506	
		計	1,227	67	1,637	
		市町村(特別区含む。)	計	1,227	72	1,741
		都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,228	74	1,788
割合	都道府県		2.1%	4.3%	100.0%	
	政令指定都市		0.0%	5.0%	100.0%	
	中核市		0.0%	4.2%	100.0%	
	施行時特例市		0.0%	5.6%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		0.7%	4.6%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	35.5%	4.9%	100.0%	
		30,000人～99,999人	68.4%	6.2%	100.0%	
		10,000人～29,999人	83.9%	3.3%	100.0%	
		～9,999人	87.7%	2.4%	100.0%	
		計	75.0%	4.1%	100.0%	
		市町村(特別区含む。)	計	70.5%	4.1%	100.0%
		都道府県・市町村(特別区含む。)	計	68.7%	4.1%	100.0%

図 226 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況（団体区分別）

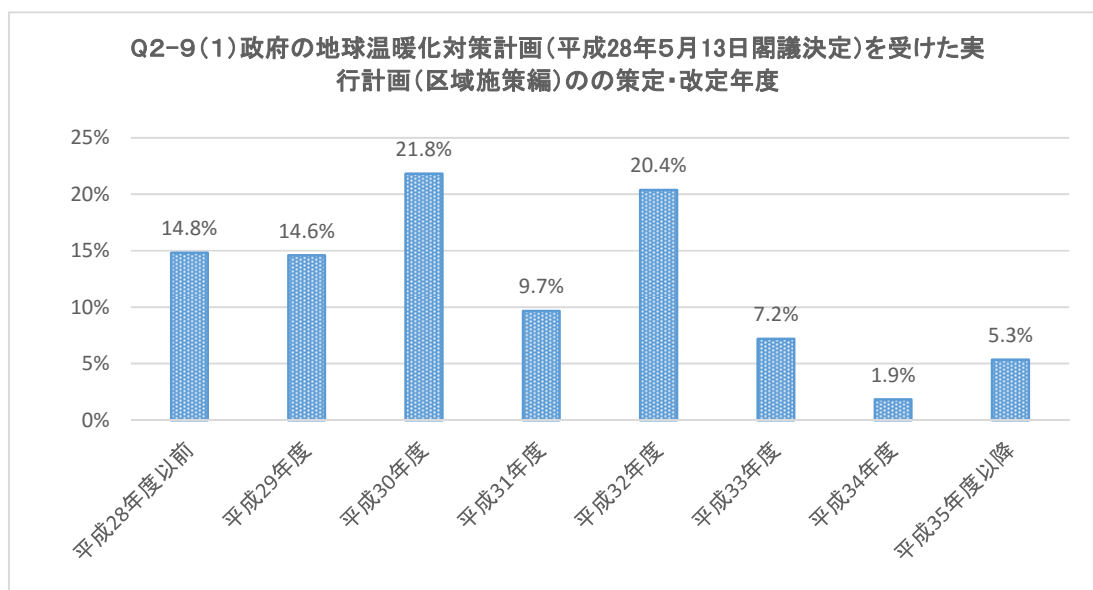


また、政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定年度は、「平成 30 年度」が 106 団体（21.8%）と最も多かった。次いで、「平成 32 年度」が 99 団体（20.4%）であった（表 200、図 227）。

表 200 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定年度

策定・改定年度	団体数	割合
平成28年度以前	72	14.8%
平成29年度	71	14.6%
平成30年度	106	21.8%
平成31年度	47	9.7%
平成32年度	99	20.4%
平成33年度	35	7.2%
平成34年度	9	1.9%
平成35年度以降	26	5.3%
無回答	21	4.3%
回答団体	486	100.0%

図 227 政府の地球温暖化対策計画を受けた実行計画（区域施策編）の策定・改定年度



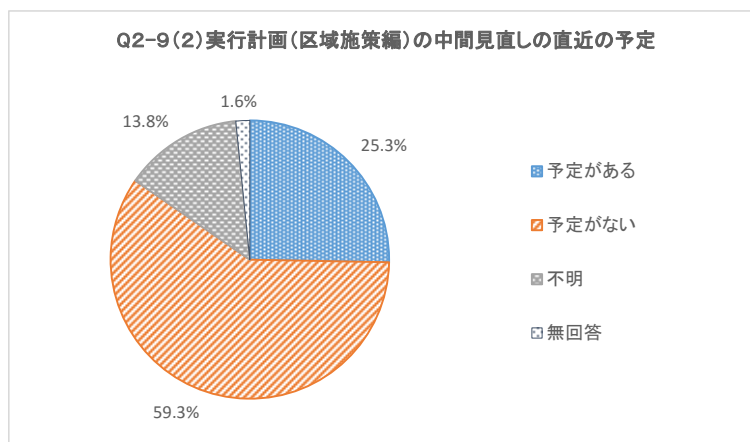
2) 実行計画（区域施策編）の中間見直しの予定

実行計画（区域施策編）の中間見直し（計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を視野に入れた全面的な進捗評価）の予定は、「予定がない。」が293団体（59.3%）で最も多かった（表 201、図 228）。

表 201 実行計画（区域施策編）の中間見直しの予定

中間見直しの予定	団体数	割合
予定がある。	125	25.3%
予定がない。	293	59.3%
不明	68	13.8%
無回答	8	1.6%
対象団体	494	100.0%

図 228 実行計画（区域施策編）の中間見直しの予定

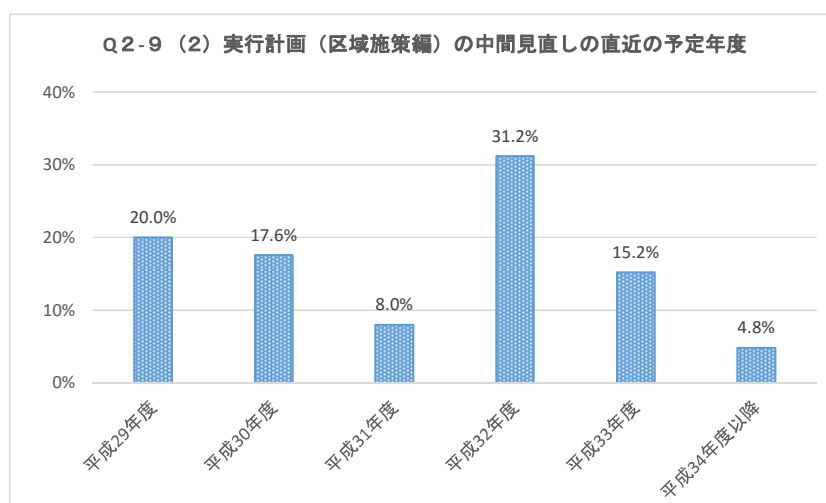


また、中間見直しの予定年度は、「平成 32 年度」が 39 団体（31.2%）と最も多く、次いで「平成 29 年度」が 25 団体（20.0%）であった（表 202、図 229）。

表 202 中間見直しの予定年度

中間見直し予定年度	団体数	割合
平成29年度	25	20.0%
平成30年度	22	17.6%
平成31年度	10	8.0%
平成32年度	39	31.2%
平成33年度	19	15.2%
平成34年度以降	6	4.8%
無回答	4	3.2%
回答団体	125	100.0%

図 229 中間見直しの予定年度



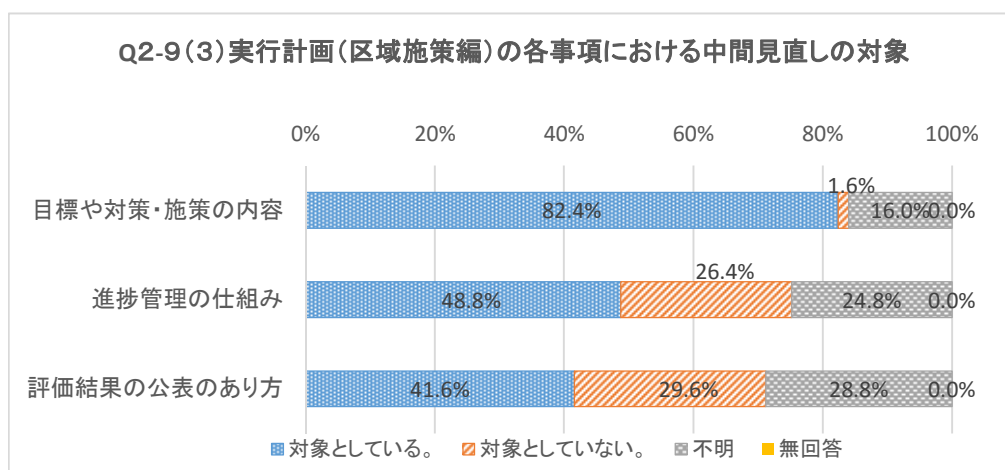
3) 実行計画（区域施策編）の各事項における中間見直しの対象

実行計画（区域施策編）の中間見直しの対象としている項目について、「目標や対策・施策の内容」は 103 団体（82.4%）、「進捗管理の仕組み」は 61 団体（48.8%）、「評価結果の公表のあり方」は 52 団体（41.6%）であった（表 203、図 230）。

表 203 実行計画（区域施策編）の各事項における中間見直しの対象

	団体数			割合		
	目標や対策・ 施策の内容	進捗管理の 仕組み	評価結果の 公表のあり 方	目標や対策・ 施策の内容	進捗管理の 仕組み	評価結果の 公表のあり 方
対象としている。	103	61	52	82.4%	48.8%	41.6%
対象としていない。	2	33	37	1.6%	26.4%	29.6%
不明	20	31	36	16.0%	24.8%	28.8%
無回答	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
対象団体	125	125	125	100.0%	100.0%	100.0%

図 230 実行計画（区域施策編）の各事項における中間見直しの対象



4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体において、現在実施している地球温暖化対策・施策は、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が 887 団体（49.6%）と最も多かった。次いで、「クールビズ及びウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用」が 865 団体（48.4%）であった。

現在実施している中で最も力を入れている対策・施策は、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が 436 団体（24.6%）で最も多かった。次いで「クールビズ及びウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用」が 169 団体（9.5%）と多く、この 2 対策は実施件数・最も力を入れている件数ともに多かった（表 204、図 231）。

「その他の取組」について、44 件の回答を得たが、主な対策分野としては地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項二号（区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進）に該当する事業が 25 団体（56.8%）で最も多かった（表 205～表 206）。

表 204 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

該当する取組	団体数		割合	
	該当する取組	最も力を入れている対策・施策	該当する取組	最も力を入れている対策・施策
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	887	436	49.6%	24.4%
クールビズ及びウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用	865	169	48.4%	9.5%
廃棄物焼却量の削減	586	84	32.8%	4.7%
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	481	61	26.9%	3.4%
公共交通機関の利用促進	463	16	25.9%	0.9%
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	429	6	24.0%	0.3%
次世代自動車の普及、燃費改善	424	18	23.7%	1.0%
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	413	54	23.1%	3.0%
エコドライブ及びカーシェアリング	404	8	22.6%	0.4%
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	350	57	19.6%	3.2%
都市緑化等の推進	345	1	19.3%	0.1%
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	310	10	17.3%	0.6%
森林吸収源対策	270	22	15.1%	1.2%
廃棄物最終処分量の削減	232	19	13.0%	1.1%
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	216	15	12.1%	0.8%
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化(改修)	195	5	10.9%	0.3%
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	171	5	9.6%	0.3%
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	171	7	9.6%	0.4%
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	138	3	7.7%	0.2%
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	136	4	7.6%	0.2%
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	131	2	7.3%	0.1%
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	128	3	7.2%	0.2%
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	106	1	5.9%	0.1%
冷媒管理技術の導入	100	0	5.6%	0.0%
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	94	0	5.3%	0.0%
J-クレジット制度の推進	83	7	4.6%	0.4%
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	79	0	4.4%	0.0%
道路交通流対策等の推進	68	1	3.8%	0.1%
浄化槽の省エネ化	56	4	3.1%	0.2%
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	47	0	2.6%	0.0%
エネルギーの面的利用の拡大	47	4	2.6%	0.2%
その他取組	44	30	2.5%	1.7%
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	40	0	2.2%	0.0%
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	40	0	2.2%	0.0%
施肥に伴う一酸化二窒素削減	38	1	2.1%	0.1%
業種間連携省エネの取組推進	33	0	1.8%	0.0%
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低aqWP(地球温暖化係数)化の推進	33	0	1.8%	0.0%
トラック輸送の効率化	29	0	1.6%	0.0%
混合セメントの利用拡大	25	0	1.4%	0.0%
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	21	0	1.2%	0.0%
共同輸配送の推進	20	0	1.1%	0.0%
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	20	1	1.1%	0.1%
バイオマスプラスチック類の普及	18	0	1.0%	0.0%
水田メタン排出削減	17	0	1.0%	0.0%
港湾における総合的な低炭素化(静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進)	15	0	0.8%	0.0%
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	12	0	0.7%	0.0%
海運グリーン化総合対策	8	0	0.4%	0.0%
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	2	0	0.1%	0.0%

図 231 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

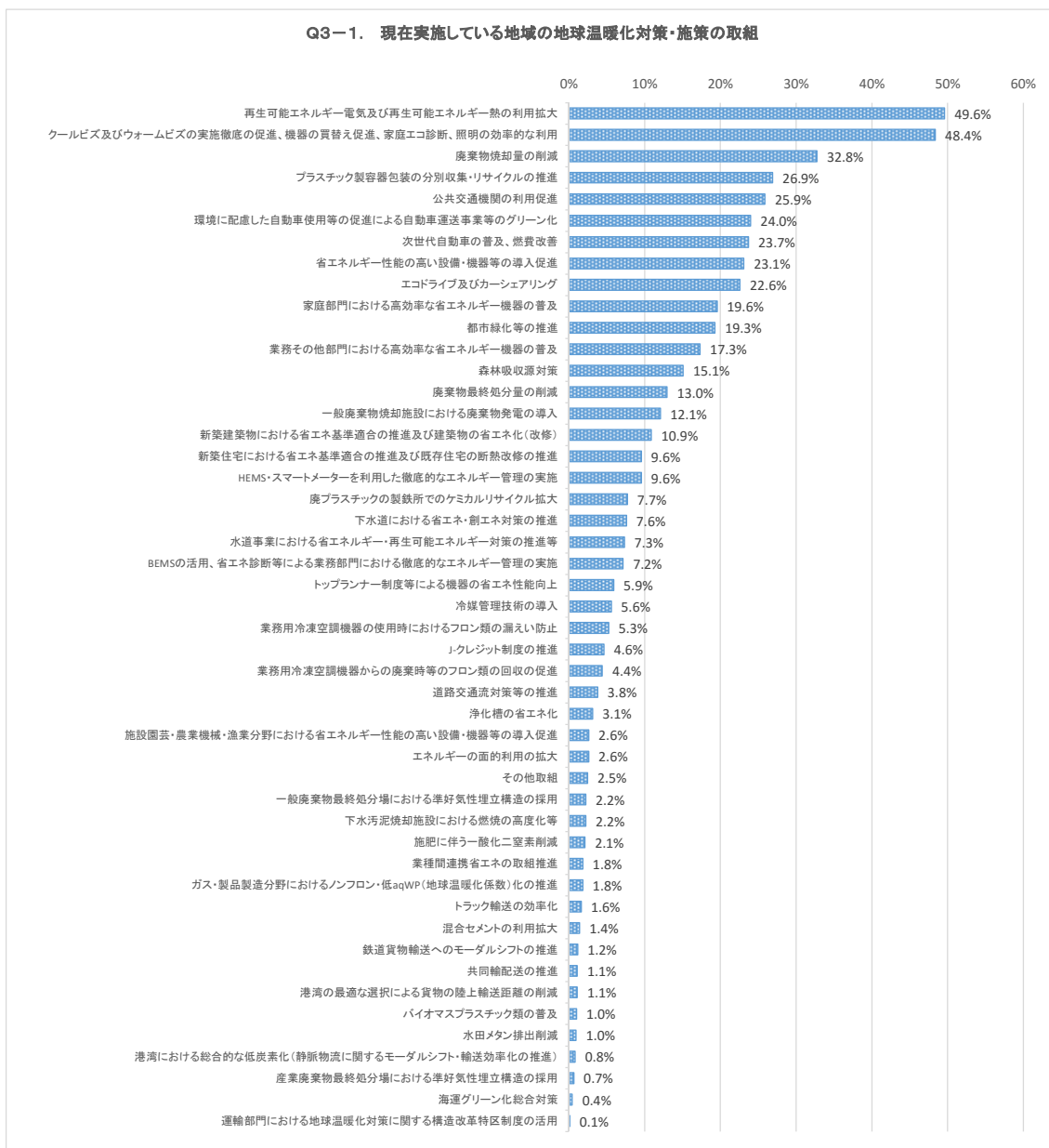


表 205 その他の取組の概要と主な対策分野（1/2）

都道府県名	団体名称	主な対策分野(※)				その他の取組の概要
		一号	二号	三号	四号	
北海道		○			○	水素社会形成に向けた取組
北海道	函館市		○			省エネ生活「はこだてエコライフ」の普及啓発
北海道	壮瞥町			○		防犯街路灯のLED化
北海道	芽室町		○		○	長いもつるネット等の農業残さをペレット燃料化
青森県						中小事業者に対するきめ細やかなサポートや、二酸化炭素の排出実態を踏まえた対象分野の重点化等により、中小事業者の一層の省エネ対策の促進を図る。
岩手県	一戸町				○	生ごみ発酵分解処理
宮城県	角田市				○	環境教育、環境学習の推進
宮城県	登米市	○				新・省エネルギーの導入を推進し、低炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を目的に、住宅用太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、木質バイオマス暖房機器を設置する当該市民に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
茨城県	古河市		○			みどりのカーテンとなる苗を市民や事業所・公共施設等に配布し、地球温暖化対策の啓発を図る。配布者へ実績報告書を提出してもらいコンテストを行っている。
群馬県			○			環境GS等事業者対策推進：産業・業務部門の省エネルギー及びCO2削減を進めるため、環境マネジメントシステムの普及を図る。
埼玉県			○			目標設定型排出量取引制度：温室効果ガスの多量排出を行う大規模な事業所を対象として、削減目標を設定し目標達成に努めていただく制度。自らの削減により目標を達成できない場合には排出量取引により、他事業所の削減量や再エネクレジットなどのオフセットクレジットを取得し、目標達成に充てることことができる。
埼玉県	秩父市				○	廃食油再生
千葉県	佐倉市	○	○		○	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金
千葉県	鋸南町	○	○			家庭用省エネルギー設備設置補助金の実施
東京都						一般廃棄物最終処分場におけるメタン発生抑制：埋立地から発生するメタンガスを回収し、発電に利用
東京都	中野区			○		カーボン・オフセットの推進
東京都	八王子市	○	○			地域地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）及び地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動
神奈川県	箱根町		○	○		地域における環境学習の推進
長野県	高山村				○	一般廃棄物（生ごみの堆肥化）
岐阜県	各務原市	○	○		○	こども達へ向けた環境啓発イベントの開催
愛知県	岩倉市		○	○		「緑のカーテンコンテスト」・・・地球温暖化防止の一環として、夏季の省エネルギーの対策に有効な「緑のカーテン」を広く展開していくことを目的として実施している。コンテストへの参加を促すため、ゴーヤ苗の無料配布を実施している。「CO2削減ライトダウンキャンペーン」・・・地球温暖化防止について広く周知するためのイベントを実施している。
三重県	亀山市		○			市民の環境活動に対してポイントを付与する「環境活動ポイント制度（AKP）」を計画・実施することによって、電気・ガスの使用量削減によるCO2削減推進や環境活動の参加を促し、環境活動への関心を高め、行動の定着化を図るため、平成26年度から3年間実施し、平成30年度からバージョンアップして実施します。
三重県	御浜町				○	選択肢No.16については、自力でペール化はしていません。No.7については、収集した容器包装プラスチック資源を、中間処理業者を通じて、製紙工場もしくは再生事業者により最終的にリサイクル頂いていることを補足します。 また、選択肢No.33につきましては、当町を含む隣接市町の3市町（熊野市の一部及び紀宝町を合わせて）で一部事務組合を組織して、RDF（固形燃料）化処理施設を稼働させておりますため、厳密には焼却施設にはあたりません。（※桑名市内の発電所で燃料資源としてリサイクルされています。） そのため、容器包装プラスチックの分別収集の徹底も含めた、生ごみその他の生活ごみの減量化が、当町における温室効果ガス削減対策の最重要項目と位置づけております。
滋賀県	大津市		○			地域センターによる地球温暖化についての普及啓発
京都府	福知山市		○	○		「みどりのカーテン実施率日本一プロジェクト」を市と市民が一体となって取り組んでおり、平成29年度の市内実施率は11.69%。「雨水タンク」や「生ごみ堆肥」との併用も普及啓発している。現在、市内では10軒が取り組んでおり、「カーテン作りがあらゆる環境行動につながる」として、力を入れている。※今年度、自治体政策評価オリンピックにおいて、「気候変動対策 先進事例表彰」を受けた。
京都府	向日市				○	家庭における省エネ・節電の推進

※地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第3項各号において定めるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。

一号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用促進

二号：区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進

三号：都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する利息環境の整備及び改善

四号：循環型社会の形成

表 204 その他の取組の概要と主な対策分野 (2/2)

都道府県名	団体名称	主な対策分野(※)				その他の取組の概要
		一号	二号	三号	四号	
大阪府			○			大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく届出制度および評価制度の実施
大阪府	吹田市	○	○	○	○	開発事業者に対する環境まちづくりの推進(環境配慮指針)。市民及び事業者と連携した啓発(環境パートナーシップ)。
兵庫県	神戸市		○			水素スマートシティー神戸構想の推進 水素エネルギーは、利用段階で地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出せず、将来の有望なエネルギーとして期待されており、本市では水素エネルギーの利活用のため、様々な取り組みを進めている。
兵庫県	伊丹市			○	○	伊丹市環境マネジメントシステム
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	豊岡らしい低炭素な暮らし方の推進
奈良県	天理市		○			市民・事業者・行政の全主体が参画、協働し、環境問題に取り組む。
和歌山県	御坊市		○			地球温暖化対策として、省エネルギーと温室効果ガスの削減につながるLED照明の普及促進に取り組んでいる。
鳥取県	境港市				○	境港市では軟質プラスチックを新しく作った専用の収集袋(可燃ごみより安価で市民にもメリットあり)で回収し、固形燃料に変えてリサイクルしている。(容器包装リサイクル法に基づかない)
広島県	海田町		○			「緑のカーテン」事業
山口県	下関市		○			LED防犯灯設置費補助事業
徳島県	徳島市		○			環境リーダーの育成
愛媛県	東温市		○			幼少期からの環境教育
福岡県	みやま市	○			○	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥をメタン発酵させ、発電と液肥を生み出すバイオマスセンターを整備している。
長崎県	壱岐市		○			家庭部門における温室効果ガスの削減についての啓発(環境教育・啓発イベント等)
熊本県	熊本市	○				「廃棄物処理の余剰エネルギー活用によるくまもと型地産地消エネルギーモデル・マスタープラン策定事業」: 熊本市の西部・東部環境工場の発電を一体化して、地域新電力の電源として地域の公共施設に供給し、地産地消を実現する。その際、近隣の避難拠点には自営線を敷設して電力供給し、防災拠点としての機能を充実させる。併せて、多様な形での排熱の有効活用や、省エネ・蓄電池の集中制御を行う。本事業の推進により、熊本地震後の地域課題である災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築と、公共施設等での再生可能エネルギーの更なる地産地消を両立する。
鹿児島県	日置市				○	①浄化槽設置補助金の市単独上乘支給の実施 ②生ごみを焼却処分せず堆肥化する。
鹿児島県	屋久島町				○	生ごみたい肥化
沖縄県				○		エネルギー多消費型事業者のLNG転換普及事業:エネルギー多消費型事業者等の行う環境対策に要する経費を補助することにより、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

※地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第3項各号において定めるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。

一号: 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用促進

二号: 区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進

三号: 都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する利息環境の整備及び改善

四号: 循環型社会の形成

表 206 その他の取組の主な対策分野

その他取組の主な対策分野	団体数	割合
一号	10	22.7%
二号	25	56.8%
三号	9	20.5%
四号	17	38.6%

5. 意見・要望

(1) 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援

1) 実行計画（事務事業編）

全団体（3,381 団体）で回答が最も多かったのは、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」で 2,197 団体（65.0%）が選択した。次いで、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（1,561 団体（46.2%））、「専門知識を有する外部人材・組織に関する情報」（1,523 団体（45.0%））となった（エラー! 参照元が見つかりません。、図 232）。

その他の意見として多かったのは、「人材確保、専門家配置・派遣」（244 団体（7.2%））、次いで、「予算措置、財政支援」（129 団体（3.8%））であった。

団体区分別では傾向に違いは見られなかった（表 208）。

表 207 実行計画（事務事業編）の策定・改定のために必要な行政支援

必要な行政支援	都道府県及び施行時特例市以上の市	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	一部事務組合等	合計	割合
実行計画(事務事業編)に盛り込む対策・施策に関する情報	119	1,092	986	2,197	65.0%
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	87	902	572	1,561	46.2%
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	86	692	445	1,223	36.2%
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	69	855	599	1,523	45.0%
実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	67	669	476	1,212	35.8%
その他	13	122	245	380	11.2%

図 232 実行計画（事務事業編）の策定・改定のために必要な行政支援

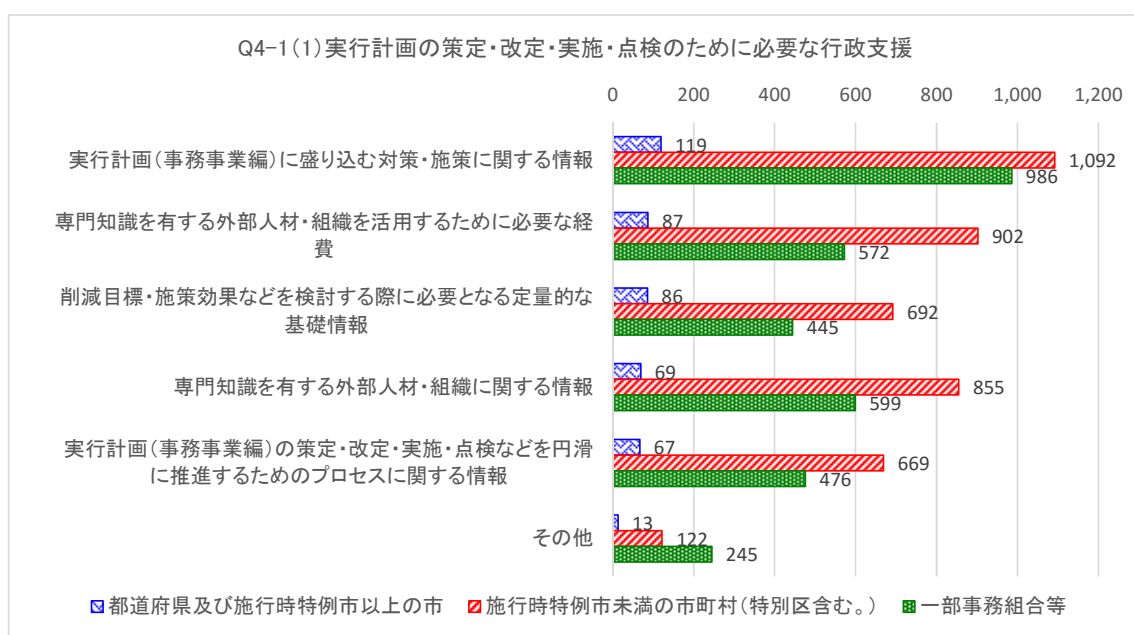


表 208 実行計画（事務事業編）の策定・改定のために必要な行政支援（その他）

必要な行政支援	都道府県及び施行時特例市以上の市	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	一部事務組合等	合計	割合
その他(予算措置、財政支援)	12	47	70	129	3.8%
その他(人材確保、専門家配置・派遣)	12	94	138	244	7.2%
その他	0	0	92	92	2.7%

2) 実行計画（区域施策編）

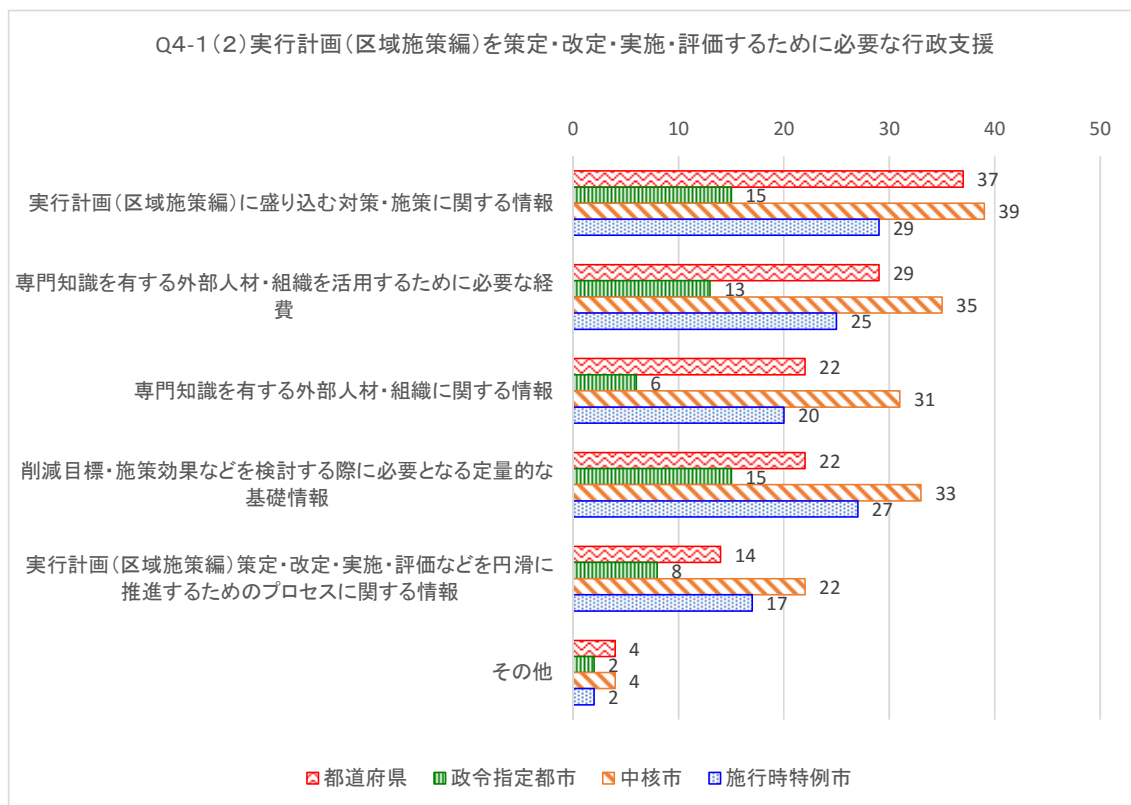
都道府県、政令指定都市及び中核市（施行時特例市含む。）151 団体で、回答が最も多かったのは、「計画に盛り込む対策・施策に関する情報」で 120 団体（79.5%）であった。次いで、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（102 団体（67.5%））、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（97 団体（64.2%））となり、実行計画（事務事業編）を策定・改定するために必要な行政支援と同様の傾向となった（エラー！参照元が見つかりません。、図 233）。

団体区分別では傾向に違いは見られなかった。

表 209 実行計画（区域施策編）の策定・改定のために必要な行政支援

必要な行政支援	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	合計	割合
実行計画(区域施策編)に盛り込む対策・施策に関する情報	37	15	39	29	120	79.5%
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	29	13	35	25	102	67.5%
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	22	6	31	20	79	52.3%
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	22	15	33	27	97	64.2%
実行計画(区域施策編)策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	14	8	22	17	61	40.4%
その他	4	2	4	2	12	7.9%

図 233 実行計画（区域施策編）の策定・改定のために必要な行政支援



(2) ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望

全団体（3,381 団体）で最も意見が多かったのが、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」の 1,718 団体(50.8%)で、次いで「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」(619 団体 (18.3%))、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」(606 団体 (17.9%)) となった。

団体区分別回答状況を確認すると、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」が最も多いのは同様であった。しかし、都道府県及び施行時特例市以上の市では、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」(38 団体)が「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」(36 団体)よりも多く、全団体とは逆であった。

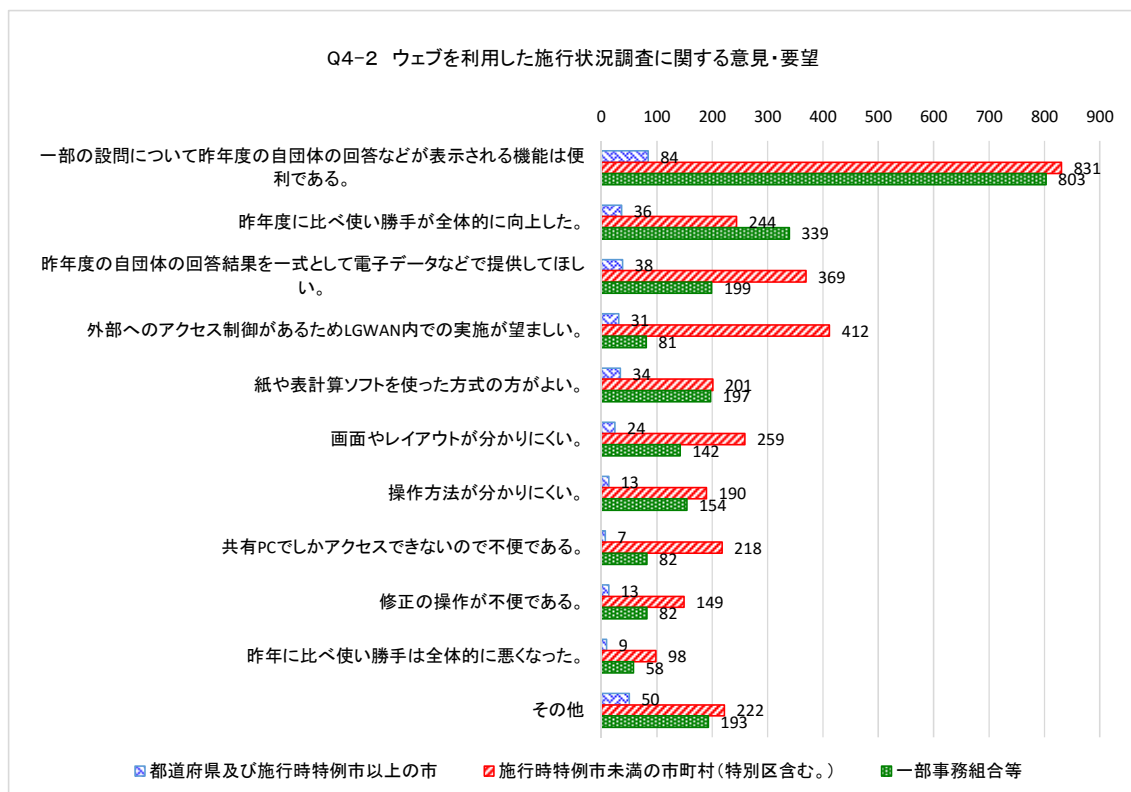
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、「外部へのアクセス制御があるため LGWAN 内での実施が望ましい。」(412 団体)が 2 番目に多く、次いで「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」(369 団体)となり、全団体の結果とは異なった。

一部事務組合等では、「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」(339 団体)が 2 番目に多く、団体区分ごとに異なる傾向を示した（エラー! 参照元が見つかりません。、図 234）。

表 210 ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望

意見・要望	都道府県及び施行時特例市以上の市	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	一部事務組合等	合計	割合
一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。	84	831	803	1,718	50.8%
昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	36	244	339	619	18.3%
昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。	38	369	199	606	17.9%
外部へのアクセス制御があるため LGWAN 内での実施が望ましい。	31	412	81	524	15.5%
紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。	34	201	197	432	12.8%
画面やレイアウトが分かりにくい。	24	259	142	425	12.6%
操作方法が分かりにくい。	13	190	154	357	10.6%
共有PCでしかアクセスできないので不便である。	7	218	82	307	9.1%
修正の操作が不便である。	13	149	82	244	7.2%
昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった。	9	98	58	165	4.9%
その他	50	222	193	465	13.8%

図 234 ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望



その他の意見は、エラー! 参照元が見つかりません。の内容に区分して集計した。内容的にはウェブ操作に関するものが 131 団体で最も多く、次いで質問内容に関するものが 103 団体であった (エラー! 参照元が見つかりません。)

表 211 その他の意見

その他の内容	都道府県及び施行時特例市以上の市	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	一部事務組合等	合計
ウェブ操作に関するもの	14	76	41	131
質問内容に関するもの	18	54	32	104
質問数量に関するもの	11	62	7	80
調査手法、庁内手続き等に関するもの	4	27	17	48
エクセル調査票に関するもの	9	9	4	22
その他	2	18	47	67

(3) 環境省に対する意見、要望

全団体(3,381 団体)で最も意見が多かったのが、「その他」が 222 団体(6.6%)であったが、それ以外では「実行計画の策定について」の 145 団体(4.3%)が最も多かった。次いで「温室効果ガス排出量算定について」(121 団体(3.6%))、「電力自由化による状況の変化について」(104 団体(3.1%))となった。

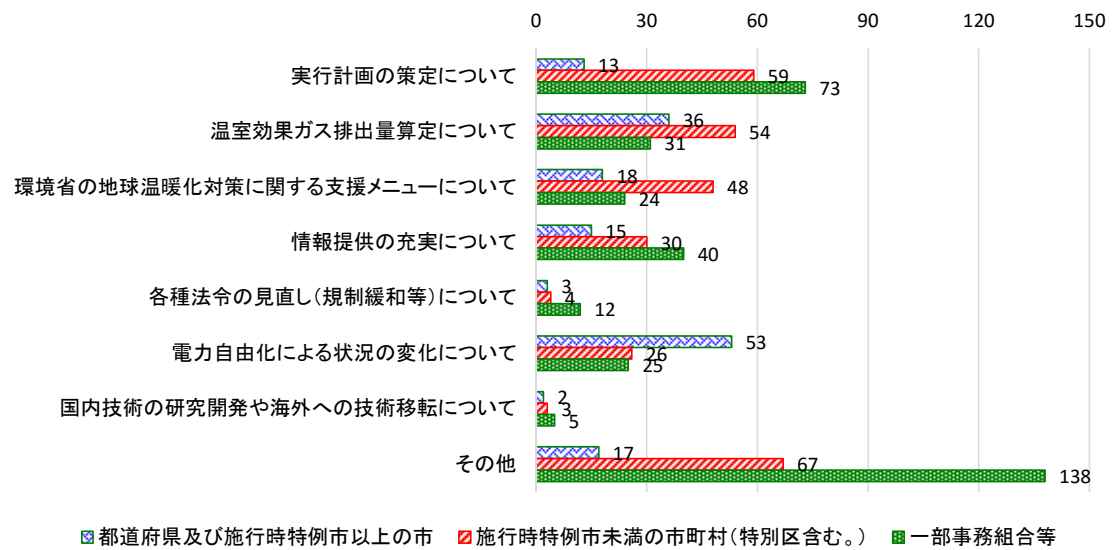
団体区分別回答状況を確認すると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、「電力自由化による状況の変化について」(53 団体)が最も多く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」(36 団体)、「環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて」(18 団体)であり、施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)と地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)では、「実行計画の策定について」(59 団体、73 団体)が最も多い結果となった(エラー! 参照元が見つけられません。、図 235)。

表 212 環境省に対する意見、要望

意見、要望	都道府県及び施行時特例市以上の市	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	一部事務組合等	合計	割合
実行計画の策定について	13	59	73	145	4.3%
温室効果ガス排出量算定について	36	54	31	121	3.6%
環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	18	48	24	90	2.7%
情報提供の充実について	15	30	40	85	2.5%
各種法令の見直し(規制緩和等)について	3	4	12	19	0.6%
電力自由化による状況の変化について	53	26	25	104	3.1%
国内技術の研究開発や海外への技術移転について	2	3	5	10	0.3%
その他	17	67	138	222	6.6%

図 235 環境省に対する意見、要望

Q4-3 環境省に対する意見、要望



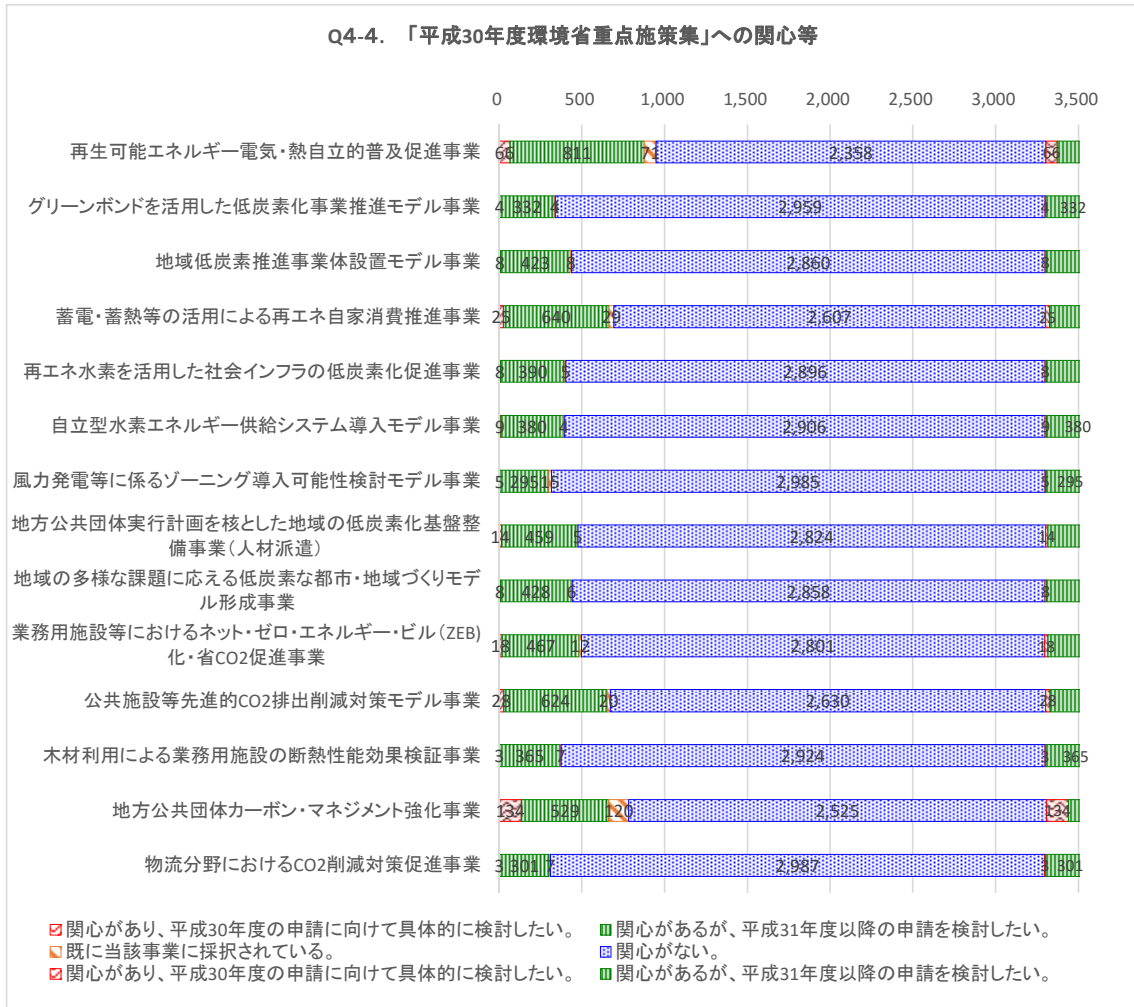
(4) 「平成30年度環境省重点施策集」への関心等

「平成30年度環境省重点施策集」について事業別に見ると、「関心があり、平成30年度の申請に向けて具体的に検討したい。」と回答された中で最も多かったのは「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」で134団体(4.0%)であり、次いで「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の66団体(2.0%)であった。また、「既に当該事業に採択されている。」と回答された事業も、同じ2事業であった。しかし、「関心がない」以外の合計は「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」が783団体(23.2%)で、「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」が948団体(28.0%)となり順位が逆転した(エラー! 参照元が見つかりません。、図236)。

表 213 「平成30年度環境省重点施策集」への関心等

事業名	団体数				割合			
	関心があり、平成30年度の申請に向けて具体的に検討したい。	関心があるが、平成31年度以降の申請を検討したい。	既に当該事業に採択されている。	関心がない。	関心があり、平成30年度の申請に向けて具体的に検討したい。	関心があるが、平成31年度以降の申請を検討したい。	既に当該事業に採択されている。	関心がない。
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	66	811	71	2,358	2.0%	24.0%	2.1%	69.7%
グリーンボンドを活用した低炭素化事業推進モデル事業	4	332	4	2,959	0.1%	9.8%	0.1%	87.5%
地域低炭素推進事業体設置モデル事業	8	423	8	2,860	0.2%	12.5%	0.2%	84.6%
蓄電・蓄熱等の活用による再エネ自家消費推進事業	25	640	29	2,607	0.7%	18.9%	0.9%	77.1%
再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業	8	390	5	2,896	0.2%	11.5%	0.1%	85.7%
自立型水素エネルギー供給システム導入モデル事業	9	380	4	2,906	0.3%	11.2%	0.1%	86.0%
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業	5	295	15	2,985	0.1%	8.7%	0.4%	88.3%
地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(人材派遣)	14	459	5	2,824	0.4%	13.6%	0.1%	83.5%
地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業	8	428	6	2,858	0.2%	12.7%	0.2%	84.5%
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業	18	467	12	2,801	0.5%	13.8%	0.4%	82.8%
公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業	28	624	20	2,630	0.8%	18.5%	0.6%	77.8%
木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業	3	365	7	2,924	0.1%	10.8%	0.2%	86.5%
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	134	529	120	2,525	4.0%	15.6%	3.5%	74.7%
物流分野におけるCO2削減対策促進事業	3	301	7	2,987	0.1%	8.9%	0.2%	88.3%

図 236 「平成30年度環境省重点施策集」への関心等



(5) 環境省が公表する再生可能エネルギーのポテンシャル情報

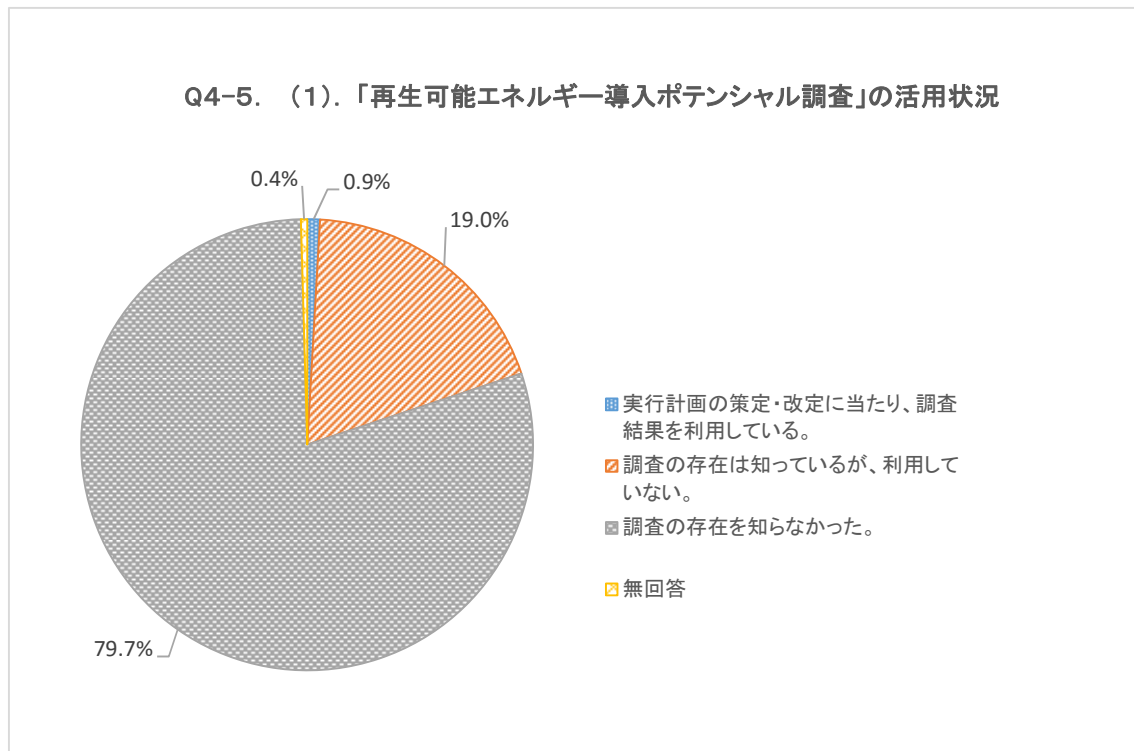
1) 「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の活用状況

「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の活用状況について、全団体(3,381 団体)のうち3,366 団体(99.6%)から回答が得られた。回答された中では、「調査の存在を知らなかった。」が2694 団体(79.7%)で最も多く、「調査の存在は知っているが、利用していない。」と回答したのは641 団体(19.0%)であった(エラー! 参照元が見つかりません。、図 237)。

表 214 「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の活用状況

活用状況	団体数	割合
実行計画の策定・改定に当たり、調査結果を利用している。	31	0.9%
調査の存在は知っているが、利用していない。	641	19.0%
調査の存在を知らなかった。	2694	79.7%
無回答	15	0.4%

図 237 「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の活用状況



2) 再生可能エネルギー事業の導入計画の策定・実施等に当たりデータベースに搭載することが有益であると考えられる機能・データ

データベースに搭載することが有益であると考えられる機能・データについて、全団体（3,381 団体）で最も意見が多かったのが、「再生可能エネルギーの導入状況」のが 2,176 団体（64.4%）で、次いで「再生可能エネルギーの導入による経済効果」が 1,788 団体（52.9%）、「再生可能エネルギーの導入ポテンシャル」が 1,269 団体（37.5%）となった（エラー! 参照元が見つかりません。、図 238）。

表 215 データベースに搭載することが有益であると考えられる機能・データ

機能・データ	団体数	割合
再生可能エネルギーの導入状況	2,176	64.4%
再生可能エネルギーの導入による経済効果	1,788	52.9%
再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	1,269	37.5%
各再生可能エネルギーの事業性評価ツール	958	28.3%
動植物の分布図等の環境配慮情報	809	23.9%
その他	188	5.6%

図 238 データベースに搭載することが有益であると考えられる機能・データ

